

招集期日 平成23年10月17日(月曜日) 第4日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月17日(月曜日)午前 9時33分

散 会 10月17日(月曜日)午後 6時27分

出席委員	委員長	金子俊雄	副委員長	永澤美恵子
	委員	石田芳夫	委員	小出亘
	委員	金澤秀信	委員	関谷真奈美
	委員	横田淳一	委員	小島清人
	委員	齋藤國男		

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長 区画整理部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 嵩 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	沼 井 俊 明	佐 藤 大 輔

△ 開議の宣告（午前 9時33分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち都市経済常任委員会所管のものについて審査を行います。

まず、環境経済部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、決算の概要説明については、新しく事業等を行ったもの、または特別なものについて説明を願うこととし、組織順に担当課長より簡潔に説明を願います。

それでは、説明を願います。

まず、環境課所管のもの。

環境課長 それでは、環境課所管の事業概要についてご説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして主なものをご説明申し上げます。事項別明細書の22、23ページをお開きください。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料、備考欄1の納骨堂使用料147万7,000円につきましては、納骨壇及び礼拝堂の使用料でございます。

次に、事項別明細書28、29ページをお開きください。項2手数料、目3衛生手数料、節2保健衛生手数料、備考欄2犬の登録手数料581万8,780円につきましては、狂犬病予防法に基づき犬の登録事務に係る手数料でございます。

次に、歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。こちらは決算報告書にその説明をさせていただきましたので、事項別明細書とあわせてお開きいただきますようお願い申し上げます。

まず、事項別明細書のほうは134、135ページ、決算報告書のほうは102ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、大事業、瑞穂斎場組合負担金1億2,018万7,000円につきましては、入間市、瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市の4市1町の一部事務組合で運営する斎場業務に要する経費の負担金となります。

次に、事項別明細書の136、137ページ、目3環境保全費、大事業、環境保全推進事業、中事業、環境の保全及び創造に資する助成事業367万3,000円ですが、決算報告書のほうでもあわせて102、103ページとなっております。

1つは、住宅用太陽光発電システムの補助金で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会構造及び地球温暖化防止に寄与する目的で、平成21年度から制度を導入しているもの

でございます。当初予算で40件、補正予算で30件を予算化、執行し、大変な好評を得まして、70件の市民の方々に利用いただきました。

2つ目としましては、雨水利用タンク補助金で雨水の有効利用を促進し、良好な水環境の確保に資する目的で平成13年6月から制度化したものでございます。22年度は16件の利用がございました。

続いて、事項別明細書136から137ページ、決算報告書では103、104ページとなります。目4公害対策費、大事業、公害関係調査分析関係費1,123万9,977円につきましては、主なものとして入間川、霞川、不老川の水質調査、市内の主要な道路での排ガスや騒音調査、ダイオキシン類等の調査や分析費用となっております。いずれの調査も前年度と比較して大きな変化は見られませんでした。

最後に、事項別明細書142、143ページ、決算報告書では117、118ページとなります。款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、大事業、入間西部衛生組合負担金2億9,044万9,000円につきましては、入間市、日高市から成る2市の一部事務組合で運営し、し尿及び浄化槽汚泥の処理に要する経費の負担金でございます。

以上をもちまして環境課の概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 次は、総合クリーンセンター所管のもの。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 それでは、総合クリーンセンター所管の主な決算につきましてご説明申し上げます。

クリーンセンターは、市民及び事業者からの排出されるごみを安心、安全、安定的に処理するとともに、市民のご協力のもと、循環型社会の構築を目指し、より一層のごみ減量に取り組んでいるところでございます。おかげさまで平成22年度のごみ排出量は4万7,961トン、前年度対比1,336トン、率にして約2.7パーセントの減量となっております。これは平成18年度から5年連続で減少しております。クリーンセンターの取り組みの一つであります事業系ごみの減量3カ年計画の2年目に当たる平成22年度は、紙類の搬入を規制し、さらにその徹底を図るため、許可業者及び事業系ごみ持ち込み業者の内容物検査を職員により随時実施いたしました。引き続き平成23年度は、廃プラスチック類の搬入規制を実施しております。排出量の減少要因といたしましては、事業者のリサイクルに対する意識の高まり、経済状況等によるところが大きいとは思いますが、こういった取り組みも減少要因の一つに挙げられると思っております。このような取り組みはさらにごみの減量につながることを期待するところでございます。

初めに、平成22年度決算特別委員会で資源物売払代金について市場単価を注視し、業者と

の契約方法の見直しを含め適正な売払収入になるよう努力するとの審査意見をいただいたところでございます。従来の形態を平成23年度より契約期間を半期単位、上、下に分けまして変更いたしました。半期ごとに見積もり合わせにより売却先を決定する方式に変更いたしました。

それでは、歳入からご説明申し上げます。決算事項別明細書28から29ページ、決算報告書23ページをお開きいただきたいと思います。目3衛生手数料、節1清掃手数料、細節3廃棄物処理手数料1億3,846万8,150円でございますが、この手数料は条例の規定によりまして一般家庭から排出される一時多量廃棄物及び事業活動に伴い生ずる一般廃棄物、これをクリーンセンターに搬入する際の処分手数料として徴収したものでございます。前年度対比で1,228万5,750円の減額となっておりますが、これは冒頭ご説明いたしましたごみの受け入れ量、主に事業系でございますが、これが減ったことによるものでございます。

次に、決算事項別明細書71ページ、決算報告書26ページをお開きいただきたいと思います。目1雑入、節4雑入、細節19資源物等売払代金1億315万5,371円のうち1億247万5,831円でございますが、これは一般家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、空き缶等の資源物を回収し、有価物として売却したものでございます。前年度対比で売却量は約11.7トンと微増でございますが、売却額は4,811万5,965円、率にいたしますと約89パーセントの大幅な増額になっております。これは売却資源物のうちスチール、アルミ等の市場価格が平成20年8月に開催されました北京五輪後、大暴落いたしまして、平成21年度の売買単価に影響いたしましたけれども、平成22年度の市場価格はほぼ五輪特需前の価格まで上昇したことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。決算事項別明細書144から145ページ、決算報告書121から122ページをお開きいただきたいと思います。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費、大事業、ごみ運搬処分事業費1億3,707万9,159円につきましては、前年度対比で3,323万2,997円、率にして約19.5パーセントの減額になっております。これは前年度は焼却灰の再生処分、量にいたしまして696.2トンを生産処分実施したわけでございますが、平成22年度は財政上の事情等から、この再生処分事業が実施できなかったことによるものでございます。

以上で総合クリーンセンター所管の決算概要説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、みどりの課所管のものを申し上げます。

みどりの課長 それでは、みどりの課所管の主な決算概要につきまして歳入からご説明申し上げます。

初めに、事項別明細書36ページから37ページ、決算報告書では23ページでございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金、25社会資本整備総合交付金2,391万円のうちみどりの課所管分は1,500万円となりますが、昨年度までの都市公園事業統合補助金が平成22年度から交付金化されたものであり、「加治丘陵さとやま計画」に基づく自然体験区域の公有地化事業に対して交付されたものでございます。なお、この交付金の国費率は3分の1でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。事項別明細書162ページから163ページでございます。款8土木費、項3都市計画費、目3公園費、大事業、公園等管理事業5,046万7,331円は、みどりの課が管理しています都市公園等211の公園に係る維持管理等のための費用を執行したものでございます。

次に、事項別明細書164ページから165ページ、そして166ページ、167ページでございます。また、決算報告書では142ページ、143ページ、そして144ページでございます。款8土木費、項3都市計画費、目6緑化推進費、大事業、加治丘陵対策事業2億88万6,016円の主なものは、防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金や社会資本整備総合交付金を活用し、保全用地の取得を進めました。この結果、用地取得面積は約86ヘクタールとなり、文化交流区域、武蔵野音楽学園敷地となりますが、この40ヘクタールを除く384ヘクタールでの取得率は22.5パーセントとなりました。また、自然公園区域においては、その取得面積は41.9ヘクタールとなり、その取得率は約38パーセントとなっています。また、加治丘陵さとやま自然公園見直し計画に基づき、最初の施設整備である（仮称）山仕事の広場整備工事（その1）に着手をいたしました。今年度は主に広場の造成工事や管理用車両の駐車場整備、木製遊具及び野外卓の設置を行いました。なお、公有地化した用地の管理につきましては、市民ボランティア団体には無償で、またNPO法人等に下草刈りや間伐を委託をしております。

次に、同じく167ページとなりますが、大事業、緑化推進事業1,871万7,457円及び市民の森整備事業213万9,474円は、市街地を中心とした保護樹林及び市民の森の維持管理を行い、また花いっぱい運動の奨励や生け垣設置奨励補助金の交付など家庭内緑化や都市緑化の推進を図りました。

最後に、同じく167ページとなりますが、大事業、自然保護事業167万944円は、自然保護思想の普及啓発のため、自然展、野鳥展及び自然観察会を実施し、また谷田の泉を初めとする市内の大切な自然環境や希少動植物の保全に努めました。

以上がみどりの課所管の概要説明です。よろしく審議をいただきますようお願いいたします。

委員長 次に、農政課所管のものをお願いします。

農政課長 おはようございます。それでは、農政課所管の主な決算状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。事項別明細書25ページをお開きください。目5農林使用料、節1農業使用料、細節1農村環境改善センター使用料257万910円は、3年間のうちで微増で推移しております。

次に、53ページをお開きください。目5農林水産業費県補助金、節3農業振興費補助金、細節35茶小規模条件整備事業費補助金66万円は、広域に広がる病害虫の駆除を効果的に実施することを目的とした機械整備と、一番茶摘採前の降霜、霜の被害ですが、被害を防ぐための防霜ファンの設置に対する県補助金です。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。148ページをお開きください。目3農業振興費35万4,000円の予備費支出は、151ページの大事業、農業災害支援対策事業で支出しました。これは昨年8月以降の高温乾燥によって被害を受けたサトイモ生産者に、入間市農業災害対策要綱に基づき被害者に対し23年産の種芋及び地力回復の肥料購入費の一部を補助いたしました。

同じく151ページ、中事業、環境保全型農業推進事業75万923円につきましては、環境配慮資材購入などに対し助成を行いました。環境配慮資材の生分解性マルチシートは環境への負荷が少なく、農作業の省力化にもつながるということで、露地野菜農家を中心に使用しております。昨年度の使用料は200メートル巻きのマルチシートで換算しますと約230本を使用しました。重量にすると960キログラムを超えるマルチシートの焼却を抑えることができました。

同じく目4畜産業費18万2,000円の予備費支出は、151ページの大事業、防疫促進事業で支出しました。これは宮崎県で発生しました口蹄疫蔓延を阻止するための牛、豚の飼育関係者に消毒用の消石灰を10袋ずつ配布いたしました。

同じく目4畜産業費、大事業、畜産振興事業380万9,000円は、畜産業を営む農家団体が組織的に取り組む畜産環境浄化事業の薬剤購入費として補助しました。

有機堆肥利用促進事業では、家畜排せつ物を有効利用した堆肥約930トンを利用することができました。毎年市内の全家畜農家を巡回し、環境面、衛生面などの状況把握に努めました。今後も畜産環境の改善について指導、支援していきたいと思っております。

最後に、ページが戻りますが、事項別明細書149ページをお開きください。中段下の大事業、魚類放流事業につきましては、効果はなかなか見られませんので、22年度で終了いたしました。

続いて、事項別明細書151ページをお開きください。151ページの上段の中事業、援農ボランティア養成事業につきましても、10年間実施しましたが、事業の進展が見られないということで、22年度で終了いたしました。

同じく同ページ、中事業、農業後継者団体等育成事業費補助金につきましても、長年補助

をしておりましたが、目的を達成したと判断できますので、後継者団体の会長さん三役さんと相談した上で了解が得られましたので、22年度で補助の支出を中止しました。

以上で農政課所管概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 次に、商工課所管のものをお願いします。

商工課長 商工課所管の主なものについてご説明させていただきます。

まず、歳入につきまして、事項別明細書50から51ページの一番下の欄をごらんください。款16県支出金、項2県補助金、目4労働費県補助金の5,717万3,356円につきましては、埼玉県の緊急雇用に関する事業費補助でありまして、12の事業を行い、72名の雇用ができました。

次に、歳出の労働費関係について主なものをご説明申し上げます。事項別明細書146ページから147ページをごらんください。款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費のうち内職相談員報酬169万2,000円及び労働相談・労働講座開催事業44万7,000円につきましては、雇用対策の一つとして常設の内職相談員を初め社会保険労務士による月1回の労働相談及び若年者就業相談のほか、パソコン講座及びハンダづけ講習会を開催し、就労支援を行いました。勤労福祉センターにおける諸工事費111万3,000円につきましては、施設内の大会議室にある3基のエアコンのうち2基が故障し、修理不能になりましたので、設置工事を行ったものがあります。この勤労福祉センターは、昭和62年に開設され、24年を経過しており、各器具が老朽化しております。ちなみに、今年度は正面入り口の自動ドアの修理も行っております。勤労福祉センターにつきましては、今後も修繕費がかかる見込みであります。

次に、シルバー人材センター補助金700万円につきましては、現在直面している超高齢社会においてふえ続ける高齢者の雇用確保と健康増進を図るため、引き続き支援をいたしました。

入間市勤労者福祉サービスセンター補助金1,500万円につきましては、中小事業所で働く勤労者及びその経営者への福利厚生事業の充実を推進するため、引き続き支援をいたしました。

次に、152ページから153ページをごらんください。商工費関係について主なものをご説明申し上げます。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費のうち商業振興事業3,080万4,622円につきましては、商工会や各地区の商店街などが実施する販売促進事業やイベント、あるいは大学との連携による中心市街地活性化推進事業などに支援を行い、商業の振興を図りました。工業振興事業のうちの工業会補助金149万円につきましては、工業会91社に対し国の支援制度を案内するほか、企業人権講演会を開催するなど各事業所の雇用の維持や経営安定を支援いたしました。

1 ページめくっていただきまして、地域産業振興事業209万1,054円につきましては、西部地域の中小企業が一堂に会し、自社の製品や技術をアピールする埼玉県西部地域産業技術展示交流会、通称「コアリッション」の開催や、市内の小規模事業所を中心とする「元気な入間ものづくりネットワーク」への引き続き支援を行い、中小事業所の育成と連携強化に努めました。

次に、目3 観光費、観光協会補助金700万円につきましては、通常な事業のほか、おととしに封切りされました「ホッタラケの島」というアニメ映画をとらえ、登場人物のテオ君の着ぐるみを入間市観光大使に任命し、各種催し物に参加し、入間市をアピールいたしました。平成22年10月の北本市「まち観フェスタ」に参加したほか、23年3月に高坂パーキングエリアで予定をしておりましたが、東日本大震災の影響で延期といたしました。

以上が商工課所管の概要であります。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

次に、農業委員会事務局所管のものをお願いします。

農業委員会事務局長 それでは、農業委員会事務局の決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。事項別明細書28から29ページをお開きください。

款14使用料及び手数料、項2 手数料、目5 農林手数料9,600円につきましては、現地確認証明及び受理証明計48件の証明書を交付した手数料でございます。

次に、52から53ページをお開きください。款16県支出金、項2 県補助金、目5 農林水産業費県補助金のうち187万9,000円は、農業委員及び事務局職員の手当等に要する経費に対しまして交付されます農業委員会交付金を受け入れたものでございます。

次に、76から77ページをお開きください。款21諸収入、項5 雑入、目1 雑入のうち農業者年金業務受託収入14万9,200円は、独立行政法人農業者年金基金からの業務委託金を受け入れたものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。事項別明細書148から149ページをお開きください。款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費の概要についてご説明を申し上げます。大事業、報酬、中事業、農業委員会委員報酬1,035万9,131円は、農業委員22人分の報酬でございます。毎月1回、農業委員会総会を開催いたしまして、農地法等に基づきまして184件の許可申請や届け出等を処理いたしました。

大事業、農業委員会運営費、中事業、事務費236万362円の主なものにつきましては、農業委員会会議録調製業務の委託料49万3,920円、農家台帳管理システムに係る保守点検業務の委託料78万7,500円でございます。

以上が農業委員会事務局所管の概要説明でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長 これより環境経済部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款17財産収入、款18寄附金、款19繰入金、款21諸収入について質疑を願います。

横田委員 1件ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、事項別明細書71ページ、報告書26ページで、資源物等売払代金、このご説明で売却の数量、これはほとんど21年、22年と変わっていないけれども、売却の代金のほうがほぼ倍です。八十数パーセントふえたというお話だったと思うのですけれども、その中で単価が上がったものをちょっとスチールと、あと幾つかおっしゃられたと思うのですけれども、ちょっとそれ聞き漏らしたので教えていただければと思います。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） それでは、お答えを申し上げます。

単面的に上がったものといえますと、スチール、それからアルミ、それからペットボトル、新聞、雑誌、段ボール等の売却代金が上昇したために売上金が上がったものでございます。

以上でございます。

関谷委員 事項別明細書の28、29ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料のうち犬の登録手数料についてお伺いいたします。

平成22年度の登録された犬の頭数と、ここ数年の登録数をお伺いします。

環境課長 平成22年度の新規登録の頭数は644頭でございます。過去の頭数も合わせてお聞きしたいということでございましたので、平成21年度、その前の年の新規登録が706頭、平成20年が752頭、平成19年が870頭です。新規頭数のほうはこのように減ってきてございます。ただし、一方で更新のほうの登録数のほうが増加してございまして、平成22年度のほうは更新が6,914頭、21年度は6,904頭、20年度が6,839頭、19年度が6,659頭と新規のほうは若干目減りしてはございますけれども、その分更新のほうの登録の件数がふえているということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

関谷委員 新規の登録の数が年々減ってきているのですけれども、これは犬を飼う人が減ってきたのか、または登録する人が減ってきたのか、どちらとお考えでしょうか。

環境課長 平成22年度の例で言いますと、犬の登録は年度当初より年度末になりますといろいろわんちゃんの転出・転入等もございまして、死亡等もございまして、125頭多くなってございます。そうしたことから頭数自体はそれほど変わっていないのかなというふうに私理解してございます。

以上です。

関谷委員 済みません。ちょっと理解できなかつたのですけれども、平成19年度は870頭、徐々に新規が減って行って、平成22年度が644頭減ってきていると思うのですけれども、ごめんなさい。ちょっとご答弁が理解できなかつたので、もう一回同じ質問をしますけれども、犬を飼う人が少なくなってきたから登録料が自然に減ったのか、登録しない人がふえたから減ったのか、どちらなのかちょっともう一回、ごめんなさい。お伺いします。

環境課長 では、平成19年と22年の頭数でお話ししますと、先ほど新規と更新の登録をお話しさせてもらいましたけれども、19年の870頭から22年644頭という約230頭ほど新規のほうは減っているという理解だと思います。一方で更新のほうは、6,659頭から6,914頭、同じように約300頭弱の頭数ということで、頭数自体はそれほど差はないのかなというふうに理解してまして、ペットブームもございまして、大幅に増えているとか、大幅に減っているとか、そういう理解では今のところないのかなというふうに思っているところでございます。よろしいでしょうか。

関谷委員 そうしますと、全体としての犬の量はほとんど変わらないのではないだろうか。ペットブームというのはいつごろなのかちょっとぴんときませんけれども、ペットブームだからと普通新規がふえていくのかなと思うのですけれども、そういったことはない。一定の割合で、今までと同じ割合で登録をしていただいているということよろしいでしょうか。

環境課長 そのように認識しているところでございます。

関谷委員 それでは、想像の範囲かと思いますが、実際は犬の登録をしていない方もいらっしゃると思います。全部の犬の中で登録している割合はどのくらいかとお考えでしょうか。

環境課長 ちょっと古い資料でございまして……

〔(手持ち資料がない……) と言う人あり〕

委員長 ここで暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

委員長 会議を再開します。

環境経済部長 今、データを調べましたけれども、過去にもその調査のデータはございません。100パーセント登録していただきたいという努力はしていますけれども、実態についてはちょっと把握できないのが現状でございます。

以上です。

関谷委員 確かに実態を把握するというのは非常に難しいので、これは把握できないのはいたし方ないかなとは思いますが、ただ、登録すると、たしかそれを身につけて犬は歩かなければいけなかつたのかなと思うのですけれども、それをつけてないのはもう非常によく見るのです。で

すから、もっとちゃんと登録してほしいということをさらにやっていく必要があると思うのですが、どのような対策でそういうふうにもっと登録してもらうようにするおつもりでしょうか。

環境課長 今現在、広報紙とかホームページ等を通じて呼びかけはしているところでございますけれども、なかなか先ほど申し上げたように具体的数値というのは把握していませんし、どこの家庭とかちょっとまだこちらのほうでわかっていけませんので、今後ちょっと考えていきたいと思えます。

関谷委員 では、それはよしとするわけではないですけれども、もっとよろしく願いますということで、引き続き犬の登録手数料のちょっと別の件をお聞きしますけれども、たしか1頭3,000円かと思いましたが、ちょっとそれを確認したいのです。

環境課長 犬の登録に関しては、新規のほうの登録が3,000円になります。

関谷委員 この3,000円は、全額市に入る。それを市からどこかほかのところにまた持っていったりはなくて、全部市の収入ということでよろしいでしょうか。

環境課長 市の収入となります。

関谷委員 それでは、その3,000円の根拠について教えてください。どうして3,000円なのか。

環境課長 他市の状況とか全国的な金額が新規3,000円ということで、それを準用しているということでございます。

関谷委員 近隣市とか他市の状況で3,000円だということだというご答弁だと思うのですが、たまに何で3,000円なんだとか、高いのではないかと。登録するのにどうして3,000円もかかるのかと言われるのですけれども、それだと私、今のご答弁のままの返事することになるのですけれども、ちょっとそれではなかなか市民の方に納得がいかないのかなと思うのですが、再度似たような質疑になりますけれども、いかがでしょうか。

委員長 齋木課長、はっきり答えてしまってもらっていていいです、どんどんやってください。

環境課長 この3,000円が高いか安いかわからない今のご指摘だと思います。金額の設定については、先ほど申し上げましたように近隣あるいは全国的な部分のお話でお答えさせていただきましたけれども、これをまた極端に安くしたり、極端に高くしたりしますと、近隣とのバランスが崩れる話ともなります。そうしますと、果たしてそれでどうなのかなということもございまして、現在のところは3,000円ということで設定させてもらっていますけれども、今後また社会的に数字が変わってくるようであれば、当然検討しなくてはいけない話なのかなというふうに理解しているところでございます。一般に犬をお飼いの方が、3,000円、これは高いのではないかとというふうなご指摘だろうかと思いますけれども、これに関して今のところ、市民あるいはわんちゃんを飼っている方からのお問い合わせ等はちょっと把握していませんけれども、そういうお申し出が結構高いようでしたら、またもう一度その辺、先ほどの近隣

とのもちろんバランスあるのですけれども、考えていきたいかなというふうに思っているところでございます。

関谷委員 ありがとうございます。これに関しては、また別途個人的にお話を聞きに行きますので、これで終了いたします。

金澤委員 ちょっとまず先に、今、関谷委員の話に関連して確認したいのですけれども、手数料を決めるのに、他市が幾らだからとかというそれは説明にはならないのではないですか。事務経費としてこれだけの人件費がかかります。基本的には、入間市の場合には手数料とかに関して使用料については基本的には半額、50パーセント負担していただくというのがたしか原則だったというふうに思うのです。そういう意味で、きちんと事務経費というものを積算していただいているのですか。その点まず確認したいと思います。

環境課長 現在のところは、その事務的経費というのが特に数字的に把握しているものではございませんので。

金澤委員 これについては、ちょっと今後、高いという声があるのであれば検討しますと、一步前向きな発言はいただいているわけですから、これ以上重ねませんけれども、やはり根拠は他市が幾らかではなくて、入間市として幾らかかっているから、その分これだけの負担をお願いしますというのが基本的な自治体としての市民に手数料を求める姿勢ではないかと思しますので、この点はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、私のほうで質問は、同じ報告書の26ページで、款21諸収入のうち資源物等売払代金総合クリーンセンターなのですが、これについては毎年度いろいろと取り上げさせていただいて、一部売却については23年度から改善がされるということで一步前進かなと前向きな姿勢は評価させていただきたいと思うのですが、先ほど横田委員から単価について取り上げられました。やっぱり今回、一度21年度落ちたあと、22年度すごいどどん上がっているわけです。これに関して、やっぱりこういう上昇局面だからこそ、本来は数カ月単位、例えば本来なら年4回程度の売却価格の交渉というのが、制度があと1年早く進んでいけば、もっと市の売払代金の収入増につながったのかなというふうには感じているのですけれども、これはやむを得ないということで当面理解させていただきたいのですが、お聞きしたいのは、携帯電話がことし0.49トンということで11万275円の有価物の売却代金ということで、金額としては少ないのですが、これも私、一般質問でも取り上げさせていただいていますけれども、国全体の流れとして、パソコン等ではなくて、小さな家電製品、それこそ携帯電話以外にもさまざまな情報機器からレアメタルと言われる貴金属をしっかりと回収しましょうというこれ大きな国の流れになっていると思います。そういう意味で入間市としてレアメタル、情報家電機器の回収に当たって、対策、検討内容があれば承りたいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 お答え申し上げます。

今の小規模家電のお話しかと思いますけれども、ご承知のように平成24年度に法制化をされるというような情報が入っております。そして、国の考えとしては、一、二年試行期間というものを置きながら、またその中でモデル的な市等を選びながら、システムづくりの充実を図っていくというようなお話はございます。当市といたしましては、その辺の動向ちょっとあいまいになってしまっていて恐縮なのですが、その動向を見ながら、また内部的に検討を進めていきたい、このように考えております。

委員長 金澤委員。

金澤委員 近隣市とか他市を見ても、やっぱりしっかりと携帯電話を市として回収していると上がっているところはそんなに多くはないのです。そういう意味では、そういう小規模家電、小さな家電とか情報機器の回収を通じてレアメタルの回収ができるという、入間市はまだまだしっかりと先進的な市だというふうに私は理解していますので、先ほどご答弁のあったようなモデル自治体にいち早く手を挙げて名乗り出ただけのように、そういう努力は期待させていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出について質疑に入ります。

以降は歳出に関連する歳入の質疑についても許可をいたします。

ここで休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2環境衛生費、目3環境保全費、目4公害対策費についての質疑を願います。

環境経済部長 きょう、山畑副参事がこの席に座っている予定だったのですが、ちょっと不幸がありまして、きょう欠席されておりますので、吉野主幹でございます。よろしく願いたします。

委員長 わかりました。では、委員の皆さん、よろしくご了承をお願いします。

横田委員 事項別明細書の134から137、報告書の102ページなのですが、大、中、小事業の瑞穂斎場組合負担金の中で、入間市の式場の利用件数が徐々に減っているのかなと思っていて見ていたところ、22年度が261件、21年度が280件ということなのですが、去年の決算書見たらちょっと数字が違っていたみたいなので、そのあたりはどちらが正しいのかなということ

をちょっと教えていただければと思います。

環境課長 ただいまの件数の関係なのですけれども、22年度の決算報告書のほうの括弧書きの数字と21年度の決算報告書の当該年度の数字が異なるということのお話しかと思います。大変申しわけない話なのですけれども、本来は一致しなくてはいけない数値なものですから、私どものほうで確認しましたところ、平成22年度のほうの括弧書きの数字のほうが、つまりここで示している数字のほうが21年度の数字として正しいものということでございます。これは瑞穂斎場のほうに確認させていただきました。

昨年、ではどうしてこのような数字が出てきたのかということなのですけれども、私どものほうは瑞穂斎場のほうの数値をいただきまして、こちらのほうに掲示してあるわけなのですけれども、昨年の担当者にも聞いたのですけれども、ちょっと何かのタイミングで集計前のデータがこちらのほうに送られてきたのかなというふうに認識しているところなのですけれども、詳しい原因はちょっと申しわけないのですが不明なのですけれども、私どものほうのチェックのほうの誤りということで、この場をおかりしまして昨年度のほうの決算報告書の数字が違っていたことについてはおわび申し上げたいと思いますとともに、今後はこのようなことがないように二重三重のチェックをしながら報告書の作成に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

横田委員 はい、わかりました。ほとんど件数的には260から280ぐらいということで、そんなに極端に減ってきているというわけではないなというのはわかりましたので、最近多いのかなと思うのが、病院から直接斎場のほうに行った件数が、ちょっと聞いた話だと結構数があるみたいな話を聞いたのですけれども、そのあたりはどのようになっているのか教えていただければと思います。直葬、「ちよくそう」というのですか「じきそう」というのですか。

環境課長 病院のほうから直葬（ちよくそう）ということで斎場のほうに来ている件数ということだと思えるのですけれども、瑞穂斎場のほうにその辺の件数は把握しているのでしょうかということで確認したところ、その集計自体の判断がちょっと難しいということなので、その件数の把握はしていないということでした。ただ、受け付けの手続等の印象等のお話でという前提でございませうけれども、そうした病院のほうから直接来るような件数のほうは増加しているものと思われますとのお話でございます。

以上です。

横田委員 ありがとうございます。もう一件ちょっとお聞きしたいのが、一部事務組合、組合で運営している自治体というのは結構多いのでしょうか、そのあたりだけちょっとお聞かせいただければ。

環境課長 埼玉県内でいきますと、さいたま市とか規模の大きい自治体を除きまして広域で行う斎場

のほうはやはり多くなっているとのことでございます。

以上です。

石田委員 今の瑞穂斎場の関係で、式場の利用が261件という、これは大、中、小ですか、何か分かっているかと思えますけれども、その辺のそれぞれの状況と、その中で特にかなり予定が入ってしまっていて、場合によると1週間ぐらい待たないと式場が使えないとかいろいろな話入ってくるのですけれども、その辺の実際の予約状況というのかな、どの程度入っているのか、日常の状況をちょっとお聞かせください。

環境課長 入間市の261件の内訳でございます。まず、大のほうが57件、中が125件、小が79件ということでございます。あとは、待ち日数ということなのですけれども、待ち日数の件数、まず大の式場ですと、平均すると年間で、平成22年度の集計ですと4.19日、中式場のほうが5.14日、小式場のほうが4.98日でございます。3つの式場を平均しますと約4.77日。一番平均待ち日数が大きい月が、大体例年12月、やっぱり寒い時期、12月、1月が多うございまして、例えば大式場で12月の平均が5.73日、中式場になるともっとふえまして6.65日、小式場で6.67日、約7日、12月近辺はどうしても多くなってしまいます。これに一方7月とかそういう時期になりますと、大式場で2.56日、中式場で3.39日、小式場で2.95日、約3日程度ということで暑い時期と寒い時期との差なのかなというふうに理解しているところでございます。

以上です。

石田委員 結構やっぱり特に冬場ですか、12月、1月が多いということなのですけれども、これ今後対策というのは何か考えているのですか。例えば、式場を新たにふやすとか、そういったことは検討されているのでしょうか。

環境課長 式場は今3式場ございまして、燃やすほうの火葬炉のほうは8基会場のほうにございます。式場と一括して現地でやりたいということでお待ちの方がやはりいらっしゃるのですけれども、市内でもそうですけれども、民間のこういう式場を扱う施設がだんだんこちらのほうでもふえておりますので、施主等ご本人の方の考え方にもよりますけれども、あえて斎場のほうで式場を利用するということでなければ比較的スムーズに火葬のほうは行えるということなので、斎場のほうとしては今現在のところはふやすというような予定はないということで話は伺っております。

石田委員 民間で各地にできて、藤沢地区なんかまた新たにできたりしておりますけれども、そうした中でも冬場ですか、12月、1月になると1週間近く待ってでも瑞穂の斎場でやりたいという要求がやっぱり強いのだと思うのです。その結果、そういう形になっているのかと思うのですけれども、その辺の要素というのは、民間よりも瑞穂の斎場のよさというのはどういうところがあるというふうに考えていますか。

環境経済部長 これは瑞穂からの情報ですので端的に聞いてほしいと思いますが、まず火葬と式場が一緒ということは、来ていただく方が1カ所で済む、1カ所というかそこで済むということと、それからやはり民間の値段がちょっといいところだと半額程度、要するに瑞穂のほうが半額程度というような答えをいただいております。したがって、今現在は部屋をふやすという、式場をふやすという計画はないのですが、今の建物の中でもう一つぐらいいわゆる小的な式場をふやせないかどうかの内部検討を今している状況でございます。

石田委員 大体わかりましたので結構です。いずれにしろ状況はわかりました。

あと、次に、同じ135ページのその次の衛生自治会補助金726万1,690円ですか、これは実際に全体のうちのどのくらいの金額が補助金ということで扱われているのかと、県内と近隣、所沢、狭山あるいは西部地域の状況というのは、今も衛生自治会ということでそれぞれ活動が活発に行われているのでしょうか、その点をお聞きします。

環境課長 まず、衛生自治会のほうの補助金のお話でございます、まず世帯数に120円を掛けたものがございまして、それが本体のほうではない、各地区ごとの衛生自治会のほうに渡している金額がございまして、そちらのほうは……

〔何事か言う人あり〕

環境課長 では、総収入に係る補助金の割合でいきますと75パーセントということでございます。

あと、近隣の状況はというようなお話でございましたけれども、狭山市のほうでいきますと、平成23年の数値となりますけれども、1,250万9,000円で、所沢市のほうで1,158万円、飯能市のほうは16支部に対して20万円プラス1世帯当たり30円を会費として集金して、助成金を支部に均一に3万円ということで交付しているというようなお話でございます。

石田委員 そうしますと、75パーセントと知っている、約1,000万円弱という数字なのですか、年間で。

環境課長 決算でいきますと、全額で971万2,000円というのが活動費になります。

石田委員 これ床下消毒なんかも確かにこの衛生自治会の関係かと思うのですが、実際にどの程度やられているのですか、市内の世帯数での割合というのは。

環境課主幹 衛生自治会の各単位が42単位ございまして、そちらのほうの単位の活動につきましてはそれぞれ事業報告をいただいているのですが、すべて把握をしている状況ではありません。

〔(床下は)と言う人あり〕

環境課主幹 床下消毒の件数もすべてやっているところを把握しているところではございません。数が少なくなっているというふうには聞いておりますが、残っている自治会もございまして。

石田委員 残っている自治会もあるというのはどういう意味ですか。床下消毒をやっているところがごく一部で、大半がやっていないということなのではないでしょうか。

環境課主幹 豊岡地区が42団体の中でほとんどを占めるのですが、豊岡地区等については床下消毒を

していない団体が多くなっています。構造的なものですとか、またマンションが自治体の範囲になっているというようなところもありますので、そういった団体については床下消毒がもともとなかったという状況です。それに比較しまして藤沢、西武、金子、東金子等についても、やっている地区が昔からあったわけなのですけれども、そういった中で時代的な背景で、その地区で活動していることが基本になるのですが、その中で廃止という決定をしている自治会もあるということです。

石田委員 それと、実際にやっている現場というのは把握しているのでしょうか。ということは、このところちょっと私見している範囲だと、実際に大きなタンクをかついでやりますね、床下消毒を。実際にその手伝いして、ホースやなんか突っ込んで床下へ向けるのですけれども、そういったものをほとんど普通、もう男の人がいなくなってしまうと、結構若い女性の人たちとかそういう人たちがやらざるを得ないような状況になってきて、かなり負担になっているのではないかなと思うのですけれども、その辺の実態はどういうふうに把握していますか。

環境課主幹 現にそういった理由で廃止をされているというふうに伺っております。担い手、実際に作業をされる方の負担感が、また高齢になって新しい方が負担ができないということと、あと市民の方も、先ほどもちょっと申し上げましたが、家の構造が床下に噴霧できない構造になっている方が多くなっている。また、消毒に対して非常に神経質なこと、そういったものをまかれてしまっただけというふうには、逆にこういった薬剤でまいているのでしょうかということで心配になられている方もふえているというような状況でもありますので、なかなか担い手等問題があるということでも少なくなりつつあるという状況です。

石田委員 いずれにしろかなり重い荷物を背負ってやるという、それこそ山へ行っている人だとかよく特殊な人がやっぱり担がざるを得ないような状況になってきているのです。かなり大変になってきているので、その辺でよく現場を見て指導してもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それともう一点、別の問題なのですけれども、137ページの一番下ですけれども、河川浄化対策事業というのがあります。不老川生活排水対策事業等も入っていますけれども、河川浄化といった場合、大きく言えば入間川、霞川、不老川、あるいは林川も一部入ってくるかと思えますけれども、そういった状況で現在浄化運動をずっとやってきていると思うのです。かつて不老川については日本一汚れた河川なんていう状況が3年ぐらい続いたのかな、そんな状況があって、かなり改善してきているけれども、現在では要するにどういうところまで浄化が進んできているのか、その点をお聞きしたいのですけれども、現在の到達点を。

環境課主幹 現在、まず入間川のほうから申し上げます。入間川のほうにつきましては、BODという川の汚れの指標というのがございまして、そちらのほうが環境基準というのがA類型ということで2ミリグラム以下ということになっております。

〔(2ミリ) と言う人あり〕

環境課主幹 2です。現状、平成22年度が1.1という数値となっております。

続きまして、霞川のほうになります。こちらのほうが環境基準が3ミリグラム以下ということになっておりまして、平成22年度がBODが2.6ミリグラムとなっております。不老川につきましては、不老川のほうが環境基準がE類型といたしまして、こちらのほうが10ミリグラム以下ということで、現状、不老川のほうはBODが4.2ということになっておりまして、環境基準に対しましてクリアをしている状態でございます。

以上でございます。

石田委員 いずれにしろここまで改善がされてきて、今の状況を今後どういうふうに、どの辺の水準を目標に今後、この課題を進めていこうとしているのですか、河川浄化を。

環境課主幹 入間川と霞川につきましては、環境基準のほうはかなり低い数値となっておりますので、引き続き流域の工場ですとか、あと浄化槽を設置している事業所とかそういったものが適正に管理とか清掃を行ってもらえるよう指導等をしていきたいと思っております。

それと、あと不老川のほうにつきましても、同じくこちらのほうも周辺の排水を川に流している工場ですとか、あと浄化槽のほうです。そういったものを適正に実施をするようお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

石田委員 不老川4.2という現在の状況が、ほかの河川と比べるとかなり高いのですけれども、実際にこの地域はまだ一部下水道が完備していないところもあるのですけれども、そうしたものが大きな影響になっているのですか、それとも工場だとか、そういったその排水のほうが大きな要因として今後の課題として取り組むべきものになっているのかどちらなのでしょうか。

環境課主幹 こちらのほうにつきましては、家庭と事業所、両方だということで市のほうでは認識しておりまして、排水の事業所のほうにつきましては、埼玉県と合同で立ち入り等もしておりますし、家庭の浄化槽のほうにつきましては、不老川の流域につきましてはモデル地区事業ということで上流部のほうから一般の市民の方を地区ごとに分けまして生活排水の啓発等を行っております。

以上でございます。

小島委員 済みません。事項別明細書136から139、報告書の103、104の中でございます款4衛生費、項1保健衛生費、目4公害対策費に関して、特に104ページの内容等に1から7までご説明がありますが、内容の1から7すべて調査を実施しましたとここに書いてあります。その中で4、5の評価が記載されていますが、それ以外の結果はどうだったのかお答えをいただきたいと思っております。また、(6)の悪臭分析調査の実施について、平成21年度は2事業所で実

施して、平成22年度は1事業所、4地点で実施したとなっておりますが、1事業所減っておりますが、その事業所は改善されたので出ていないのか、それとも廃業等されたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

環境課主幹 初めに、河川のほうの水質調査の状況につきましては、先ほど石田委員のほうのお話しの中で、入間川、霞川、不老川のほうと、あと各支流等の水質の状況を実施いたしまして、入間川、霞川、不老川のほうにつきましては環境基準を下回っている状況でございます。

続きまして、自動車排ガス調査の実施につきましては、市内の3交差点で自動車排ガス調査を実施しました。こちらのほうは、南峰の交差点と藤沢の交差点、あと上藤沢の交差点、463バイパスの交差点のほうの3カ所で実施しております。こちらのほうで環境基準の設けられております浮遊粒子状物質、それとあと設けております二酸化窒素、そちらのほうにつきましては、1日の測定なのですけれども、環境基準をクリアしております。

それとあと、ベンゼンのほうにつきましては、藤沢の交差点で年間の基準が3マイクログラム以下ということになっておりますが、3.1マイクログラムということで、若干その1日では超えた状況となっております。

続きまして、自動車交通騒音につきましては4カ所で実施をしておりますが、国道16号の小谷田で実施したものが、昼間と夜間の環境基準のほうをちょっと超過した状態でございます。それと、国道の299号、野田のほうで実施したものについても、環境基準を昼と夜超過した状態でございます。

もう一カ所、圏央道の新久で実施しました調査につきましては、夜間の環境基準を超過いたしました。

もう一カ所あります国道463号バイパス、上藤沢で実施したものにつきましては、昼と夜、環境基準は超過しておりませんでした。

続きまして、悪臭調査の実施につきましては、昨年実施しました、指導しました2事業所ですが、2事業所とも指導の継続中でございます。

それと、7番の 대기環境調査の実施といたしまして、市内の3地点におけるダイオキシンと、あとクリーンセンターの煤煙の関係の近隣の待機調査のほうを夏と冬実施いたしました。こちらのほうにつきましては、基準値のほうはすべてクリアしております。

以上でございます。

小島委員 ありがとうございます。それで、細かいことで大変申しわけございませんが、ベンゼンが3マイクロの規定の中で3.1マイクロというその日の天気状況というのは大体どういう状態で起こったのか、そこまでわかればちょっと。

環境課主幹 済みません。ちょっと当日の詳しい気象状況のものをちょっときょう持ってきておりませんが、たしか私、前の日に設置したのと次の日までで、特段風が強かったとかそういった

状況ではございませんでした。

以上でございます。

小島委員 そういうその日その日の環境によっても数値が、風があるときとかないときによっても違ってくるとお思いますので、できれば1回だけではなく、2回ぐらい季節に関して環境の問題というのはやはり大事だと思しますので、お考えあればよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

環境課主幹 おっしゃられましたとおり、こちらの評価のほうにつきましては年間を通じた測定で判断することとなっておりますので、ちょっと環境課のほうも予算的に話をすると申しわけないのですけれども、ちょっと1日しか、測定をする予算が年に1回しかないものですから、そちらのほうをとれるようであれば継続して取り組みたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

金澤委員 まず、報告書の103ページからになるのですが、ちょっとこれ質疑というよりはISO 14001の推進事業ということで、自己宣言ということをしているというのは大変すばらしいことなので、どんどん入間市としても頑張っているということをしてPRしていただきたいということをおまず冒頭言わせていただいた後、今、小島委員からもありました103ページから104ページの公害関係調査分析関係費についてお伺ひいたします。これ比較増減で言うと、前年度に比較して250万53円増加しています。これについて増加理由というのが、次ページに書いてある市内4地点における大気環境実態調査です。総合クリーンセンターの事業を一部こちらに取り込んで整理、統合した結果というのは理解しているのですが、そこでちょっとまず報告書の明細の書き方でお聞きしたいのですけれども、これまで過去見てみると、執行状況、内容(1)から(7)までの間にそれぞれの金額の内訳が書かれていたのです。この河川等の水質環境調査実施で幾ら、排水調査で幾ら、ことしからこれ急に何かくくってしまっ、個々の内訳が見えないようになってしまっているのです。やっぱり決算でやるものですから、その内訳ができるだけ明確になっていくのであればまだしも、逆行して一くくりにしてしまっ。何でまとめてしまっのか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

環境課主幹 こちらの数字のほうを明示をしなかつたというわけではなくて、実際入札で行っておりまして、個々の金額が私どもの設計の金額と業者から内訳書として出てきた金額の開きがありまして、設計で実際当初やる予定だっものがやらなくなつた数量の変更とかがありまして、その金額が適正に出せなかつたものですから、ちょっと記載をしなかつたものでございます。

金澤委員 ちょっと今、答弁よくわからなくて、例えばこれ21年度の決算報告書を見て比較すると、(1)から(7)まで、(7)は特別ですけれども、少なくとも(1)から(6)までのそれぞれの検査地点、回数、これ表面上は全く同じなのです。今の答弁だとよく理解できない

ので、もう一度わかるように答弁していただけますか。

委員長 これどちらかできますか。

〔(ちょっと暫時休憩) と言う人あり〕

委員長 暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

委員長 会議を再開します。

今、休憩になっておりますが、ここで休憩をさせていただきたいと思います。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

金澤委員の休憩前の質疑に対して答弁を求めます。

環境経済部長 ちょっとわかりづらい説明で申しわけございませんでした。ここの104ページの主な支出項目というところの(1)番の入間市公害関係調査分析業務委託費430万800円、これの内容の(1)から(6)まで、これを一まとめにして入札をかけた結果、この金額の430万800円になっているわけです。一つ一つ単独で出すと経費高になるのでまとめて出しているの、それを今までは、前年度までは積み上げの設計書の金額と落札した金額の案分してその金額をのせていたわけですが、業者がどこを安くして、どこを安くしなかったのかというのは不明確なので、こういう案分はよくないだろうということで、(1)から(6)までが上の(1)番、430万800円、(2)のところ(7)のところでございます。大気汚染のほうのお金でございます。これは金澤議員の指摘によって、クリーンセンターも一緒にやったほうが安くできるのではないという話で、これは一括したことによって相当安くなってございます。

以上でございます。

金澤委員 今のご答弁で大体あらすじは了解いたしましたけれども、今までの不明朗、不明朗というより案分していたものを実際一括という実態に合わせて一括してのせたということでは理解しましたけれども、では公害関係調査分析業務委託費と大気環境実態調査業務委託費、それぞれの前年度比較の数字を出していただきたいのですけれども。

環境経済部長 おっしゃられている意味もう一度確認させていただきますと、104ページの1番の(1)、(2)のところ前年度の比較表も入れてほしいと。

金澤委員 今数字で欲しいということです。

環境経済部長 数字を欲しいということですね。はい、わかりました。

環境課主幹 平成21年度が公害関係調査委託費のほうが465万3,600円でございます。7番、大気実態調査のほうにつきましては、前年度が210万円でございます。

以上でございます。

金澤委員 ちょっとその説明だと誤解されるから、実際にクリーンセンターの分を追加したのでしょうと。その分を足していただかないと、全然効率上がっていないではないですかという、ちょっともう一度ご答弁をお願いいたします。

委員長 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

環境課主幹 平成21年度のほうにつきましては、環境課のほうは210万円、クリーンセンターのほう
が567万円、合計777万円でございます。

以上でございます。

金澤委員 ということは、整理し直すと465万円が430万円に、777万円が616万円にとそれぞれ経費削減ができたということで総括してよろしいわけですね。

環境課主幹 そのとおりでございます。

金澤委員 ご努力に大変感謝いたします。あわせて、先ほどの他の委員から確認がありました実際の公害の評価についてなのですが、基準値を超えたものも少なからずあったというような報告があったのですけれども、結果として、では基準値を超えた数字が出たと。それをもって終わってしまったら意味がないわけですね。具体的にそれをどのような形で改善の方向にご努力いただいているのか、その計測数値がどのように生かされているのか、その点お伺いしたいと思います。

環境課主幹 ベンゼンのほうにつきましては、自動車の排ガスが主なものと思われまので、そちらのほうの交差点の交通量ですとかそういったものによって変わるとは思いますが、ちょっと市のほうでそちらのほうの対策というのはなかなかとることがちょっと難しいのが現状でございます。

それと、あと騒音のほうにつきましては、環境基準を超過している場所が、地点等がございますが、今年度、今までは音のレベルをはかっていただけだったのですけれども、今年度のほうにつきましてはまだ、実施は今後行いますが、交通量の調査ですとか、あるいは車速、車のスピードがどの程度出ているかというものも調査のほうを実施しまして、現状どういった原因があって音が超えているのかというのを把握する予定でございます。

金澤委員 1点努力していただいていることは評価いたします。要するに何が言いたいかといいますと、例えば交通量調査、交通量についてはこれはやむを得ない部分あると思うのですが、それこそ例えばしっかりとバイパスのほうに誘導をするように、また警察等に働きかけるとか、先ほど言った交通騒音調査については速度規制の、例えばダンプ等がかなりスピードをオーバーして坂を駆け上がったとかというのが主な騒音になると私、小谷田なんか思っているのです。そういう意味では、警察に対してその分スピードの規制、しっかりとスピード取り締まり等をもっと頻繁にお願いするとか、やっぱり市として独自にはできなくても、関係機関に働きかけることというのはまだまだできていると思っていますので、その点についてのさらなるご努力をお願いしたいと思いますのですが、いかがですか。

環境課主幹 今年度の調査のほうの結果が出ましたら、そういった超過が見られるようであれば、関係機関、警察等そういったものにも話を持っていきたいと考えております。

以上でございます。

金澤委員 続けてよろしいですか。

委員長 結構です。

金澤委員 事項別明細書の137ページで、環境衛生費のうちの狂犬病予防対策についてお伺いしたいのですが、予防接種についてはここでよろしいわけですね。

委員長 はい、いいです。

金澤委員 それで、何を聞きたいかといいますと、狂犬病予防の接種率の推移について、今現状どうなっているかお伺いいたします。

環境課長 平成22年度で82.4パーセントとなっております。

金澤委員 過去の実績だと。

環境課長 過去で言いますと、まず21年度が83.3パーセント、20年が84.4パーセント、19年が84.5パーセント、18年が81.8パーセント、17年が……

金澤委員 私、ちょっとこの数字がわずかですけども、落ちていると。これ残念な話で、以前一時期、二、三年前に高倉の公民館での予防接種をやめてしまって、それでちょっと接種率がそれもあって落ちただけですけども、ご努力、ご配慮いただいて、また復活したという背景はあるのですが、これ減っていく、低下していく方向というのは、これ今変わらないですね。これについてどのようなご見解をお持ちですか。

環境課長 接種のほうは、現在少しずつ下がってきてしまっているような状況なのですが、少しでも接種率のほうを高めるような形で飼い主さんのほうに働きかけていきたいと思っています。

金澤委員 私がお聞きしたいのは、なぜ接種率が下がるの背景についてのご見解をお伺いしたかったのです。私、先に述べさせていただくと、個人的には今までのような庭先に置いて番犬としての犬の飼い方から、愛玩犬というのかな、屋内小型犬、チワワとかなどの愛玩犬がふえて

いて、もうほとんど外にも出さないという家が、マンションなどの飼い方が変わってきていて、外に出さないのだから狂犬病の感染がもう少ないのではないかという勝手な飼い主の判断も一部あるのではないかというふうに考えているのですけれども、担当課としては接種率が下がってきてしまっているという、これは法定で決められた予防接種事業ですので、その点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

環境課長 今後、登録している飼い主の方はこちらでも把握がしてございますので、予防接種等をまだしていない、集合接種の期間等もあるのですけれども、していないところに関しては通知等を出しながら、少しでも接種のほうを高めていきたいと考えてございます。

金澤委員 努力いただくのは、それはわかりましたと。していただかなければ困るのですけれども、なぜ減ってきたかということに対するご見解はお聞きしているのですけれども、よろしいですか。

環境経済部長 ご指摘のとおり、ペットの中で室内犬が非常にふえてきたということと、それから要するに小さい犬が大分ふえてきているということで、かかりはしないだろうというような心理もあることと、それからいつもかかりつけの獣医さんを持っていらっしゃる方が多くて、そういうときに一緒に接種をされている方もふえてきているので、こういう市で出す集団接種ですか、そういうのを受けないでそちらで済ますという形もあるのかもしれませんが。そういうふうな背景もあるのだろうとっております。

金澤委員 ちょっと今のご答弁理解できなかったのですが、集団予防の接種率を私聞いているわけではなくて、個人のペット病院でのかかりつけのところに行っても、きちんと手続をしているという前提で考えれば、それが市のほうに接種率としてたしかカウントされていますよね。今の話だと、集団における予防接種率は、確かにそれも下がっているのですが、全体が下がっていることの説明にはちょっと当たらないのかなというふうに私は理解しているのですけれども、その点いかがですか。

環境経済部長 済みません。今ちょっと勘違いしまして、登録者数が、登録しない人はそういう形でやられている方が多いのではないかと思います。実際に登録された方は必ず連絡が来ますので、そういう形になってご指摘のとおりだと思います。基本的には室内犬がふえたということで、小さい犬がふえたというようなことで接種率が下がっているのが大きな原因かと思っています。

金澤委員 それと、ちょっと確認したいのが、その狂犬病の予防接種の接種費用なののですけれども、これについてどのような根拠で決められていますか。

環境課主幹 狂犬病の予防注射には2種類ございまして、集団で行う集合注射、あとは各病院での注射になります。集合注射においては、狂犬病予防協会事務を行っておりまして、協会のほうで単価設定を定めております。それが2,750円になります。各病院では単価というものは

それぞれ独自に定めておりますので、こちらのほうでは把握をしていない状況です。

金澤委員　そこでお尋ねしたいのですけれども、以前この予防注射の注射料については、県が一括して決めていた時代から各市町村が自由に決めていいですよというふうに権限移譲がされていますよね。今のご答弁だと、これ協会側が決めたということで、もうそれで決まりだというような話なのですが、実際には市が行う予防接種事業ですので、市町村が独自に決められるのではないですか。その点確認いたします。

〔(暫時休憩) と言う人あり〕

委員長　ここで暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

委員長　会議を再開いたします。

環境課主幹　先ほどの説明の一部を修正させていただきたいと思います。狂犬病予防注射の集合注射の単価なのですが、狂犬病の予防協会、そちらを狭山と入間合同で事務、あと狭山保健所、あと獣医師会と共同で協会を持っております。そちらのほうに狭山、入間合わせて獣医師会のほうに注射の料金を定めていただいているような状況というふうにご理解をいただきたいと思います。こちらのほうで入間市と狭山市、その協会を通じて入間市が獣医師のほうに注射の料金を依頼をして、この金額でできますというようなことで注射の料金を定めている形になります。

金澤委員　これ以上は、また改めて自分で個人で一般質問等でやりますけれども、これちょっと調べさせていただいたら、この基本料金、接種料金というのは、やっぱり関西とかこっちの埼玉なんかで値段違うのです。本来同じ注射の予防の薬代なら薬代はほとんど全国共通のはずなのに、手数料が正直言って違うわけです。今、ご答弁されました協会側のほうで決めていると。これはあくまでも幾らですかと聞いているだけであって、決めるのは入間市ですよ。そこは間違いのないと思うのですけれども、その点いかがなのですか。あくまでも参考にはしますけれども、それを単純にうのみにするのではなくて、いやいやもうちょっとこれ安くする努力をしてくださいますとか、そのような働きかけとかできるはずははずなのですか、その点いかがですか。

環境課主幹　おっしゃるとおりにこちらのほうで定めている金額という形で動いております。こちらのほうでもそのような努力が足りないということであったということは、もう一度検討してみたいと思いますのでよろしく願いいたします。

金澤委員　検討していただけるということですのでありがたい。というのは、やっぱり一つの、一軒のお宅で、2頭、3頭、4頭を小型犬だと飼っている方がいらっちゃって、非常に高額に、

1件2,750円でも、やっぱり3頭、4頭いるとかなりの金額になって、毎年ということですので、そういうこともあって残念ながら外にも出さないからということで予防接種を受けない家庭も話を聞きます。そういう方に話を聞くと、できるだけ予防接種受けてくださいねとお勧めするのですけれども、そのような金額的な理由もあるかもしれませんので、今後、料金のあり方についてさらなるご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

小島委員 済みません。先ほど石田委員のほうからも質問が出たのですが、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の中の衛生自治会補助金の中の内容はある程度わかったのですが、この場合、先ほど消毒をするところとしないところというのがあるというふうなお話をされました。その中で、もしされた場合には、薬品代というのが多分かわってくるのですが、それは各やったところの自治会で負担しているのか。

それともう一つは、その場合に、人数的にそういう仕事をお手伝いしていただく方に対しては、何か補助金的なものがあるのかどうか、それをまず2点をちょっとお尋ねしたいのですが。

環境課主幹 まず、薬剤の負担につきましては、各単位での支出になっております。また、人数についても、報償金等々になるかと思いますが、そちらの人数についての報償等の手当につきましても、各単位の事業ということになっておりまして、そちらのほうで手当てをしていただいているという状況です。

小島委員 そうしますと、先ほど42地区衛生自治会があるということは、助成金の中から自由に各所にお任せしているということよろしいのでしょうか。

環境課主幹 各単位の事業については、それぞれの単位でお決めいただくということで間違いありません。

小島委員 もう一つ、これは埼玉県だと、日本でも各組織があったと思いますけれども、昨年3月で埼玉県の衛生自治会というのはなくなってしまったと思うのですが、そうしますとそれはちょっとお話し聞くと、平成25年からの法人化によってのかかわりがあって解散したというお話もお伺いしていますが、これがもし単独でも入間市としてはこれから先も衛生自治会という組織自体は続けていくのかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

環境経済部長 埼玉県の衛生自治会連合会ですか、それがなくなったということですが、公益三法の改正によって、いわゆる何かの法人化しなさいという話がありまして、任意団体のままでいいのかということだったのですが、やめていく市町村も組織が廃退していくような市町村が多くあって、全体的にもたなかったと聞いております。我々のほうの入間市としては、まだ所沢、狭山、入間、飯能、近隣市もありますので、この衛生自治会というのはあくまでも任意団体として存続させて、一応床下消毒ではなくても、いわゆる樹木の、シロヒトリの消毒

とかそういうところに相当今度は力点が変わってきていますけれども、そういう形で生かしていききたいと、このように考えております。

関谷委員 狂犬病予防対策についてお伺いします。その予防接種のときのことについてお伺いします。

以前、向口議員の一般質問におきまして、災害時の愛玩動物の心構え、対策について、答弁のほうでは狂犬病予防注射のときにそういった啓発を行っていききたいといった答弁がありました。平成22年度はこの狂犬病予防注射のときにそういったチラシを配るなどして、災害時の犬の心構え、こんなものを用意したらいいかといったチラシを配るなどして啓発は行ったでしょうか。

環境課長 今のチラシの件につきましては、実施してございません。

関谷委員 今後、やっていくおつもりはあるでしょうか。

環境課長 内部でよく検討していきたいと思います。

関谷委員 そのときは市民部長のほうの答弁だったわけですがけれども、当然やるのは環境経済部になるかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔(ちょっと確認したいので暫時休憩してください) という人あり〕

委員長 暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

委員長 会議を再開します。

ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2環境衛生費、目3環境保全費、目4公害対策費についての質疑を終結いたします。

次に、款4衛生費、項2清掃費について質疑を願います。

小出委員 決算資料で粗大ごみ等の不法投棄の状況ということで出していただいている、ちょっとお聞きしますけれども、13なのですからけれども、これは家電4品目で台数が前年から14台、ほかの品目もテレビ以外は大分減っていると思うのです。それだけれども、一番上のトン数でいくと4.2トンぐらいはふえているのですけれども、これ何がふえたのかわかればお願いしたいのですけれども。

環境経済部副参事(清掃指導・ごみ減量推進担当) お手元にご配付いただきましたナンバー13の不法投棄の状況の資料でございますが、一番上の不法投棄量につきましては、不法投棄全体の量のトンというふうに見ていただきまして、その中に家電4品目があるという形でご理解を

いただきたいと思います。よろしくお願いします。

小出委員 それで、家電4品目以外に全体としてふえているので、何がふえているのかちょっと知りたいのですけれども、どのようなものか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 具体的なそれぞれの品目につきまして個々に個数を数えていないものですので分析はしておりませんので、把握できません。済みません。

小出委員 そうすると、やっぱり粗大ごみということで、こっちのイメージとしてはこの家電4品目みたいに大きいものが捨ててあって、割と品物的にも明確なものは、例えば家具が出ているとかそういうのがわかるのではないかなと思ってお聞きしたのですけれども、それも全然わからないということですよ。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） いろいろなものが不法投棄として捨てられているものを回収しておりますので、個別にちょっと具体的に品目につきまして把握してございませんので、ちょっと今の時点把握できません。

小出委員 それで、18年度はこれごみが不法投棄も有料化になったから18年度多くて、19年度はぐっと減っているのですけれども、これは要因としてはそういうことですか。料金的なものとかということですよ。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 料金の問題というふうに把握してございませんので、非常に平成18年度に不法投棄が多かったために関係各課、特に道路担当課等につきましても圏央道沿いにさくをしていただいたり、うまをしていただいたり、バリケードですか。そういう対策を講じたことも一つかなというふうに。特に今現在でも、圏央道沿いに不法投棄が多いものですので、その点それらの対策を講じることによって減少したのも一因かと考えております。

以上でございます。

小出委員 すごいご努力されてありがたいと思うのですけれども、それでちょっとさっきと関連するのですけれども、19年度から22年度までちょっと横ばい状況で、これは当然より減らしていく方向でいらっしゃると思うのですけれども、そこで減っていないというところの要因の分析はされていますか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 確かにここ4年ほど横ばい状態で、おおむね50トンぐらいを推移しておるのですが、年によって不法投棄の量もいろいろ変化をしておりますので、看板とかそういう地権者にさくを設けていただくなり、ご努力はしていただいているのですが、具体的には減った要因というのは把握できないということです。

小出委員 それで、さっき聞いた品目等を把握することはやっぱり減らしていくという方策の上でプラスになると考えるのですけれども、そういうところをこれから把握していくということは可能でしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 家電4製品、それから特にたんすとか大きな品物が捨てられているケースについては数的に把握は可能かと思うのですが、その他不法投棄対策事業といたしまして日曜日を除く毎日、シルバー人材センターさんに対しまして不法投棄の監視及び回収をしていただいております。その中で一般家庭の家庭ごみの的なところも非常にたくさん収集してまいりますので、それを個々に品目的に分析するのは非常に難しい状況かと思えます。

以上でございます。

小出委員 では、ちょっともう少し大きな話で、これ減らしていくという方向ではどんな対策をお持ちなのでしょうか。今横ばい状態で、ちょっと去年あたりはふえているわけですが、それはやっぱり減らしていくという方向だと思うのですが、これに具体的な手だてというか、そういうことはお持ちでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） ここ一、二年で対策を講じたということは特にはないのですが、今申し上げましたように不法投棄監視対策をしておりまして、不法投棄パトロール車という車で監視をしておりますので、一般的に抑止効果もあろうかと思えます。その他大きな不法投棄が出た場所等については、今後の対策としてそちらにごみが捨てられないような対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小出委員 監視パトロール、警備の方を委託しているというか、雇っているという形ですよね、警備会社を。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 現在では、日中の昼間は毎日、午前、午後と監視パトロールの委託をしております。実際にはシルバー人材センターのほうに委託をしております。その他夜間のパトロールも実施しておりまして、夜間についても夜中、10時から2時の間、これは毎日ではないのですが、パトロールを実施している状況でございます。

以上でございます。

小出委員 これでパトロール中に悪質な人と遭遇したりすることというのはあるのでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 過去には実際出会うというか、そういう形での状況はございません。ただ、その捨てられたものについての回収はしております。

以上でございます。

小出委員 それで、やっぱりパトロールするというのが効果が、捨てられたのを回収するだけだと、パトロールというよりは、ただ後から回収するみたいな感じがするのですが、その辺の拘束力というか強制力というか、見つけたら、犯罪なわけですから、その辺のかかわりがちょっと非常に難しいのではないかなというふうに考えて、その辺が知りたいのですが、

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 今現在、パトロール中にそういう不法投棄をされている方に出会ってはいないというふうなお話をさせてもらったのですが、具体的に現場を見つけた時点で、捨てられたものが明らかに不法投棄物ということが確認できれば、当然警察のほうに通報はできるかと思います。

以上でございます。

小出委員 わかりました。

金澤委員 ちょっと今、関連なので先にさせていただきますけれども、今その不法投棄についてなのですけれども、捨てるのを見つけたか見つけないかという、やっぱり車が来れば、捨てようと思っていた人間が逃げていってしまう、そういう予防効果という意味は、私はそれはあるとは思うのです。それでちょっと関連でお聞きしたいのですが、決算ですから23年3月までですから、そうするとことしの例の地デジ化への移行の中で、若干テレビの不法投棄もふえてきているのかなという感じがしているのですけれども、ちょっと関連になって恐縮なのですけれども、ことしの夏の地デジ化の完全地デジ移行に関連して、23年度に向けてやっぱりどんどん、どんどんふえてきたという状況はあるのでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） お手元のナンバー13の資料でございますと、22年度テレビ110台の状況でございます。それから、23年度同様に不法投棄で集めた家電の数でございますが、4月から9月まで約半年間で73台でございます。ですから、やはりその影響は出ているものと考えております。

以上でございます。

金澤委員 わかりました。これどうこうというところちょっと23年度の話になってしまうので、これはここだけにとどめたいと思います。

続けさせていただいてよろしいですか。

委員長 はい、結構です。

金澤委員 報告書の117ページで清掃総務費のうち西部衛生組合負担金についてお伺いたします。これについては、昨年度の決算特別委員会の審査意見において、入間西部衛生組合負担金については処理量の低減に伴い、事務組合に対し入間市負担金の適正化について協議を行うことという審査意見がまとまりました。執行部のほうの対応として、今後両市の協議を行うよう努めていきますというご回答をいただいておりますが、その後の検討状況についてお伺いたします。

環境経済部長 これはなかなか難しい問題でございますので、非常に2市の関係の中でデリケートな問題でございます。西部衛生組合の議会がございまして、そちらの意見もございまして、事務レベルではそういうお話を今事務局に申し上げているところでございますが、日高市さんとの協議をする中で、今後あの施設で汚物といいますか、し尿浄化槽の汚泥を処理しない

で共同で日高の下水道のほうへ流そうかというような協議が始まっているところなのです。そういう協議の中で新たな形態になるときに、その辺の話をきちんとしていこうかという段階でございます。一応は事務局を通して日高のほうにそういうお話は申し上げていますが、今すぐというような話にはなっていない状況でございます。

以上です。

金澤委員 いわゆる迷惑施設について、これを入間市に置かずに他市に置いているわけですから、交渉というのは非常に難しいと。だったらおたくで引き受けてくださいよと言われてしまう、これはわかりますけれども、きちんとその点について改めて協議の継続をしてご努力いただきたいというふうに思います。

あと、あわせて3月入っていますので、放射能の雨水もかなり流れ込んでいますから、放射能の汚泥、下水処理後の汚泥について放射能が検出されたとかと、そういう情報というのは入っていないのでしょうか。

環境課長 放射能の影響については大丈夫だったという話は組合のほうから聞いています。

金澤委員 その大丈夫だったというのは、国のいわゆる基準の8,000ベクレル以下だったのか、それとも検出自体がされなかったのか、数字的にお持ちでしたらお願いいたします。

環境課長 数字はちょっと手持ちの資料にはございませんので、基準値のほうについては、まず数字の提示についてはできません。それで、大丈夫だったという意味合いとしては、基準値以下だったということでご理解ください。

以上です。

金澤委員 まだほかにもありますので、ほかの方どうぞ。

関谷委員 ごみ不法投棄対策事業費についてお伺いいたします。報告書の119ページです。これ予算執行率が80.35パーセントなのですが、予算執行率が低い理由を教えてください。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） これは先ほど申し上げましたように、毎日シルバー人材センターのほうに委託をして事業を実施しておるわけですが、天候等によりまして荒天のときは中止をしております。そんな関係で若干執行率が落ちているという状況でございます。

以上でございます。

関谷委員 済みません。ちょっとゆっくり大きな声でもう一回お願いします。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 済みません。委託契約では、毎日月曜日から土曜日という形で実施をしておりますが、その日の天気の状態に応じて、天気が悪い日等については中止をしております。そんなケースで、たまたま中止をした日数が多かったということがございますので、執行率が悪かったという状況でございます。

以上でございます。

関谷委員 天気が悪かった日はやらなかったので金額が減ったということで了解しました。

続きまして、次の120ページ、項2目2 ゴミ処理費の中のごみ収集運搬委託事業費についてお伺いいたします。この委託料の決め方、こういった条件で委託料を算出しているのか、例えばごみの量によるとか、世帯数によるとか、週3回だからとか、週2回だからとか、その辺の委託料の決め方についてまずお伺いします。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 現在、入間市におきましてのごみ収集運搬委託料の積算の仕方でございますが、基本的な1世帯当たり収集単価というのがございまして、それに掛けます入間市の収集業者が受け持つ地域の世帯数で積算しております。当然週3回と週1回というところでは単価的には金額が違ってございます。

以上でございます。

関谷委員 世帯数によって金額が違う。週何回かによって金額が違う。そうしますと、例えば5万世帯、週1回だったら1掛ける5で5万回、週2回だったら5万世帯掛ける週2回で10万世帯、そんなふうを考えればよろしいのでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 大きく見ますとそういう形での回答になるのですが、具体的には可燃の収集につきましては3業者、3地区に分けてございます。その他不燃につきましては5地区というふうな、可燃、不燃、瓶、缶、ペットボトル、それぞれ地区割を設けてございまして、その地域をあるAという業者に収集していただいておりますが、その地域内の世帯数掛ける単価という形で積算をして委託してございます。

以上でございます。

関谷委員 それでは、可燃ごみにちょっと特定してお伺いいたしますけれども、今、週3回やっていますと。以前どなたかの一般質問で、それを週2回にできないかと言いましたらば、週3回でも週2回でも余り金額は変わらないから、週3回そのまま、今評判もいいからいくよというお返事だったのですけれども、その委託料の決め方ですと、週3回を週2回に減らすと委託料が減るといふふうにとれるのですけれども、その一般質問との整合性についてお伺いしたいのですが。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 全く委託料が変わらないというような積算ではないのですが、基本的には週2回になることによりまして、1回に収集するごみの量が大きく違ってくることございます。そうしますと、今まで例えばABCとか3地区に分けて収集している業者が、午後まで収集している業者もございまして。そういう中で1日に要するに収集できないエリアが出てきますと、結局地域的にもう少し狭めてしまわなければいけない可能性が出てきますので、その収集するごみの量と収集する時間的なところを積算しますと、全く同じ金額で、例えば3回を2回ですと3分の2になるかという、決してそういうことにはならないという積算のもとにご答弁申し上げた状況でございます。

以上でございます。

関谷委員 その積算の明確な数値は、今教えていただけるのでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 実際に3回を2回にするということを決定して、その数字をはじき出したものではございませんので、仮に2回になった場合の委託料がどの程度になるのかという形での積算というか、内部での考え方でございますが、特に数値的なものは持ってございません。

以上でございます。

関谷委員 数値は持っていないけれども、内部で積算した。では、その内部積算、大体の数、大まかな数字でもいいのですけれども、2回だったら幾ら、3回だったら幾らなのでしょう。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 ただいまのちょっと質問でございますけれども、今宮岡が申しましたように、あくまでも見積もり合わせの入札かけるわけですが、それに対してのうちのほうが基本的な週の可燃であれば3回ということで試算を手持ちで持っているわけですし、その考え方で見積もりをとっているだけの話で、今現在そういう考え方です。ですから、それを週2回ということについての考え方というのは、これも先ほどご説明申し上げましたけれども、ごみの総量自体ということを見ると、基本は同じであるということとか、結果的にうちのほうとしてみれば、それを回数を減らせばまた違ったところの労力がかかってくるという考え方でいますので、あえて今、週3の考え方を持っていますけれども、週2にした場合の手持ちの比較する資料というのは持っていません。

関谷委員 内部で積算したというのは、私は内部で積算するって……

委員長 ちょっと休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時00分 再開

委員長 再開します。

関谷委員 内部で積算したというと、私には、正確ではなくていいのですけれども、大体の数字があるということが内部で積算したという意味にとれるのですけれども、もう一度お伺いします。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 大変申しわけございませんでした。私が先ほど積算という言葉を使わせてもらったのですが、以前一般質問の答弁を考える段階で、内部で検討した結果、ごみの量が変わるわけでもございませんし、収集するのにやっぱり時間もかかる関係を差し引きしますと、それほど大きな委託料の削減にはならないのではないかとというような内部の検討が行われたということで、積算という言葉では訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 休憩に入りたいと思いますので、もう1問だけやってください。

関谷委員 もう1問というか、この質問の途中であと1問で終わってしまうかもしれませんが、とりあえずではいきます。

今、週3回が週2回になってもごみの量が減らないだろうというふうなお話だったのですけれども、一般的には普通の主婦の感覚でもごみの収集の回数が減ったら、ちょっと余分な包装は断ろうとかそういった発想が普通働くのですけれども、やはり週3回が週2回になれば若干ごみは減るのではないかと考えるのです。また、週2回でも週3回でも余り値段が変わらないといったことであれば、逆にでは週4回だったら市民の方もっと喜ぶのかとかそういういった考えも出てきてしまうのですけれども、そこで1点目、週3回を2回にすると本当にごみの量がどの程度減ると考えているのかと。

もう一つは、余り単価が変わらないのだったら、週4回という発想も出てくるのではないかと、この2点についてお伺いします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 週3か、週4か、また週2とかその辺についての比較の検討というのは基本的にしておりません。実際、先ほど申しましたけれども、やはり出る量、確かに回数によって1つの考え方としては、例えば今3のものを1回にしたならば、もう少し各家庭で減らそうという考え方というのは確かに生まれる可能性はあるかと思えます。それ全面的に否定するものではございませんけれども、ただ基本的にはやはり出る、今のやっぱりよほど経済状況とかなんか密接につながりがあるわけですから、ごみの量自体、それ自体はさほど絶対量というものは、ここ数年ほとんど出る量というのは、ある意味、リサイクルに回る分は別としても、ある一定の量というものは同じなのかなと、逆に。そういう考え方もあります。

したがって、これも重複してしまいますけれども、回数を減らすということ自体は回収するローテーション自体も、収集業者自体が回収をして、クリセンに運んでということ自体が、例えば半日で終わるもの自体が3時とか4時までかかってしまうとか、そうすると今度はまた取り残すというわけにいきませんので、再度もう一度回収に行ったりということもあるかもしれませんが、通常で半日で終わるもの自体を処理するに、例えば定時以降も、また逆に委託の中で超過勤務とかも含めて別な意味での委託料が発生してくるということもあるかと思うのです。ですから、基本的には過去の一般質問でお答え申し上げたことについて、考え方等は今私がお答え申し上げた内容と同じ考え方でお答えさせていただいたと理解していただきますけれども、とどのつまり今、関谷委員が言われました2、3、4回とかその辺についての細かい比較という資料というものは持っておりません。答えになったかどうかちょっとあれですが。

委員長 よろしいですか。

関谷委員 はい、終了します。

委員長　ここで休憩をいたします。

午後　0時05分　休憩

午後　1時00分　再開

委員長　会議を再開します。

午前中に引き続き款4衛生費、項2清掃費についての質疑を願います。

石田委員　先ほど金澤委員からも出ていたのですけれども、入間西部衛生組合の負担金3億円近くでかなり大きな金額なので、もともとはこれ人口比で始まったのですか。何かその辺の負担割合の状況が始まった背景と、それと今実際に生し尿なり浄化槽汚泥の処理がかなりそのころと大きく変化しているのではないかと思いますけれども、実際に今度交渉していくとした場合に、そうした根拠となるものは何と何があるというふうに考えているのですか、変更していく根拠というか。

環境課長　負担金の割合の算定なのですけれども、管理費負担金と施設費負担金とございますけれども、管理費負担金のほうが3年に1度協議をしまして割合を決めている話なのですけれども、それが施設の光熱水費と職員の人件費等負担になります。もう一つの施設費負担金のほうが、施設を建設する際に起債等を借りていますので、その返済等に伴う費用なのですけれども、それが人口比割合となっています。

先ほどの、では今後、投入量等のお話が出ましたけれども、確かに投入量のほうは、一時期間間市が8割を超えることもあった時代もあったのですけれども、現在はこのような形で大分日高市さんと入間市のほうの数値が大体近づいてきているというような状況がございますけれども、まだ若干もちろん入間市のほうが汚泥等では多いのですけれども、近づいてきつつある状況でございます。

では、この負担割合のほうの根拠としてそういうものも考えたらいいのではないかという話のご意見だろうと思えますけれども、当然負担割合を算定するに当たっての投入量というのは1つの参考資料になるかとは思いますが、ただ、それだけではなくて、先ほど部長のほうもお話ししたと思うのですけれども、全体の負担金を減らす方向を今組合のほうでは考えていまして、それを今後、施設のあり方等に関して、正式に組合のほうの議会も通っている話ではないのでまだ正式な話ではないのですけれども、下水道放流に向けて調整をしているという話をちらっと伺っています。そうした中でそういったものに切りかわれば、全体の負担金自体が少なくなるのではないかということを考えていまして、割合を平衡するとなると、一方が減ると、今度相手方の日高市さんのほうの割合が当然ふえるわけであって、財政規模も少ない日高市さんにとっては、そのちょっと変わるだけでも結構負担が、やはり入間市ももちろん厳しいですけれども、相手先のほうもとても厳しい状況の中で、一方のほうの迷惑

施設と言っではなんですけども、そういった施設を向こうに置いて、し尿とか要は自分のところの庭先をそういったところの車が通って、迷惑施設と言われているそういうものを近隣住民のご配慮ではないですけども、ある程度、ただ単純な投入量だけの負担割合ではないという話だと思います。

先ほど金澤委員からも質問、ご提言ありましたけれども、私どものほうとしては、あの後、組合事務局長のほうに決算特別委員会の意見のほうをきちっと伝えてございます。その中で、事務局長さんのほうにも、日高市の環境課長さんのほうにもお話しさせていただいてございますけれども、なかなかいろいろな事情が今後もまた引き続きあるものですから、すぐにどうこうという話はちょっとできない話なのですけれども、全体的なことの中で、今後の改修結果もあわせた中で話し合いを進めていきたいとは考えているところでございます。

石田委員 今出た日高市の下水道に放流するという話がちらっと出たのですけれども、これは生し尿と浄化槽汚泥と両方とも可能なのですか。

環境経済部長 まだ正式に決定した話ではないのですけれども、もしそういうことを検討するというのであればということでお聞き願いたいのですけれども、浄化槽の下にたまっています浄化槽汚泥と、いわゆる未処理のし尿、これについて、今の日高市の組合の処理場から東急日高団地というのはご存じでしょうか、近くにあるのですけれども。

石田委員 はい。

環境経済部長 下水道管が来ていますので、そこへ圧送したらどうかということ。あその位地がちょっと低い場所でございますので、ちょっと高く圧送して、日高市は単独で下水道処理施設を持っていますので、そこへちゃんとお金を支払って処理していただくということも考えられないかということで今検討をしている最中ということで、そのままというわけではなくて、希釈をしなければいけないというのは、BODとか窒素の率が非常に高くなっていますので、それをある程度薄めないと受け入れることは不可能と、こういうことでございますので、今のものを若干希釈しまして、若干というのは二、三倍に希釈して圧送するという考え方でございます。

石田委員 私聞いたのは、その両方とも可能ですかと聞いたのですけれども、生し尿と浄化槽汚泥と両方とも可能だということでもいいですか。

環境経済部長 両方とも可能です。

石田委員 それは同じ方法で、例えば入間市の下水道へは可能性あるのですか。

環境経済部長 本当に仮定の話で余り発展してもなんですが、荒川右岸流域下水道のほうで了解がもたらえれば、入間市の下水道へ流すことも可能です。しかしながら、日高の今の処理場からここまで圧送するとなると相当のキロ数を流さなければいけないということなので、経費的には莫大にお金がかかる、こういうことです。

以上です。

石田委員 1つの方向性としてそれが考えられるのかと思うのですけれども、これは西部衛生、当初つくったときに、恐らくほとんど下水が整備されていない中でやられたと思うのですけれども、これ計画の上では一応何年ぐらいこういった方向で両市でもって維持管理していくという方向を最初に確認していたのでしょうか。

環境経済部長 その当時のことまでちょっと今わからないです。済みません。

石田委員 それと、今、これできて何年ぐらいですか。

環境課長 現在の施設ができたのは昭和56年です。組合自体はもっと前、昭和40年代のときから始まっております。

石田委員 昭和40年代から始まっていて、昭和56年に現在のものをつくったということですね。一般にごみの焼却場なんかをつくった場合も、迷惑料というのは、例えば10年とか20年ぐらい最初に払うけれども、その後はある意味では勘弁してもらうというのが普通ではないかなと思うのです。そうした中で、これは例えば昭和56年に新しく作り直したときに当然そういった話あったのでしょうかけれども、今までどのぐらいの迷惑料って払ってきているのですか。今払っているのは幾らですか。

環境課長 迷惑料というのは、特段払っていることではない。組合さんのほうで地元対策費というのがあるかもしれませんが、ここではつかんでいませんけれども、市として迷惑料というのではなくて、3年に1度の負担金の割合で考えてやっているところだと思いますけれども。

石田委員 形は違うかもしれないけれども、地元に対して何か多分払っていたかなというふうに思ったものですからお聞きしたのです。大体わかりました。いずれにしろ長期間になってきているのと、今後の見通しというのはどんなふうを考えている。例えば、生のし尿というのもより一層減っていくのではないかと。浄化槽汚泥がさらにふえていくのではないかと思いますけれども、そういった中での日高との負担割合というのはどんなふう to 今後の見通しは持っているのですか。

環境経済部長 入間市の下水道は、ほぼ市街化区域はほとんど整備済み状況になっておりまして、調整区域にどのくらい住んでおられるかという1割強住んでおられると思います。ですから、2万人弱の方が調整区域にお住まいで、そのうちのもう本当にくみ取り槽と言われるのは今1,000世帯を切りまして800世帯弱というような状況でございます。

日高市さんのほうはどうかといいますと、市街化区域はまだまだ整備できていない状況でございます。ことしが終わって70いくかいかないかというような状況だそうでございます、これは高麗川という駅の近くに高台のほうに、これも東急団地というのがあるのですけれども、あそこを平成25年度ぐらいにつないでいきたいというような考え方でございます。それ

が入るとかなりの市街化が整備できる状況だと伺っております。いずれにしても入間市、日高市、両方とも調整区域に大きな商業施設等が出ていますので、この量は結構多いと。これは日高市も同じ量っております。ですから、いわゆるし尿のほうはご指摘のとおり減っていくでしょうけれども、浄化槽のほうは現状維持程度ということで見ておいていいのではないかという研究を今している。大体平成30年ぐらいで1日当たり両市の扱ういわゆるあそこに、西部衛生組合に来るあれが1日が54キロリットルぐらいを処理すれば大丈夫ではないかということをお伺いしております。

以上です。

石田委員 いずれにしろ状況わかりましたので、その根拠を明確にして交渉に進んでいただきたいというふうに思うのです。

それと、あと次に報告書の118ページになりますけれども、清掃デーの関係で具体的な問題でちょっと聞いておきたいのですけれども、自治会によってこの清掃デーの取り組み方というか、清掃内容が随分違いがありますよね。中にはそれこそマンションだとか管理組合とかになってくるとほとんどやるところがなくて、みんなが1年に1回会う場所になって終わってしまうような感じのところもあったり、いろいろなところがある。一方では、農村部へ行くとかかなり河川から始まって、広大な仕事が残ってしまっていると。この辺の内容をどのように把握しているのですか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 具体的な各自治会の清掃箇所につきましては、今まで特に把握ということはしておらなかったのですが、本年度、23年度の清掃デー実施後に各自治会のほうにアンケート調査いたしまして、清掃箇所等のチェックとかおおむね参加者の状況、それから各自治会が活動した上での課題、問題点等についてもお伺いした中には、そのような意見も出ておりました。そういう中で今年度はそういうものも参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

石田委員 清掃デーとして取り組んでいるけれども、そういった大きな差があるという中で、他市ではどんなふうにそれやっているのですか。清掃デー取り組んでいる、例えば所沢とか狭山とかどこかありますか、やっているところ。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 飯能市については、年2回実施しております。ただ、入間市ほど大々的にやっているとは、内容的には入間市のほうがすごく重きを置いてやっているという感じかと思えます。自慢できると思えます。所沢等については、資料等は、申しわけございません、ちょっと確認はしておりません。

石田委員 狭山も。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 狭山もちょっと。ちょっと時間いただけますか。

委員長　ここで暫時休憩します。

午後　１時１６分　休憩

午後　１時１６分　再開

委員長　再開いたします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長　回数、いわゆる、今たまたま職員が所沢にいますので聞きましたら、所沢市も年２度やっているようでございます。失礼しました。所沢市が年２回、５月と１１月、狭山市が５月と３月、飯能市が５月と１１月、入間市は１回でございますけれども、そういう形でダイア４市すべて同じような取り組みは実施しております。内容的なものについては、例えば所沢市についてはごみ袋の配布とか、狭山市についてもごみ袋の配布のみとか、飯能市については同じようにごみ袋の配布のみと、入間市については各自治会に対して車を出していただいた方とか、世帯に対しての補助金という形でわずかながら交付しているというような状況でございます。

石田委員　いずれにしろ同じような矛盾を抱えているのかなと思うのです。自治体によって、やっぱり都市部というか、それと農村部と両方抱えていると思いますので、その中でやっぱりどんなふうにもその辺をお互いに分け合っているのか、あるいは入間でも今の状況だと、初めてそういったアンケートをとったという話なので、そのアンケートを生かして、何かやっぱりもう少し全体的に取り組むなら取り組んでいるというような姿勢が見られるような、例えばわからないけれども、マンションだとか団地に住んでいる人たちの場合、どういうふうにするのか、ほとんど清掃活動らしきものがない中で終わってしまうというところと、片方ではそういったさっき言ったように負担が大きくて、それこそ川の土手だとか道路の土手だとか相当負担が重いところも結構出てきているという状況なので、その辺を全体としてそれぞれ清掃活動をやろうという話ですから、その辺がやっぱりお互いにそれぞれやって、周りがきれいになったというのが明確になってこない、ただ単にやっているだけになってしまうのかなと思うのです。その点でやっぱり今後の改善方法をどのように考えているかお聞きしたいのですけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長　石田委員がおっしゃられますように、地域によってはいわゆる作業をするエリアとかボリューム、内容的なものは相当差があるということは認識はしております。ただ、いかんせん何というのですか、例えば一つの河川であれば、そのエリア分けをして、そういうところ自体を地域の中で分担してやってもらうとかというそういう例えばその辺を我々自体が考えてやるという、考えとしてはあるかなと思ったりしているのですけれども、また逆に河川以外でも、今言ったマンションの敷地とか、豊岡なら豊岡の中でエリア分けをしてどうかという話ということもあるかもしれないのですが、そこま

で行政側のほうで、私個人的には清掃デーというのは自主的、コミュニケーションを図るといことが大前提ですので、やはり地域、自治会の中でその辺について考えていただくのが一番よろしいのかなとは個人的には思っております。

石田委員 少なくとも市のほうで中心になってこれ清掃デー進めているわけでしょう。そういった点では、やっぱり市のほうのそういった形でのそれぞれ各指導性というのは求められているのではないかと思います。

次に、処理困難物というのがありますね、清掃の関係で。要するにクリーンセンターで受け付けられないもの、バッテリーだとかそういったものについては今どんな形で対応している。例えば市民からの問い合わせというのは結構あるのですか。

環境経済部副参事（管理業務担当） 処理困難物につきましては、市民からも当然ございます。市民からの問い合わせにつきまして、当センターでは処理できないということで、そういうものを扱っている業者を紹介するにとどまっております。処理の仕方としましては、不法投棄等処理困難物出てきたものにつきましては、かさでもって1立方メートル幾らという形でもって業者のほうに出しております。

以上でございます。

石田委員 その1立方メートル幾らという形、例えば具体的には幾らぐらいで、どんなものを構わず出しているのですか。

環境経済部副参事（管理業務担当） まず、立方メートル当たり1万3,650円という単価でございます。内容的には、タイヤ、ペンキ缶、バッテリー、ライター、バイク、電子部品等でございます。

石田委員 これはそういった業者がこれを1トン当たり1万3,650円で引き取ってくれるわけですね。それであったならば、市のほうでむしろ処理困難物が出た場合には、クリーンセンターへ持ってきてもらえればそういう形で処理できますという形でやったほうが親切ではないかという感じがするのです。そうではないと、個人でもってその業者を見つけて、紹介してもらえるのでしょうかけれども、紹介してもらったところへバッテリー1個とか2個持っていくよりも、そういった形で受け付けてあげたほうがより処理ができていくのではないかと思いますけれども、どうですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的にはクリーンセンターで受け入れられるものというの自体は、いわゆる一般廃棄物があって、その中で処理できるものとできないものというのが明確になっているわけです。ですから、今、処理困難物という話自体は、一つには例えば不法投棄で出たものとかそういったもの自体は基本的には処理やむを得ないわけですね、いわゆるだれかがしなければしょうがない話ですから。そういったものを主に集めて、今秋元が申しましたような形で業者に委託をしているというのが一つでございます。各家庭

から出るいわゆるクリセンで受けられないものについては、これも先ほどご答弁申し上げましたように、業者の紹介にとどめるという状況でございます。

石田委員 例えば、ライターでも結構なのですけれども、ライターはどこに処理してもらえる業者がいるのですか。

環境経済部副参事（管理業務担当） ライターにつきましては、通常どおり収集してございます。

石田委員 処理しているの、これ。

環境経済部副参事（管理業務担当） 済みません。先ほどライターというのは、ライタードラムということで、申しわけございませんでした。

委員長 ちょっと待ってください。今の答弁、ライターとライタードラムと違ってどんな内容。

環境経済部副参事（管理業務担当） 済みません。申しわけございませんでした。今、ライターというのは処理困難物ではございませんでした。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

石田委員 最近、自分のところでいろいろ大工やったりとか何か出てくる中で、例えばペンキ缶というのがさっきありましたけれども、ペンキ缶だと例えばどういうところで処理させてもらえるのですか。

環境経済部副参事（管理業務担当） 市内にやはりそういう処理してくれる業者がおります。

石田委員 いずれにしろペンキ缶だとかそういった小さいもの、家庭から出るのはそんなにまとめて出るわけではないのですよね。1個とか2個出てくるわけでしょう。それを一つ一つどこかの業者のところ、あっち持っていけ、こっち持っていけという話ではなくて、市のほうでそうやってもしあっせんして、それが可能であったら、それをちょっと受け入れだけでも検討して、何か一緒に処理してあげるということをやっぱりやれば、各家庭において処理困難物で出せなかったものが、各家庭の中からはかなり処理できてくるのではないかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 確かに逆に今度は収集委託業務費、委託費の問題とかもやっぱり絡んでくると思うのです。やはり経費ということ自体を考えなければ、今のお話もしかり、ほかにも市民のためにということはたくさんあるかと思うのですが、残念ながらやはりそういうことの経費を考えますと、なかなかすべての要望におこたえできない中の一つかというふうに考えております。

石田委員 最低線の必要経費はやっぱりもらっても当然だと思いますけれども、いずれにしろ少しでもそうやって市民の方が困っているわけですから、実際処理困難物ということでクリーンセンターで引き取ってくれないという話になってしまっているわけでしょう。だからそれを何とか実際に処理する場合に、個人で処理するとなつて、何カ所も行くようになったりとか、いろいろな品物によって、バッテリーはあっちだとか変わってくるわけですよね、全部。1

カ所でそれとも全部可能なのですか。

環境経済部副参事（管理業務担当） 大体1カ所の業者で済むことが多いです。

石田委員 わかりました。

もう一点ちょっと別の問題なのですけれども、焼却灰の関係で放射能汚染の関係をチェックし始めているのでしょうか、22年度で。全然やっていないのでしょうか。

環境経済部副参事（管理業務担当） 22年度は行っておりません。

石田委員 3月11日起きて、ある意味ではそこからすぐという頭はなかったのかもしれないのですけれども、では実際に始めたのはいつからですか。

環境経済部副参事（管理業務担当） 6月末に環境省のほうから通知がありまして、当市ではたしか7月21日ぐらいに検体をとって調査したと思っています。ちょっと日にちについて申しわけない。だろうぐらいで申しわけございません。

委員長 よろしいですか。

石田委員 はい。

金澤委員 まずは、先に関連して、市民清掃デーのことなのですけれども、まず数字的などころの確認なのですけれども、かなり予算額と決算額が毎年ちょうどいいように予算執行率が動いて、見事だなというふうにある意味感心しているのですけれども、というのは市民清掃デーというのは、予算を確保して、実際に市民清掃デー清掃しますよね。そうすると、出てくるごみの量、集まるごみの量というのは、汚泥も含めて予想そんなにできないわけですよ。だから波があっても当然仕方ないわけです。そういう意味で数字で見ると、20年度が台数でしかわからないのですけれども、ごみ等搬入台数で20年度が398台、21年度が418台、それで22年度がこれが390台ということで動いているのです。これはあくまでも台数換算なので、2トン車なり4トン車なり1トン車なり積載量もまちまちですよ、実際に満ぱんに積んでいる場合とそうでもない場合。これトン数での把握というのはされているのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 トン数での把握はしてございません。

金澤委員 そうすると、トン数で把握していただかないとちょっと困ったことになってしまうのですけれども、というのは主な内容の清掃デーの支出項目の118ページ見ていただくとわかるのですけれども、可燃・不燃ごみ等運搬処分委託料、22年度は212万2,260円ですよ。これの算出根拠はトン幾らで、単価が決まっています、それにトン数掛けていたと私は理解しているのですけれども、今トン数を把握していないとなると、どうやってこれ委託料が出てきたのかおかしな話になってきてしまうのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 金澤委員がおっしゃられたごみ等の収集状況、搬入台数、これについてはいわゆる大森の集める場所、あそこに搬入された台数をカウントして、これに計上してあるということでございます。そして、今度は委託料の関係でございますけ

れども、実際はあそこに一時ストックして、中で分別して、また業者にそれぞれ処分という、そういう二段構えを踏んでおりますので、その段階ではやはり台貫に乗って計量的なものも把握しているということでございます。

金澤委員 それは私もよく知っているのです。そのまま運んでしまうと、特に汚泥なんかは水分含んでるので、台貫で重りはかかってしまうと必要以上に重たくなってお金取られてしまうから、多少置いておいて、水分が抜けた後運び出すと。これは草、木も、枝なんかもそうだと思うのですけれども、では質問を変えて、搬出した処分委託量のトン数と単価、それぞれ3年間お願いしたいと思います。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） お答えをさせていただきます。

平成22年度につきましては、土砂、汚泥につきましては36.3トン、委託契約金額が118万6,500円でございます。

金澤委員 単価でいいです。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 3万2,686円でございます。平成21年度につきましては、同じく土砂、汚泥につきましては51.91トン、単価にしましては3万5,700円でございます。平成20年度につきましては、同じく汚泥でございますが、処理量が39.21トン、単価が3万5,700円でございます。

金澤委員 この単価について、20、21年度とトン当たり3万5,700円だったということで、今年度、22年度は3万2,686円ということで1割近く下がっているわけなのですが、これについてはあれですか、入札の結果と、公正な入札が行われて、競争の結果、下がったというふうに理解してよろしいのですか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 見積もりにつきましては、業者3社に見積もりをとってございます。その中で一番安価な業者と契約してございます。

以上でございます。

金澤委員 だから21、22年度のときとそれぞれ見積もり合わせしているのはわかっているのですけれども、21年、22年度は業者間の競争が厳しくなって、最低の見積もり価格を出した業者が1割近く下げていただいたということで理解していいのですかと聞いているのです。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 見積もり金額につきましては、ほとんど業者的にはそれほど差がないところで一番安価なところと契約してございますので、今のような競争的なところが働いた結果ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

金澤委員 あと、ちなみにこれは、近隣市の入札価格というのは調べて確認されていますか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 先ほど所長のほうから近隣市の清掃デーの状況についてご説明をさせていただいてございますが、入間市のような形態で清掃デーを恐らく

実施しているところはないかと思しますので、こちらでは把握をしてございません。

以上でございます。

金澤委員 確かに入間市みたいに1年間にこれだけの人数が出て、盛大にやっているところって少ないですよ、確かに。他市に比べると参加率も入間市のほうが全然いいですから、それは確かに自慢していいとおっしゃられたのは間違いないです。ただ、それはそれとして、このごみ、土砂、汚泥関係について、これ産業廃棄物扱いで入札をかけているわけですよ。ですから、他市のごみの量云々は別にしても、この3業者、市内3業者ですよ、これ。市内業者優先というのは、ある一面わからないではないのですが、それはそれとしてやはりきちんと近隣の汚泥に関する産業廃棄物としての基準単価、目安というものは、やっぱり市としてはある程度持っていたほうがいいのではないかという意味でお聞きしているのですけれども、そのような発想でとらえたらどのようになりますか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 確かに一つには近隣市の同じような、似通ったというか、そういったデータについてあるかどうかということについては確認はしてみたいと思います。もう一つは、これ難しいかもしれませんが、通常の例えば建設省等のほうで出ている積算基準、歩掛け等の中で、こういったものは非常にちょっとなかなかびたっとくるものはないかと思うのですが、そういったものも今の近隣市の調査とあわせて少し研究をしてみたいという考えでございます。

金澤委員 そこで、ちょっと一番最初の話に戻るのでございますけれども、執行率の話で、結局毎年どれくらい搬出量が出るかわからないわけですよ。そうすると、正直言って動きがあっても、執行率だって多少オーバーしたくはないわけだから、ある程度の量を確保するわけですよ、予算額も。そうすると、執行率に対して多少波があってもいいと私は思っているのです、多少は。ところが、前年の99.59で、ことしは99.40だと。非常に見事な予算のとり方で敬意を表するのですけれども、なぜそんなびったりはまるのですか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 清掃デーにつきましては、毎年6月にしてございます。その後、可燃物、不燃とか処理するのに多少時間がございまして、それを終了した時点で最終的にすべて補正をしておりますので、執行率が100に近いということです。

金澤委員 補正した上できっちり調整して、ある意味予算自体を補正で増減しているということで、そう私は理解いたしました。

続けてよろしいですか。

委員長 はい。

金澤委員 済みません。続きまして、報告書の121ページになります。ごみ中間処理事業費のうち2点あるのですが、1点目が維持管理費関係の中で総合クリーンセンター電気料金というのがあります。細かい表の中を上から3段目にあるのですが、決算額が8,650万円だということ

で、金額にすると非常に大きな電気代かかっているわけですね。入間市の庁舎、この庁舎が年間の電気代が約3,400万円ですから、それを考えてもこのクリーンセンターというのは非常に電気を使う施設だというのがよくわかると思うのです。この電気料金に関して削減をする何か検討はこれまでされてきましたか。

総合クリーンセンター主幹 まず、単価的なことなのですけれども、基本料金のほうなのですけれども、これも運転状況を見まして、数年来何十キロワット程度ずつなのですけれども、削減しております。

あと、運転方法なのですけれども、16時間運転なものですから、その中で何も考えなしで運転してしまうとどんどん、どんどん基本料金とか使用料も上がってってしまうのですけれども、状況を見ながら、この機械を早目にとめたらばその分いいだろうとかと、そういう運転方法で検討しながら削減はしております。

金澤委員 ピークカットということで上限を抑えることによって、基本の契約金額を抑えるという努力をされているのはよく存じ上げているのですけれども、それ以外にそもそも抜本的な電気料の削減として、いわゆるPPS業者と言われている売電業者、発電業者さん、これとの契約というのは視野には入っているのでしょうか。

委員長 休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

委員長 再開します。

環境経済部長 金澤委員のほうから再三そういう提案を受けまして、これはちょっと環境課のほうで一生涯命電気を売ってくれる会社を当たってもらったのですが、ことしに限ってはもうそれだけの発電量がないということで、立川市の競輪場が皮切りで行われた事業なのですけれども、単体のクリーンセンターだから一番いいのかなと思って聞いてみたのですけれども、その会社自体がもう売る電気がない。東京電力の何パーセントと決まってしまうらしいです、頭が。何パーセントまでしかやれないと決まってしまうので、それ以上もう売れないのだと、こういうご回答が返ってきましたので、またそういう認可するような会社がふえて、総量がふえてくれば十分検討に値すると思います。

以上です。

金澤委員 いろいろと調べていただいたということでは半歩前進ということでは評価したいと思えます。私が議会で取り上げたときも、様子を見てからとか、ほかの自治体を調査してからってそういうことを言っていると枠がなくなってしまうよとは言ったのですけれども、なかなか進まなかったのが現実で残念なのですけれども、これについては今後、発電業者自体も

自分のところの稼働率、施設を増強するとかいろいろと考えているとは思いますが、しっかりと注視していただいて、その情報を入手できるように各発電業者、目ぼしい発電業者には、もし増設等が能力が上がったときには必ず声かけてくださいというような依頼というのをしておく必要があるのではないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

環境経済部長 一番いいのは、送電と発電を分離する法案が通ってくればこれが一番いいわけですが、それはまた時間かかると思いますが、今言われたとおり、今上がっている数社ございますので、そちらのほうにはそういう情報が入り次第、入れてもらうように努力させていただきます。

金澤委員 どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、その下の下段にありますごみ処理施設プラント保険、今121ページの中に、電気料金の下段です。プラント保険1,179万8,000円、要するに単純に計算すると年間1,200万円ということは、つまり月100万円ですよね。これ保険料で払われています。このプラント保険に関しては、今まで余り触れてこなかったのですが、今保険もかなり競争の激しい時代ですので、このプラント保険の内容についてちょっと一度ご教示いただけたらと思います。

環境経済部副参事（管理業務担当） このプラント保険につきましては、車の保険等とは違いまして、減価償却とかそういうことは抜きにしまして、今現存している施設が壊れた場合、それと同等のものをできるだけの保険が入ってくるというような仕組みになります。ですから、通常の保険であれば減価償却、例えば車なんかであれば毎年掛金のほうは少なくなっていたりしますけれども、この場合、プラントの保険の場合につきましては、壊れた場合、しっかりそれを同規模のものにできるだけの保険額が支払われる形になっておりますので、額的には若干そのときの情勢において上がる場合があるという、こういう形の保険になっております。

以上でございます。

金澤委員 わかりました。

それで、いわゆるこれは損害保険だと私は理解しているのですけれども、この保険会社の入札については、近年どのような状況になっているでしょうか。

総合クリーンセンター主幹 これは社団法人全国都市清掃会議というところで、そこが幹事となっております。そこで、毎年例年予算時期に見積書が来まして、それに対応しております。

委員長 暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

委員長 再開いたします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今、清水のほうで申しましたように、これは全国都市清掃会議、そちらのほうのプラント保険ということでございまして、物自体が非常に焼却プラントということで、いわゆる行政側で扱うものをメインとしている保険でございまして、今ちょっと数的なものが全国で例えば幾つ入っているかという資料ございませんけれども、大方の同じような行政体の中でもこの全都清のこの保険に加入していると思います。

金澤委員 ちょっとこの先は特殊な話なので、またこれは個人的に追っかけてみたいと思うのですが、まず少なくとも聞きたいのは、このプラント保険に入って、つまりクリーンセンターが損害を受けてだめなときに、同等の能力を持った施設を再構築させるために必要な保険料だと今ご説明ありましたよね。ちなみに幾らではじき出されているのですか、保険料として保険額が。

委員長 休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 再開

委員長 会議を再開します。

総合クリーンセンター主幹 済みません。手元に23年度のちょっと保険料のものになってしまうのですが、保険金額が75億9,900万円の額まで補償するということです。

金澤委員 変わりました次のページの報告書122ページで、ごみ減量化・資源化事業費についてお聞きいたします。減量化・資源化というのは、やっぱり入間市として、自治体としてしっかりと取り組んでいかなければいけない事業の一つだと思うのですが、残念ながら前年度に比べて資源再利用奨励補助金が500万円削減されています。結果として金属類はこれふえているのですが、それ以外の繊維、紙、空き瓶、紙パック、これすべて減少していますよね。これについてどのようなご見解をお持ちでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 資源再利用奨励補助金に関しましては、ここ1年だけではなくて、ここ数年資源回収量が減ってございます。そんな中で全体的に新聞、繊維、雑誌、段ボール等についても年々減少している状況がございまして。端的にこの1年でだけ減少したという状況ではないかというふうに把握をしております。

以上でございます。

金澤委員 ということは、今のご答弁は何、奨励補助金削ったせいではないよと言いたいように私のほうでは感じてしまうのですが、ある意味減っている方向だからこそしっかりと奨励をして、後押しをする。現状維持、少なくとも逆に言うとふやす方向で努力されるのが筋ではないかなというふうに私は考えるのでお聞きしているのですが、いかがですか。

委員長 この辺どうですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今、宮岡のほうで申しましたけれども、1つには、例えば集団回収の関係についても重複しますけれども、やはりほかのところに流れてしまっているということが一つの相当なウエートを占めているのではなかろうかと思えます。それぞれご家庭でも皆さんごらんになっているかと思うのですが、各委員もごらんになっているかと思うのですけれども、公告にいつまでに出していただければというような絡みとか、あとはまた別なやり方もあるようだけれども、従来と変わって、ほかの流れに大分移っているというのが結構大きなウエートを占めているのではなかろうかと思えます。

それに対しての対応という話まではちょっと今のところ考えてはいないのですけれども、やはり最終的には補助金、いわゆる形は別にしろ、そういったリサイクル、再資源化に向けていけば最終的な答えは同じところに行き着くという考え方もあるかと思うのです。したがって、とりわけではそういった流れ自体を行政側で変える必要があるかということになれば、今のところ考えていないし、必要ないかなとは思っております。

金澤委員 それは、おっしゃることよくわかります。市が取り扱う再資源化量がふえても減っても、入間市全体として住民が出すごみの量が減る、再資源化が図れるというのであれば、それはトータルでいいことだということでおっしゃりたいのはよくわかります。ただ、それはそれとしてまたちょっと別に、ただ補助金についてここでまた改めてよく検討していただきたいと思うのですが、1つだけ確認したいのが金属類です。これまで20年度、21年度が大体24トンレベルで推移したのにもかかわらず、22年度だけ40トンです。極端にふえているのですけれども、これ何か背景があるのかどうか把握されていますか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） クリーンセンターとしては、現在としては把握をしてございません。

以上でございます。

委員長 いいですか。

金澤委員 はい、ではもう結構です。

関谷委員 報告書の121から122ページ、ごみ運搬処分事業費についてお伺いたします。

昨年度当初から焼却灰は再生処分しないという方針で予算が組まれていたと思うのですけれども、焼却灰再生処分業務は約3,200万円ぐらい、その分を入れなくて予算組んだのですけれども、似たような、焼却灰を再生処分したのと同じような予算が組まれて、その結果、やっぱり焼却灰を再生処分しなかった、その分が引かれたような決算額が出ているのです。執行率が82.57パーセントで、ちょうどその焼却灰の分だけが執行されていないというふうに受け取れてしまうのですけれども、当初からその分は予算にのっていないはずなのですが、そうすると何か執行率ももっと変わってきてもいいのかなと思うのですが、それについてちょっとお考えをお聞かせください。

環境経済部副参事（管理業務担当） これの不用額の主なものにつきましては、下から2番目になります、122ページの表の。不燃物再生処理業務で決算額939万1,200円となっておりますのですけども、これに対応する予算額が2,047万5,000円、約1,000万円強余ってしまったわけなのですけれども、これは20年度に結構な額になりましたので、そちらのものをマックスのものを基準に予算計上したのですけれども、そこまでいかなかったということでこれだけ余ってしまいました。ちょっと予算どりのことにつきましては、今後は研究していきたいと思っております。

以上でございます。

関谷委員 そうすると、下から2段目の不燃物再生処分業務が予算2,047万円だったのが939万円だったと。それでもまだ3,300万円ぐらいですから、もっとあと2,000万円ぐらい実際執行されていないと思うのですけれども、それはどういったことでしょうか。

環境経済部副参事（管理業務担当） これにつきましては、ここの表にあるものにつきまして、トン当たり幾らという形でもって処分のほうをしているわけでございますけれども、結局3月の時点で締めが終わらないと最終的な額が確定しないという関係で、その積み重ねでもって若干多目にとっているという関係もございまして、残になってしまったということでございます。

以上でございます。

関谷委員 済みません。よくわかりませんが、それはどの項目に当たるのでしょうか、特にどれというのありますか。

環境経済部副参事（管理業務担当） 一応すべてのものにつきまして、毎月処理しております関係で、その量自体はごみの搬入量とかによって決まってくるので、その月が終わらないとトン数とかが確定しないため、最終的にはこれだけ不用額が残ってしまったということになります。

関谷委員 ちょっとわかりそうもないので、これはそこで取りやめることにします。

では、次の項目に移ります。その下の122ページのごみ減量化・資源化事業費についてお伺いします。先ほど（1）の資源再利用奨励補助金については金澤委員から質問あったのですけれども、その下の生ごみ処理機等購入費補助金についてお伺いしますが、やはり予算執行率がまだ100になっていないわけですから、こちらの生ごみ処理機のほうももっと皆さんに使っていただければと思うのですが、実際は申請する人が少なくなっているのですけれども、その理由についてどのようにお考えでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 特に処理機の購入補助金を利用される方が減った理由ということでの把握は特にしておらないのですが、基本的にはコンポスト等についてはある程度庭とか、敷地がない方ですと利用できない関係がございまして、現状的にはマンションとか狭い住宅等にお住まいの方ですと電気式の処理機を購入される方が多いかという

ふうに思います。電気式、それからコンポストの傾向というのが毎年ずれている関係もございまして、昨年度は電気式が非常に少なく落ちてきていたのですが、21年度から22年度につきまして逆に電気式がふえてコンポストが減っている状況がございまして。これは年度によりまして購入される方がどういう傾向になるかというのがなかなか把握しておらないのですが、クリーンセンターといたしましても機会あるごとに購入とか堆肥のつくり方等の講習も行っておりますので、そういうものをぜひ利用していただいて、多くの方に奨励補助金を使っていたきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

関谷委員 この生ごみ処理機については、電気式にしても、コンポストにしても、どなたか一人でも、1基でもこれを設置すれば、数字としては本当に少ないのですけれども、確実にごみの量は減ると。本当に数字としてはそれこそごみのような数字になってしまっているのですけれども、必ず減ると。そういった意味では、もっと購入条件を変える。補助率を上げるとか、ほかにもどんなのがあるかわかりませんが、そのように購入条件を変えればもうちょっと手を挙げる人がふえるのかなと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 購入条件というか、補助の内容の、今の要綱の見直しという話かと思うのですけれども、確かに今現在は、宮岡が申しましたように、やはり活用についての我々としてももう少しPRをした上で、もう少し推移を見ながら、また例えばリサイクルにとらえた、日曜日に研究を、リサイクルの何というのですか、いろいろ行事やっているわけなのですけれども、それに市民の方来られるわけですけれども、そういった中での一つとしても堆肥化の教室みたいのがあるのですけれども、正直言ってなかなかやっぱりその参加率がちょっと低いというような状況もございまして、ほかのサークルよりも。そういった中で、例えば来られた方の意見とかなんかも起用しながら、少しでも何かこう、何が原因なのかということそういったものも確認をしながら、もう少し、いきなり補助の内容を変えとかではなくて、その前に何かできることが多分あるのではなからうかと思っておりますので、それらを含めた形でちょっと研究・検討課題としていきたいと思っております。

関谷委員 では、次の事項なのですけれども、ごみ処理費全般についてお伺いいたしますが、事業系ごみについては搬入規制を行ったということで減ってきたということがわかりましたので、事業系ごみ以外についてお伺いいたします。今までいろいろなご努力をしていただいて、ごみの減量運動をやっていただいたり、何か広報紙のようなものを出していただいたりしてごみの量が少しずつ減ってきていると思うのですが、やっている事業の中でどれが一番効果を上げているとお考えでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 どれがという話になりますと、なかなか難しいところがあるかと思うのですけれども、基本的には冒頭申し上げましたように、ごみの排出量が減

っているということ自体は、やはりリサイクルの意識の高まりというような話がございます。そういったものが一番大きな要因かなと認識しているところでございます。したがって、従来もわかりですけども、これからはしっかりと3R運動の展開というものの自体はリサイクルプラザ等を活用しながら積極的に進めていきたいというような考え方でおります。

以上です。

関谷委員 今のご答弁ですと、リサイクルの意識ができてきたことが効果としては大きいのではないかというお話だったと思います。ということは、啓発事業が一番効果があったとおっしゃっているのでしょうか、どうでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 直接効果があったかどうかというものの自体は、突き詰めてあったのではなかろうかと、一つにはその要因ではなかろうかという意味でお話ししたつもりなのですけれども、ですから複数、逆にまた国自体も、例えばリサイクルに対する、それぞれリサイクル、資源化とかここできょうも出ましたけれども、都市鉱山の問題も含めて、やはりそういった新聞、メディアの絡みでも国全体がそういったある程度認識度が高まっているということの延長線にあるのではなかろうかとも思います。

以上です。

関谷委員 一般的には効果が上がった事業に今後予算を重点配分していくという考え方が普通だと思うのです。効果がない事業はやめていくと。そういった意味でも、どれが効果を上げているのか余りわからないとしたら、ちょっと今後の予算組むときにどうしていったらいいのかなというそういったことは考えられないと思うので、今後検証していただければいいなと、検証していただきたいなと考えだけ述べて終わります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款4衛生費、項2清掃費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款5労働費についての質疑に入りますが、労働費のうちシルバー人材センターの補助金については26日に参考人招致が決定していますので、この部分については質疑を終結せず保留いたします。

それでは、シルバー人材センター補助金も含め労働費について質疑を願います。

横田委員 事項別明細書146から147ページ、報告書だと124ページで、このシルバー人材センター補

助金のところなのですけれども、事業収益が、ホームページちょっと見て平成22年度だったかな、3,143万円の赤字、要はこちらに載っているように3.5パーセントのマイナスということになっていて、また21年度だと11.6パーセント、20年度だと6.9パーセントというふうにマイナスになっているのですけれども、この辺の理由については把握しているのかどうかをまずちょっとお伺いしたいと思います。

商工課長 おっしゃるとおり、年度ごとの単年度決算におきましては、毎年少しずつ下がっております。これにつきましては、もう近年の不況による総事業費の、要は事業があって初めて収入ができるのですけれども、総事業費の減少が原因と思われます。それは不況での総事業費の減少と思われます。

横田委員 では、要するに不況による事業費のということなので、これは入間市に限らず全体的にやっぱりそうになっているよ、県にしても近隣市にしても全国的にというふうに理解してよろしいのでしょうか。

商工課長 済みません。近隣市の事業状況、申しわけありません。調べておりません。数字は調べておりませんが、全国的な問題でありますので、同じだと想定はしております。

横田委員 また、シルバー人材センターなのですけれども、ちょっと基本的なところというか、まず組織なのですけれども、19名、理事、監事いらっしゃって、ほかにも職員の人とかもいるかなと思うのですけれども、その辺の組織がどのようになっているかというのをお聞かせいただければと思います。

商工課長 事務局につきましては、22年度については事務局長以下含めて8名プラスパート1名でやっております。職員につきましては、今年度の途中から1名減になりまして、来年度につきましてはさらに2名が定年を迎えますので減になるという、職員については8人から7人、来年は5人という流れになります。それと、理事さんにつきましては、22年度につきましては17名体制でありましたが、今年度から19名体制になっております。

横田委員 続いて、このシルバー人材センターの経理状況、そこまで聞いていいのかわからないのですけれども、その辺の内容をもしわかっているのか、わかっていたとしたらどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいのですけれども。

商工課長 経理状況、毎年悪化しているのは把握しております。先ほどの22年度の単年度決算役3,000万円ちょっとの赤字、それと今年度も単年度決算では約2,300万円ぐらいの赤字になるだろうということも事務局長から話を聞いております。ただ、これは単年度決算でありまして、過去から（仮称）シルバー活動センターの建築のために積み立てをしておりました。積み立てをしておりますので、決算報告書の一番最後に正味財産の残余额というのが出てきて、要はその人材センターでどのくらい残ったお金があるかということなのです。これがおとしの場合、約1億9,000万円ぐらい残っておりました。それで事業が単年度で赤字

になりますので、去年の決算の段階では約1億6,000万円ぐらいがまだ残っている状態でありました。ですから、残余財産がありますので、単年度では赤字ですけれども、運営はできておりました。

ただ、これ過去からの目的でありました活動センター、ここで建築に入りました。この建築費用が約1億円になりますので、これを支払いが今年度末だと想定してはいますが、そうなった場合は残余財産がぐっと少なくなるのではないかとこのように踏んでおります。

横田委員 では、留保している財産というか、それはだんだん減ってはいっていますけれども、単年度で赤字になっているけれども、今まで積み立ててきた分があるので、経営そのものはさほど問題はないというか、ここ直近だと減っているからあれなのでしょうけれども、その辺でプラスには全体としてなっていて、なおかつ活動センターで正味財産の中から1億6,000万、5,000万ぐらいあるうちの1億は今回使ってしまうので、残りが6,000万円ぐらいになっていくという中から、これから人材センターはやっていくということになると思うのですけれども、現時点だとプラスの状態の中にいるというような形でよろしいでしょうか。

商工課長 基本的にはそのとおりであります。先ほど昨年度決算で約1億6,000万円残っていると。それで1億円支払いますから、約6,000万円残っていると今言われましたけれども、今年度も多分赤字になると思いますので、今の差し引きの6,000万円より少ない額が正味財産になるのではないかと考えております。

横田委員 最後に1点だけ、補助金700万円出しているわけなのですけれども、その使い方というのはどういうふうに使われているかというところあたりまでは把握をされているかどうかちょっとお聞きしたいのですけれども。

商工課長 この市で出している補助金700万円につきましては、事務費の補助ということになります。年間職員と理事さんの人件費が約5,000万円ちょっとかかっているのですけれども、その一部の補助と踏んでおりますので、具体的に700万円がどれに使われたというわけではなくて、事務費の一部として補助をしたというふうに解釈しております。

関谷委員 同じくシルバー人材センター補助金の報告書の124ページの2の内容のところに書いてあることについてお伺いします。請負制度への適正な対応に努めましたと内容の最後のところに書いてあるのですけれども、どのような、何か問題があったから適正な対応に努めたのだと思うのですけれども、どのようなケースが請負ではないと見られたとかどのような問題があったのか具体的にお聞かせください。

商工課長 実は派遣と請負という契約がありまして、それで具体的な例を出しますと、商品を陳列棚に並べる場合、その職員の指示があつて並べるというのは派遣になってしまいます。あらかじめ決められた場所に決められたものを置くようにという契約で決まっておれば、その場の職員の指示がなく陳列できるのが請負になっております。この辺で請負の契約の仕方を工

夫して、はっきりとした請負に変えたという経緯になります。

関谷委員 その場にいる方の指示を受けないで陳列に並べるとするのは非常に難しいと思うので、それは最終的に請負と認めてもらえる形におさまったということによろしいですか。

商工課長 全部が全部ではありません。一部の何と申しますか、可能な限りそういうふうにして受託を行いました。ただ、事業所のほうとしては、あやふやなグレーゾーンのものを出せないということで契約が残念ながら取りやめになったという事実もあります。その辺と不況と先ほどの含めて全体の事業が減った原因と思われま。

関谷委員 請負とみなされないで、派遣とみなされたまま事業が打ち切られてしまったものもあると。それは割合とか金額とかどの程度あるのでしょうか。

商工課長 済みません。全体的な割合まではわかりません。ただ、大口が1つあったという話は聞いております。それも金額、申しわけありません。そこまでは聞いておりません。

金澤委員 まず最初に、このシルバー人材センター補助金を審査するに当たっては、そもそも入間市の高齢者の就労支援の施策自体がまずベースにあって、その中の一環としてシルバー人材センターのあり方、補助金というのが私論議されてしかるべきだなというふうに考えているのですけれども、そもそも今現在というか、高齢者の就労支援について入間市の施策というのはどうあって、今後どうあるべきだというふうに大局的にお考えでしょうか。

商工課長 非常に大局的にと言われましてもなかなか難しいのですが、現実日本で高齢者の数がふえております。それで、超高齢社会にもなりかけております。ですから、これから定年を迎えてもまだ働く気がある高齢者人口はどんどんふえていくと想定されております。ですから、この方々の少しでも収入になるように、その方々の生きがいつくりにもなるように、これからどんどんふえていくそういう方々のために、これからはどんどん支援は、支援といいますか、シルバー人材センターの価値は重要であるかなというふうには思っております。

金澤委員 私自身は、別にシルバー人材センターという組織を守るとか保護するというその狭い視点ではなくて、いろいろな施策があつていいと思うのです、いろいろな形が。ただ、その中の一環としてシルバー人材センターがしっかりと筋、骨が通ったものであるというふうに私も認識持っているのですが、話はちょっと別にしても、比較増減で前年度から300万円削減されて700万円になっているということですよ。この削減されている根拠というのは何だったのでしょうか。

商工課長 根拠と言われましても非常に難しいと思います。一応経緯だけ説明させていただきます。平成16年のときには1,800万円でありました。そして、20年が1,200万円、21年度が1,000万円、そして昨年度が700万円、毎年補助金は減額されております。この減額の理由と直接言われましても、市の予算と総合的に見て、あとシルバーの財政状況を見て、総合的に出た数字だと思っております。

金澤委員 原課としては幾らで希望されていたのですか。

商工課長 一応22年度からずっと700万円ということで要望してあります。

金澤委員 ということは、1,000万円出したけれども、査定で300万円削られたということではないのですか。そもそも担当課として700万円でもいいですよということで白旗揚げていたということですか。

〔(ちょっとお待ちください……) と言う人あり〕

委員長 ここで休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時25分 再開

委員長 再開いたします。

商工課長 1,000万円を出しておりました。

金澤委員 そこで、1つ先ほどの答弁にもあったのですが、その正味財産、貯金が、積立金が幾らかある。だから余裕があるから補助金減らしていいのではないかと財政課、企画のほうで考えたのではないかと私も類推はするのです。一般的には確かに数千万、億だとかという金額を聞くと、すごい多いから、では700万円、1,000万円減らしてもいいのではないかというふうを考える人も多いと思うのですが、そもそもこのシルバー人材センターそのものの活動の規模が非常に大きくて、年間の総事業費が約7億円から8億円ありますよね。通常こういう企業、団体等の場合、貯金というのが大体1カ月から2カ月分は最低ないと、例えば仕事を出していた会社が、受託していた会社が倒産してしまったと。ただ、自分のところのシルバーで働いている会員にはお金を払わなければいけないという意味で、多少の数カ月分の余裕がなければいけないはずなのです、そうしないと会社が回りませんから。そこから考えると、適正な積立金、預金というのはどれぐらいというふうにお考えだったのですか。

商工課長 一応22年度の決算額を見ますと、事業費が約6億8,000万円になります。何と申しますか、働いた人への支払いは翌月の末になります。そして、働いた事業所からの歳入と申しますか、いただくのも同じく翌月の末になると思います。ですから、その末の時点が重なってしまいますので、末の時点は払う金額がないと現金が不足してしまいます。先ほどの年事業費約6億8,000万円働いた人への支払いですから、それに人件費が年約5,000万円ぐらいかかります。これを足して12で割りますと1カ月6,100万円になります。ですから、22年度の決算においては月6,100万円平均ないと運転資金がその金額が必要だなという結論になります。

金澤委員 それはあくまでも22年度で事業費自体が落ち込んでいるからですよ。21年度、20年度、もっと事業費が多かったときには、もっと多くの金額、7,000万円、8,000万円という金額の運転資金が手元がないと、いざというときにパンクしてしまうということは、これは企業で

なくても、民間団体であっても、これは当然の貯金であって、それが6,000万円、7,000万円が大きいということで補助金が削られるというのはそもそもおかしいのではないかと私は考えるのですけれども、その点はどのように理解されていますか。

商工課長 補助金が削られることについての考えではなく、補助金を出す大もとの市の財政の総合的判断から出たものだと思っております。

金澤委員 ちょっと余り入っても、また参考人以降話ができると思うのですけれども、ちょっと確認なのですけれども、報告書の124ページで評価のところなのですけれども、シルバー人材センター事業収入、会員数、月平均就業延べ人数ともに前年度に比べてわずかながら減少しましたと書いてあるのですけれども、事業収入も3.5パーセント減少しましたと書いてあります。それぞれ数字ちょっと教えていただけますか。

商工課長 済みません。資料を見ながら、わかるところから順番にやらせていただきます。シルバー人材センターの会員数、22年度1,426人、前年度より18人減りました。

続きまして、事業収入、単年度としてマイナス3,142万5,000円……

金澤委員 ちょっとそれぞれ金額具体的にお願いします。

商工課長 具体的には、事業収入、これが、済みません。今言ったのは22年度の事業収入と、同じ22年度の支出の差が3,100万円という話をしました。ですから、単年度決算ではマイナスこの金額だということです。

済みません資料がありました。事業活動収入、22年度、先ほど申しました7,353万3,503円、21年度の事業収入7億7,511万374円、これが21年度と22年度の事業活動収入です。

委員長 今、22年度は七千何がしと言ったでしょう。7億円ではないですか。

商工課長 済みません。7億7,511万374円、それが21年度になります。

〔(22年度)と言う人あり〕

商工課長 22年度、7億3,530万3,503円です。もう一つ、就業延べ人数、これが22年度決算では1万3,975人、前年度より273人の減。

以上です。

金澤委員 それで、ちょっと数字のまず確認なのですけれども、22年度の事業収入7億3,500万円から前年度7億7,500万円、この数字が正しいとすると3.5パーセント減少しましたがと書いてあるけれども、私の計算だと5.2パーセントのマイナスなのですけれども、この数字何で違うのですか。

委員長 休憩しましょうか。

〔(休憩お願いいたします)と言う人あり〕

委員長 ここで休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時37分 再開

委員長 再開いたします。

商工課長 実は、22年度のシルバーさんの決算報告書があります。総会の資料です。この中で数字が、私どもが調べた数字と違っております。ですから訂正をさせていただきまして、この総会の資料の数字を読み上げさせていただきます。21年度の事業収入が7億4,297万1,175円、もう一度言います。

〔(数字で言ってください) という人あり〕

商工課長 742,971,175円、これが21年度の事業収入。平成22年度、717,086,865円です。そして、前年対比が3.5パーセント減という総会の資料になっております。

金澤委員 何で数字違うのですか。

商工課長 私が調べた数字は、明細書のほうの数字を拾っておきました。そして、今回、この総会の資料、事業収入の中で集計の内容が、私の独自の決算書からの拾った数字と、ここのシルバーの総会で発表した同じ事業収入、これ多分集計の項目が異なったのではないかなと思います。

金澤委員 何かよくわからないので、今度当事者が来てくれるので、その数字については確認させていただきたいというふうに思います。

それで、結局高齢者の就労の状況というのは非常に厳しいというのは、これだれもが認めるところだと思うのです。私自身も市民相談でも毎月のように今無年金とか低年金の高齢者の方が何とか食べていかなければいけないということで相談される件数が非常にふえていますのです。正直言ってこのシルバー人材センター含めた高齢者の就労というのが、生活保護の制度の一步手前のところに今来ていると。昔は年金がちゃんとあって、だけれども体がまだ動くから、時間もあるから余暇を活用して体を動かしたい、生きがいづくりでの就労というのは結構あったのですけれども、今はもうそういう時代ではないというふうに考えているのですけれども、その点市のほうとしてどのようなご見解をお持ちですか。

商工課長 非常に難しいのですけれども、高齢者の方の就労支援の一つがシルバーだという今お話しで、そのとおりであります。市では直接ハローワークと違い仕事のあっせんができませんので、市で行っている事業が市でできること、例えば内職相談、それと労働相談、これを毎月1回やっております。あと就労支援のためにパソコンの中級講座も毎年やっております。市としてはこういった事業で就労の支援を行っているという現状です。

金澤委員 時間もあれですので、今ちょっとたまたまきょう下において内職相談室の担当者にお聞きしたところ、内職の相談に来られる件数が年間千二、三百件ということで、やっぱり内職をしたいという方も多くて、非常に家計が厳しいというのがよくわかるのです。それでこの

124ページの報告であるこの内容、シルバー人材センターの内容がこの内容だと、これはもう本当に5年前、10年前のシルバー人材センター事業への評価なのかなと。ちょっと先ほども、繰り返しになるから言いませんけれども、シルバーで今働こうとしている高齢者の実態というのは、こういう余裕のあることで相談に来ているのではないのではないかなというふうに私は受けとめているのです。その点、そういう意味で、この内容について、来年度以降検討していただけるのかどうかお伺いいたします。

環境経済部長 ご指摘のとおり、この内容は高齢者事業団の意向を、設立の趣旨はそれと一緒にのですが、その辺を組んだ流れでどうしてもできているわけで、ここ数年、著しく核家族化が進みまして、老夫婦だけの世帯というのが非常にふえてきているということは事実でございます。そして、その方がシルバー人材センターに入って、そのシルバー人材センターの得た給料と年金で暮らされているというような家庭がふえてきていることも事実でございます。今までは、高齢者とその息子さん夫婦というような家族形態があったために、おじいさん、おばあさんの収入については余力的な感覚だったのですが、そういう感覚ではないことがもうかなり勤めていらっしゃる皆さんのデータの的にも出てきておりますので、この辺についてはもう少し時代を追って内容には検討させていただきたいと思っております。

以上です。

石田委員 済みません。シルバー人材センターの関係で1点だけちょっと聞いておきたいのですが、活動センター建設の関係で1億円余りという話なのですが、その内容と、それに対して市のほうではどういう評価をしているのか、その点をお聞きしたいのですが。

商工課長 シルバーの活動センター、最終的には今の勤労福祉センターの後ろの敷地836平方メートルのところに、延べ床面積602平方メートルの事務所を計画しました。当初はもう少し大きな、部屋数も多かったのですが、縮小して結果がこの数字になります。市としての考えということですので、これは市としてではなくて、私が担当課長として2年半携わった個人的な話になりますけれども、まず近隣市の状況を調べてみたら、ほとんどがその市町村が建物を建てております。使用料もゼロか、または半額免除でしております。ですから、シルバー自身が建物を建てるのは近隣では、近隣と比べるのにおかしいのですが、個人といいますか、シルバー自身で建てること、これは市にとってはすごいメリットだと思っております。ふだん、ふだんというか、それだけ出さなければいけないものを出さないでシルバーさんがやってくれたということで感謝はしているつもりです。

以上です。

石田委員 当然ある意味では事業を拡大するというか、新しくそういう形になっていく。それによって、ある意味では事業的にもそれぞれ伸びていくだろうという展望を持つての話なのでしょうか。

商工課長 今後の事業の展望につきましては、シルバーさんの考えはまだわかりません。商工課長としては、景気の流れでいくと思います。ただ、シルバーさんもここで大分事業獲得に向けてすごく真剣になっておりますので、その辺は期待はしているところであります。ですから、その景気の動向についてのシルバーさんの意向は、申しわけありません。把握はできておりません。

〔(答えになっていません) と言う人あり〕

委員長 補足して。

環境経済部長 事業拡大に向けて要するに活動センターをつくるのが当たり前ではないかという石田委員のお話でございますが、基本的には2つ要素がございます、1つは、今シルバー人材センターは勤労福祉センターを指定管理して間借りしているというような状況でございます、要するに自分たちの居場所といいますか、好きに自由にできる場所が欲しいということがまず1点あるわけなのです。それが活動の拠点として欲しいという彼らの要望がございます。

それからもう一つは、新たな事業のためのいわゆる研究とか作業をする場所も欲しい、こういうことです。これは指定管理されている勤労福祉センターの中で勝手にそんなことやられては困るわけでございますので、そういう意味合いも両方含めましてやっております、非常に意欲的に拡大の方向で向いているのですが、ただ今、何せ需要と供給の関係で社会的にシルバーへ求める仕事の量が減ってきているということで、石田委員に指摘されるように伸びと同時に作りたくないというのが基本的な考えですけれども、今そこまでは至っていない、そういう状況でございます。

以上です。

齋藤委員 ちょっと基本的なことになるかもしれないのですけれども、平成21年度の決算特別委員会の答弁の中でシルバー人材センターさんのことが書いてあるのですが、法人なので内部的な決定に市が口を挟むことはできないということ踏まえまして、まずこれシルバーさんのホームページのほうから見たことなののですけれども、次期繰越金が5,650万6,544円、積み立て資産が9,500万円、これは間違いはないですか。ちょっとホームページの、もし答えられなければ答えなくて結構です。

商工課長 今の合計しますと1億5,800万円ぐらいになるとすると……

齋藤委員 後でいいです。

商工課長 わかりました。

齋藤委員 また、これも答えられなければいいのですが、このホームページの中でシルバー人材センターさんのことを、自分たちのことを書いているのだと思いますが、一般的に直接雇用したり労働者派遣を受けるより、安価なため多くの企業に利用されるが、正しく請け負いきな

い場合は偽装請負となることもある。非営利事業のため一般業者と比較し安価なものもある。その他独自事業も持っており、会員と発注者、会員とセンターとの間に雇用関係はなく、会員は請負または委任で働く個人事業者となり、労災は適用されない。これは当然正しいと思うのですが、ちょっともし意見がありましたら。

商工課長 正しいです。合っております。

齋藤委員 次に、就業率が88.4パーセントというのは、その辺はいかがでしょうか。いかがでしょうかということは、他市に比べて大体正常なのかどうかという。

商工課長 現在、約1,500人の会員がいて、その就業率ということだと思います。他市の状況、就業率申しわけありません。そこまで調べておりません。

齋藤委員 次に、公益社団法人、これはまず非課税優遇税制、それから行政からの補助金、社会的信用ということが出ているのですが、その辺の説明ができればお聞かせ願いたいと思います。

商工課長 そのとおりでありまして、公益社団法人になったとすれば、その信用度も上がりますし、税金の優遇もあります。今現在の流れなのですが、埼玉県の中でシルバー、総数ちょっと忘れましたが、数十個あります。全部足並みをそろえて来年の4月1日付で公益社団法人の認定をもらおうという動きで、いきいき埼玉というのが埼玉県のシルバーのトップにあるのですが、そこが音頭をとりまして今手続をしております。その資料もここで大分できているという話を聞いております。

以上です。

齋藤委員 今、これからこちらの社団法人が変わるという話です。どのような内容になるのですか。もし変わるとしたら、内容的には。

環境経済部長 済みません。社団法人として一般を選ぶのか、公益を選ぶのかということなのですが、埼玉のシルバー人材センターについてはすべてが公益を選ぶということで、変わる点というのは定款をつくりかえる形になりますので、定款の中で今まで不備であったものをここで多分かなり修正してくる形になると思います。もう既に申請はしているようでございますので、そこには新しい定款をつけてやるわけでございますので、大分事業のことが変わってくるかと思いますが、ただ基本的にはやっている事業そのものが大きく変わるということにはございません。ただ、今までのどっちともつかない法人格でいましたので、平成20年度は税金取られたとかそういうようなこともありますので、いずれにしても公益を選んでやると。そのかわりと言っはなんですが、何でもできるという形はなくなってくるということです。公益を選ぶということによって仕事の幅が多少狭まってくるということは覚悟の上でやるということだと思います。

以上です。

小島委員 シルバー以外なのですが、事項別明細書の146から147ページ、報告書の125ページ、款5

労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、大事業、勤労者福祉サービスセンター補助金についてなのですが、平成21年は1,920万円あったものが、22年度は約1,500万円、420万円減少となっておりますが、その理由があればお答えいただきたいと思います。

〔(ちょっと休憩をお願いいたします) という人あり〕

委員長 休憩をお願いします。

午後 2時54分 休憩

午後 2時55分 再開

委員長 会議を再開します。

皆さんにお諮りさせていただきたいのですが、冒頭、シルバー人材センターの関係は終結をしないで保留のままということで皆さんにお話をさせていただいたわけなのですが、労働費の中でまだほかにいろいろ皆さんの顔を拝見しますとありそうだということですので、このシルバー人材センターの関係だけ保留にしたまま、議長さんをお願いして要請文を出さないといけませんので、この分だけ前回の会議のときに市からの補助金についての関係で出すということですので、それをお願いするというので休憩させてもらっている中でよろしいでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 では、そんなぐあいでもさせていただきますので、正副委員長で行ってきますので、ちょっと……

〔(3時10分) という人あり〕

委員長 そうですね。3時10分まで休憩をさせていただきます。そのうち労働費のほうはたっぷりやってもらって結構ですので。

午後 2時56分 休憩

午後 3時11分 再開

委員長 会議を再開いたします。

再開前の小島委員の質疑に対して答弁を願います。

商工課長 先ほどの質問、サービスセンターの補助金が21年度が1,920万円、それと22年度になりまして1,500万円、その420万円減になったのは、根拠はなぜかという質疑でありました。サービスセンター、全国のサービスセンターは、国から当初補助を受けて設立した経緯があります。ただ、ここで自立化を求められておりました。その自立化を促すためと、あともう一つは、市の総合的財政の判断でこの金額になったものであります。

以上です。

小島委員 そうしますと、昨年度決算特別委員会中のお答えの中で、一般法人化することと決めたという答弁があったのですが、その影響もあるわけでしょうか。

商工課長 法人に対する補助につきましては、一般財団法人であろうとも、公益財団法人であろうとも、補助はその内容によって補助するものでありますので、一般でも公益でも補助の対象の解釈には違いはありません。

小島委員 そうしますと、内容的にこれのサポートは、内容は21年も22年も変わらないということでもよろしいでしょうか。

商工課長 はい、そのとおりです。

小島委員 ありがとうございます。

金澤委員 もう一回ちょっと基本的なところの確認なのですが、この勤労者福祉サービスセンターについては、事務局のトップがずっと設立以来、私の記憶では市の幹部職員のいわゆる天下り先というか、退職された方が指定席になっていたというふうに記憶しているのですが、歴代の役職についてご存じですか。

環境経済部次長 歴代の役職ということですが、ちょっとさかのぼりまして、現在の事務局長は当時市の次長職でございました。そして、その前の事務局長は課長職でございます。それ以前も市の課長職だったというふうに記憶しております。私の記憶の中で4人おりますが、課長職、そして次長職が1名。

〔(退職者) と言う人あり〕

環境経済部次長 退職されてシルバー人材センターのほうで、これは嘱託職員という形で雇用されておりました。

金澤委員 これについては、公募というのは考えには上がっているのですか。

環境経済部長 この勤労者福祉サービスセンターの理事会にはそういう話題は上がってございません。

金澤委員 ざっくばらんにお聞きしますが、これはあくまでも市とは別の団体なわけですよね、勤労者福祉サービスセンターそのものは。ということは、この勤労者福祉サービスセンターが独自に前任の事務局長なりトップが退職されるときに、適当な人はいませんかということを探した結果、たまたま市の職員の退職された方がふさわしいだろうということで独自に採用されているというふうに理解してよろしいのですか。それとも現実問題は、市のほうでそろそろ次がつかえているからかわってよというふうな形になっているのですか。

環境経済部長 慣例みたいなものはございませんけれども、退職者が大体3年から4年程度再雇用されて嘱託でいますと、大体六十四、五歳になりますので、いわゆる年金がもらえる形になりますので、その時点でご自身でやめられると。その後の補充について市のほうに依頼があって、それを理事長である市長がこういう人がいいだろうというようなことで採用していると

いうそういう状況でございます。

金澤委員 ちょっと今、市長が理事長という言葉が出たのですけれども、例えば社会福祉協議会なども同じ事務局長は市からの幹部職員の退職された方が働かれていますよね。社協のほうは理事長はたしか市長交代されましたよね。この勤労者福祉サービスセンターの市長と理事長との兼職について、社協との違いはどのようにお考えなのでしょうか。

環境経済部長 兼務自体は法的には可能なわけでございますが、社協との比較ということについては、うちのほうでは検討はしていない状況でございます。

金澤委員 比較はしていないということですが、望ましいというふうにお考えなのですか。それともできるだけ避けたほうがいいのではないかというようなお考えですか、方向性をお示しくください。

環境経済部長 この勤労者福祉サービスセンターが財団移行した際のいわゆる新規理事が選出されて、その中から理事長たる市長が選任されているわけでございますけれども、現時点においての理事会では市長にお願いしたいという皆さんの意思で理事長に就任していると、こういう状況でございます。

金澤委員 ちょうどたまたま先ほど一般の市民の高齢者が、定年退職者がシルバー人材センターに行くのだけれども、仕事がなくでどんどん就業率が下がっているという実態が報告されている中、こういうような市の補助金を受け取っている団体が、事務局含めた幹部が市の退職された職員がポストをきちんともらっていくということ自体について、やっぱりこれはいいか悪いかは別にして、批判は受けても仕方ないのではないかなというふうに思うのです。しかし、とはいえその反面、入間市役所としても60歳過ぎた後の雇用の確保というのも、これもまた法的に猶予期間はありますけれども、義務づけられているというところで、非常にやっぱり悩ましい過渡期なのかなというふうに私は理解しているのですが、その点の絡みというのは部長どのようにお考えですか。

環境経済部長 指名されていますので、私のほうでお答えします。

いずれにしても、社会構造の再編の時期であることは間違いのないわけでございますが、これは民間企業でも60歳から63歳、もしくは65歳まで定年延長をしている企業もございます。既に民間の市内の大手、大手とは言いませんけれども、市内のある程度大きな企業でございますが、名前は何かステンレスという会社でございますが、その会社などは65歳までも働ける道をつくってございます。ですから、企業側の責任として60歳になったから、はい、おしまいですよという形でなくて、年金が支給されるまでの間、何らかの再雇用もしくは嘱託という制度を利用してやっていくということが一般化されれば、シルバーのほうへ登録される高齢者の労働者も同じような条件になっていくのかなと思います。ただ、役所のほうとしては、それをリードしなければいけない立場にありますので、やはり再雇用、定年延長と

いうのは今後一般の会社よりも先駆けて進んでいくものと思われま

以上です。

永澤委員 労働相談の件についてちょっとお伺いしたいのですけれども、22年度労働相談、月1回行われているというさっきのお話だったのですが、何件あったのかちょっと件数を教えていただきたいのですけれども。

商工課長 お待たせしました。平成22年度、労働相談の相談件数14件であります。

永澤委員 相談内容については、やはり就職のほうが多いのか、それとも働いている雇用先でのいろいろな悩みとかいうのが多いのか、ちょっとその辺教えてください。

商工課長 相談内容、一覧表があります。ちょっと集計をしておりますので、見ながらちょっとやらせていただきます。まず、不当解雇についての相談が3件あります。それと、一応分析では労働条件の関係が10件、その他として4件というのが分析であります。ただ、これだけでは多分わかりにくいと思いますので、今の不当解雇が3件と、あと労災の適用についてが、ちょっと軽く読んでみます。そのほうがイメージ的にわくかもしれませんので。

就業手当の請求書について、求職活動について、労災の適用について、労働契約について、休職による会社とのトラブルについて、社有車の破損の賠償について、こんな感じであります。

以上です。

永澤委員 そうすると、やはり労働条件とか不当解雇とかそういった内容で、就職というほうではないという認識を私持ったのですけれども、先ほどのお話で、やはり入間市はハローワーク、また出先機関もないということで、非常に就職に対して難しいというか、どうしても皆さんハローワーク所沢まで行ってくださいというお話しになってしまうところがあると思います。労働相談も今、年間で14件というのは、まだ周知が足りないのか、それかやはりもうちょっと活用されてもいいのかなと思ったのですけれども、先ほどの課長のご答弁では、労働相談等も含めて就職活動のお手伝いをしているというようなお話があったかと思うのですけれども、今後この労働相談等に関して、就職難の今に対してそのような方向での事業に持っていくつもりがあるかどうかお伺いしたいのですが。

商工課長 先ほど高齢者の話題でありました。よって、うちでやっている労働相談は2種類ありまして、普通の労働相談と若年者就業相談というのが2種類あります。両方とも毎月1回やっております。先ほどの質問の関連では高齢者の関係でしたので、若年者のことについてあえて触れませんでした。でも、ここで職業のあっせんということなので、若年者、就業相談も毎月やっております。これにつきましては、去年16件相談がありました。これにつきましては内容的には就業に関すること、就業の準備、あとは仕事についての全般、こういう相談内容であります。

以上です。

永澤委員 ちょっとやはり先ほどから感じている。ご答弁がこんなに長くしなくてもいいような形で、14件のときに今の就業相談16件言っていただければ済んだのかなと思いますので、ちょっとその辺簡潔にご答弁いただければ大変ありがたいのですが、どうぞよろしく願いいたします。

金澤委員 ちょっと私の記憶が定かでないので確認なのですが、ハローワークの出張所について、最近、埼玉県内で1件あったように記憶しているのですが、その点情報入っていますか。

委員長 その辺はどうですか。入っていないですか。

商工課長 私も薄い記憶ですが、どこか大きな町に1個追加……済みません。やっぱり記憶でするので、ちょっとわかりません。

委員長 部長もわかりませんか。

環境経済部長 基本的にはハローワークをふやさないという方向の方針が出た上での話ですので、新たにふやしたという情報は私のほうでは得ておりません。

環境経済部次長 訂正をお願いいたします。先ほどサービスセンター、局長の前職というところご質問がありました。私ちょっと記憶違いがございました。退職された方の前職は、まず課長職が2名、そして次長職が1名、以上退職された方の前職はそういう形になっております。

委員長 今のはご了承願いたいと思います。

ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、シルバー人材センターの補助金を抜いた款5労働費についての質疑を終結いたします。

次に、款6農林水産業費についての質疑を願います。

関谷委員 目1農業委員会費についてお伺いいたします。平成22年度は12回委員会を開催したと思います。欠席した委員の人数を月ごとに教えてください。それから、平成22年度は委員全体で22人でよかったのかどうか。その2点をお願いします。

農業委員会事務局長 まず、22人の委員さん、年間を通してかというご質問がございましたが、自己都合により8月25日付をもちまして退任された方が1名いらっしゃいます。毎月の欠席者ですよね。順番に申し上げてよろしいでしょうか。

関谷委員 はい、4月から。

農業委員会事務局長 委員さん22人いらっしゃるのですが、4月が欠席者2名、5月が3名、6月が4名、7月が3名、8月が2名、9月が欠員1名いらっしゃいますが、その方を除きますと欠席者ゼロという形です。10月につきましては1名、11月が2名、12月が1名、1月がゼロでございます。2月もゼロでございます。3月が、監査委員さんが兼務されている方が1名

いらっしゃいまして、その方が欠席をされているということで1名でございます。

以上でございます。

関谷委員 一番多い月ですと4人の方が欠席されているということで、それはわかりました。それで、1カ月に1回しかないのですけれども、その月の委員会を欠席している方は、その月はどのようなお仕事をやっているのか教えてください。

農業委員会事務局長 先ほど申し上げたとおり、委員さん1名は体調不良により8月までの任期で退任されたわけですが、その前に体調不良ということで年度当初から欠席はされてきました。ということで、ほかの業務をされていたことはございません。あとは、ただ総会の出席だけが委員さんの業務ではございません。正確に欠席者に当てますと、例えば7月につきましては農地パトロールというのがございまして、各地区を担当していただきまして、その業務に当たっていただくというようなことがお願いしてございます。また、そのほかにも選挙人名簿の登録人の審査の作業ですとかそのようなものもございまして、あとは許可申請等がございましたときには、現地の確認調査というのもございまして、そのような作業に従事していただくというようなこともございます。

以上でございます。

関谷委員 農業委員はいろいろな選出枠があると思うのですけれども、農地パトロールについてはどの選出枠の人も全員やるのでしょうか、またそれぞれその許可申請の現地調査とかどの選出枠の方がやるのか、全員やるのか教えてください。

農業委員会事務局長 基本的にはすべての委員さんをお願いしてございます。事実農地パトロールにつきましては、例えば農業関係団体選出の委員さん、あるいは議会選出の有識者の委員さんも交えて一緒にその業務に携わっていただいています。あと現地調査等の場合ですと、地域地域から出ている委員さんが、一番正直申し上げまして詳しいという事実がございまして、できるだけその地域の状況、事情をご存じの方、ああ、あの人ねというような形ですぐわかるような形が一番間違いがないというのがございまして、そのような方、地元の委員さんをお願いすることが多々ございます。ただ、それでは農業関係団体あるいは議会選出の委員さんにはお願いしないかといいますと、それもお願いしてございます。この委員さんの中にも農業委員さんいらっしゃいまして、そのような形でお願いしたような経緯もございまして、

以上でございます。

関谷委員 農地パトロールについては7月に行われたということですが、ほかの、1年で1カ月間というか、1カ月のうちの何日間なのでしょうけれども、ほかの月もやりましたか。

農業委員会事務局長 平成22年度につきましては、毎年そうなのですけれども、7月2日から13日にかけて皆さんご都合が合うときに各地区、8地区に分けさせていただきまして、実施をさせていただいたというのが現状でございます。では、そのほかに農地パトロールとして実施し

たことはあるかといいますと、委員さん全体でのパトロールはその1回のみでございます。ただ、ほかに農地のほうの状況を見る作業がないかといいますと、耕作放棄地の全体調査なんていうのがございまして、現在のところは、これは大体11月、これから実施するというようなものなのですけれども、現在のところは事務局職員でどうにか対応しておりますが、なかなか業務のほうが進んできたというのがございまして。また、農業委員さん、地元もよくご存じというので、これからは農業委員さん主体に農地パトロールのほうももう少し内容を濃く実施させていただければなと考えております。

以上でございます。

関谷委員 許可申請の現地調査をやっていたかとして、やっていたとしても、当日の委員会で欠席すると、それについて所見を述べるできないと思うのですが、今まで当日欠席の委員さんから、済みません、きょうは欠席になってしまうから、かわりにこれを読んでくださいとか、ほかの委員に託して読んでくださいとかそういったことはありましたでしょうか。

農業委員会事務局長 具体的にこのときがそうだったという記憶はないのですが、ただ事務局のほうも現地調査に同行することも多々ございます。そのときに都合が悪いということで、では事務局のほうから説明をさせていただきますということで、このような内容でよろしいですかということで確認をした上で、事務局のほうで説明をさせていただいたことがあったと記憶しております。

以上でございます。

関谷委員 そうすると、特に前半がご欠席の方が多いようなのですけれども、委員会には出席しないけれども、もちろん何かしらのお仕事をいただいていると。こんな仕事をしましたという報告を受けたりはするのでしょうか。

農業委員会事務局長 今現在は、このような業務をお願いいたしますということで、例えば現地調査につきましてはこちらのほうからご指名というような形をとらせていただいています。ただ、先ほどお話しのように出ました農地パトロール、7月にございます。これは、それまで、その前の年まで、何と言えいいのでしょうか、雑草繁茂とかそういう事実関係を踏まえた上で実施をするのですけれども、それに当たっては各地区の農業委員さんに地区担当割りというのを明確にしているわけではないのですが、地元の農地についての情報というのをよく収集をさせていただいた上で、私どもの持っている過去のデータとあわせて、重点的にそこを見逃さないような形で実施をさせていただくというような形で対応しています。ということで、日ごろから、専らその業務だけで農地のほうをあらかじめパトロール、個人で委員として1人で回っているということではないのですが、日常の農作業の合間の中で情報収集等もいただいていると、そういう認識でおります。

関谷委員 この辺でやめますけれども、たしか1カ月4万円近い報酬が出ていると思いますので、突

然その日に体調が悪くなって委員会欠席なさるの仕方ないことかと思うのですが、許可申請以外にも例えばこんな案件をやりましたよとかそういったことで努めていただければいいという意見を述べて、これについては農業委員会費については終わります。

小出委員 さっき項1目2のところでは魚類放流事業がなくなるという話を聞いたのですけれども、これ魚が定着しないというのですけれども、どんな魚を放流していたのでしょうか。どこに、どういう、どれくらいとか。

農政課長 魚種は、ウグイとかハヤでございます。場所は、笹井の堰があるのですが、そこと、あと西武に1カ所、公民館の前、そこで2カ所で放流しております。

以上です。

小出委員 魚類が定着しないというところの分析とか、環境とかそういうところの把握はあるのでしょうか。

農政課長 定着というよりも、今、カワウが出てきたり、外来魚のブラックバスとかブルーギル、そういう外来種が放流しても捕食してしまうので、非常に効果が薄いということで中止に踏み切りました。

以上です。

小出委員 それやっぱり魚類が定着しないというのも、ちょっと考えようによっては結構深刻な話だと思うので、対策とかは今後どのように考えるのでしょうか。

農政課長 捕食されるということで、その対策というのが非常に今までブラックバス等は捕獲をしていたのですが、非常に捕獲率が低いということと、あと非常に広い河川の流域になりますから、1万匹程度ということになりますと非常に分散してしまうということで効果が少ないという形で中止に踏み切りました。

以上です。

小出委員 今後は何もしないということなのでしょうか。

農政課長 そのとおりです。

委員長 よろしいですか。

小出委員 わかりました。

金澤委員 入間市の市民との接点という面で考えたときに、最近、テレビでも新聞でも問題がありました暴力団対策新法の関係で、暴力団が隠れみのにした企業がいろいろと市のほうと接点を持つというのが、建築指導課とか、あとは農政課、除外申請の関係とか産廃の関係でというのを私非常に心配はしているのですが、改めて入間市、農政課含めてその接点、特に環境経済部も多いのですけれども、暴力団の関連する企業との交渉というか接点があったときに、どのような今危機管理を持っているのでしょうか。

環境経済部次長 おかげさまで現在、環境経済部におきましては、かつてえせ同和団体を名乗る団体

によります圧力、これございましたが、これは屈せず頑張ったところでございますが、明らかに暴対法でいうところの指定暴力団、こちらにかかわっているような企業が直接何らかの許可申請あるいは工事にかかわります入札や、あるいは受注、こういったことに関して現在まで表に出てきたことはございません。また、あった場合には、新しく施行されました暴対法でございますので、現在においては直ちに警察のほうに通報するという格好になるかと思えます。

金澤委員 その末端の職員への指導、教育というのは、今どうなっていますか。

環境経済部次長 市役所全体、企画課を中心といたしましてこういった危機対策の組織が組まれております。明らかに暴力団等の、あるいは脅迫行為があった場合には、連絡網を使いまして企画課に直ちに連絡するとともに、部内に組織体制、支援体制というのでしょうか、その窓口を1人で対応させないとか、関連する隣の課が直ちに現場と一緒に駆けつけて、人数というわけではないのですけれども、1人で窓口を対応させない、こういうような仕組みをとってございます。

金澤委員 最後にしますけれども、やっぱり明らかとか、もう見るからにというのはわかりやすく対応もしやすいと思うのですけれども、問題は資金面で暴力団絡みのフロント企業が、資金を出した業者の不動産の代理業者が出入りするというのは、なかなかこれ見抜くのは難しいのではないかなというふうに危惧するのですが、これに関しても新しい暴対法では、やっぱり関連のある人間については基本的にはバツになっているわけですから、その点どのような今後調査が可能なのかどうか含めて何かお考えあるでしょうか。

環境経済部次長 暴対法、こちらの施行に伴いまして役所全体で新たにこの取り組みを考え直す時期にあるというふうに考えます。ただ、環境経済部といたしましては、従来どおり、ただ思うに債権回収をねらった業務が多いと思いますので、その部分では現在、環境経済部が窓口で関係するところは直接今のところそういった事例は出てきておりません。

関谷委員 目3 農業振興費の中から環境保全型農業推進事業の生分解性マルチシート購入費補助金についてお伺いいたします。ちょっと9月議会で答弁もらわず時間が終わったので聞きます。この生分解性マルチシートなのですけれども、数カ月で土に戻るという優しいシートで、サトイモなど栽培に時間がかかるものに利用されているかと思えます。例年やっている補助事業なのですけれども、全露地野菜栽培面積に対して、たしか9月議会でその露地栽培の畑の面積に対して7パーセントの面積に適用していると聞いたのですけれども、この数字合っていますでしょうか。

農政課長 パーセントは、ちょっと今記憶にはないのですが。

以上です。

関谷委員 これ本会議で多分言われたので私がメモしたのかと思うのですけれども、ちょっとそれは

確かではないということで、それはそれで置きますが、全露地野菜栽培面積に対して利用割合は低いということはよろしいでしょうか。

農政課長 はい、そのとおりです。

関谷委員 購入本数なのですけれども、年々少なくなっていると思いますし、利用割合が低いのではないかと。面積的にも本当に狭い、割合が低いと思うのですけれども、そういったことからこの減少の理由は、要因は何だとお考えでしょうか。

農政課長 要因としては、通常マルチシートに比べると3倍の高価なものということで、市としては補助をして少しでも多く利用していただくような考えでおります。

それから、先ほどの質問の中で、昨年より若干使用本数が少なくなったということですが、その以前については、21年度については153本ということであります。時期によって作付の、サトイモについても3年ほど、連作はできないのであけるといふこともありまして、この数字かなということに理解しております。

以上です。

関谷委員 そうすると、減少、年によってばらつきは多少ありますけれども、徐々に減少しているのかなと思いますけれども、その要因は普通のマルチシートに比べて価格が3倍高価だから補助をしてもらってもとても買えませんと、そういう要因ということによろしいのでしょうか。

農政課長 そういうふうな回答をしたということであれば誤解かなと思うのですが、通常より3倍高いので2分の1の補助を差し上げているということにございます。

それから、ちなみに平成19年度が面積においては679アール、平成20年度が725アール、21年が777アール、22年が635アールということで、先ほど言いましたように時期によって若干増減が出ております。

以上です。

関谷委員 この事業の有効性なのですけれども、余り高価で2分の1補助されても使えないということだったら、ちょっと有効性考えて、もっと多くの方が利用していただけるような補助金のあり方というのでも考えてみる必要があるかなとは思いますが、いかがでしょうか。

農政課長 多くの方に利用できるような形で今後補助要望をしていきたいと考えます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

関谷委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款6農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、款7商工費についての質疑を願います。ありませんか。

石田委員 本会議でもちょっと聞いたのですけれども、余りまともな答弁をもらえなかったものから聞きたいのですけれども、入間市のペDESTリアンデッキ周辺が人口20万人の商業核づくりとしてこの間税金をかなりつぎ込んで長期的にやってきた。そういった中で商業振興の関係なののですけれども、どうも最近、買い物客が減っているように見えるのです。それで、その辺の実態をどういうふうにつかんでいるのか、今後何か切り開く展望みたいの何か考えているでしょうか。

商工課長 藤沢駅の近くの実態は、申しわけありません。特に……

〔(武蔵藤沢) と言う人あり〕

石田委員 入間中心市街地、ペDESTリアンデッキ……

商工課長 済みません。確認が……私、武蔵藤沢駅かと思ったのですけれども、そうではなくて入間市駅。

石田委員 はい。

商工課長 入間市駅前のところは、継続的な事業をしているのみで、新しい事業というのは特に考えておりませんが、TMOの補助金としてたしか去年は130万円ぐらい出ているのですけれども、その商工会に委託をしております。商工会さんが考えていただきまして、昨年度ひなまつり事業、丸広の1階のところを使いましてひなまつりの事業を行いました。それと、もう一つが、きのえね市とあわせた500円、ワンコイン市、これを去年から新規で行いました。ですから、発展のためにこの2つが目新しい事業だったのかなと思っております。

石田委員 この地域が区画整理や何かとあわせてペDESTリアンデッキつくって、相当の金をつぎ込んで入間市で20万都市の商業核をつくるのだというので大々的にやってきたわけです。その買い物客が減っているように私思うのですけれども、それについてはどういうふうにとらえていますか。

商工課長 本年度の消費者の動向、また交通量調査はまだ行っておりません。ここで補正予算いただきましたので、市内の3つの商店街、そのうちの1つは駅前になりますので、その調査を、事業主の意向も合わせた調査をしていこうかと思っております。

以上です。

石田委員 商業の中心のところに課長はいるわけですね。ですから、その課長の目から見て地域が、もともとはもっと買い物客多かった感じがしたのですよ、映画館できたころとか。それが今どんどん、どんどん減ってきてしまっている感じ、郊外へどんどん逃げているような感じがするのですけれども、それについてのとらえ方をお聞きしておきます。

環境経済部次長 中心市街地概成しました平成12年、13年ごろには、映画館が集客力約90万近い人を集めました。それから、中心市街地の核テナントであるデパート、丸広百貨店さんにおきましても、まだまだ集客ございました。こういうのは相乗的に効果が上がりまして、中心市街

地が概成したころはかなり多くの人を集める中心市街地として当初の目的を達成しつつあったと思いますが、その後はご承知のとおり、郊外型の大型店に押されたり、あるいは消費動向志向というのでしょうか、変わりました、デパートの買い物客がかなり減ってきました。また、映画館が周辺にも多く、シネマコンプレックスが進出したことなどによりまして、映画館の競争力あるいはデパートの前年比との売上げが年々落ちる中でも、お客様というのでしょうか、来客者は減ってきているというふうに認識しております。

しかし、これがもし整備をしていなかったら、荒廃した木造の立ち並ぶ商店街であって、もっと悲惨な状態になっていたのだらうというふうに推測いたします。

石田委員 実際にもそうでしょうけれども、もともとこのときには商業の核をつくるのだということでやってきて、人口20万人になったら、その核になるのだという話が15万人でとまってしまったと。これからどんどん減っていってしまうという中で、やはりちょっと見通し誤ったのかなと思います。まずは現状をしっかりと把握することが大事だと思いますので、本年度調査することなので、それに期待したいと思います。

もう一点、特定地域工場設置事業の関係で、本会議の埴議員に対する答弁の中で、入間市在住者を雇用した人数が56人という答弁をしていたかと思うのですが、この効果として。そういう答えでしたけれども、実際例えば56人市民を雇用したというのですけれども、何人雇用した中で入間市民が56人だったのか、まずその点をお聞きしたいのですが。

商工課長 昨年、9つの事業所にアンケートを出しました。そして、項目は2月1日現在の従業員数、これが898人。従業員のうち入間市在住者は何人ですかと、368人。助成交付金後の入間市在住者の採用者数を教えてくださいという項目でアンケートとりまして、56人の集計が出たものであります。

以上です。

石田委員 ということは、全体で何人雇用したかはわからないということですね。

商工課長 はい、そのとおりです。設問にはそこは入れませんでした。

石田委員 肝心なところがちょっと見えてこないのですけれども、これだけ設置事業で補助をしていて、例えば入間市民を優先的に雇用すると、こういう方針がそれぞれ事業所にはあるのですか。

商工課長 要綱の中には、実際の事業の中にも優先という言葉は入れておりません。

石田委員 そうなのですか。そうすると入間市民が優先的に使われているかどうかというのわからないという実態なのですね。そうした中で56人が雇用された。その雇用された人の身分はどうだったのですか。正社員としてそれぞれ雇用されたのですか。状況はどうでしょうか。

商工課長 内訳が、正社員が11人、派遣社員が2名、その他が43人です。合計56人になります。

以上です。

石田委員 その43人、何かもうちょっと内訳教えてもらえますか。

商工課長 一応その他（パート）という表記でアンケートを出しましたので、その他（パート）、これしかありません。

石田委員 わかりました。

以上です。

金澤委員 報告書の129ページで、商業振興事業の中で街路灯維持会に対して電気料の一部補助を行いましたということで書いてあります。これについては、以前も指摘させていただいているのですが、22年度の実態についてまずはお知らせください。

商工課長 13団体に対しまして、補助金総額230万円、この230万円につきましては過去4年間変わっておりません。

以上です。

金澤委員 ちょっと市内の先ほどの商店街、市内地域の各商店街が非常にやっぱり経営厳しくて、自分たちの商店街の街路灯が負担になって、約1基1万円とか2万円、これすら負担できなくてやめたいということで、最終的に全部やめてしまって、通常の防犯灯に切りかわっていく例というのが多くて、非常にやっぱり活性化という意味では残念な状況なのです。それで、これについては補助率が25パーセント上限ということだったと思うのですけれども、現在の補助率については今どうなっていますか。

商工課長 22年度につきましては23.14パーセントです。

金澤委員 これはたしか上限25パーセントなのですが、そこまではいかなかったということですか。

商工課長 25パーセント、なおかつ予算の範囲内ということでありまして。予算が230万円でしたので、逆算しますと、結果的には25パーセントいかなかったと。

金澤委員 街路等と似たやつ防犯灯については、これは私のほうでもLED防犯灯の導入をということで省エネタイプの防犯灯を訴えさせていただいているのですけれども、この街路灯維持会の大体水銀灯とかかなり昔ながらの効率の悪い照明がやっぱり多いように見受けられます。これについて、今現状の商店街の経営状況を見てみると、わかってはいるのだけれども、やっぱり省エネ機器への更新というのがなかなかできない状態だと思うのです。そういう意味で切りかえに対する補助金なり支援というのが考えられないのかどうか、その点どうなのでしょう。

環境経済部長 金澤委員のほうは、細かいところをどうこうという話ではなくて、今後どういう方向へ行くのかという話だろうと思いますので、そういう視点でお答えします。13団体の補助団体がございまして、そのうちの3つ程度はもう既に切りかわっております。あと10個ぐらいあるのですが、その中で具体的に言いますと、町屋通り商店街などが積立金が非常にたくさんあるので、そういうお金と国の補助金を利用してタイミングを見て建てかえていこう。そ

の際、LED化していこう、こういう動きで今検討を始めたところです。そのほかの商店街についても、建てかえの時期を見て国の補助もしくは県の補助を使いながら、そういう方向で考えていきたいと思えます。

以上です。

金澤委員 やっぱりそういういろいろな国、環境省絡みの補助金が、2分の1補助だと思うのですけれども、制度をもっともっとPRしていただいて、どんどん切りかえていただいて、電気代削減効果これだけありますよというものも商工会を通してPRしていただければというふうに思えます。

あわせて、その次の段の同じページに、TMO活動について推進費補助金が出ていますけれども、ちょっと聞くとところによると、県としてはこのTMO活動についてはもう一区切りだというふうに考えているというような話だったのですが、入間市としてTMO活動についてどのような総括をされていますか。

環境経済部次長 中心市街地活性化基本計画に基づきますこのTMO構想につきまして市が認定し、27の事業を認定しまして推進してきたわけでございます。しかしながら、途中で国のはしごを外されてしまったというような状況の中で、しかし認定したのは入間市でございますので、当初の計画にぶれることなく、この27事業が実施できるように現在もこれらを一つの基本の計画として、これに基づいて実施される事業については補助をつけている形でございます。総括といたしましては、10年経過する中で、今後、このTMO構想にかわる商業振興計画を立てなければならないというふうに認識しております。それがやはりことし実施を予定しております商店街の実態調査などをもとにいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

関谷委員 今のに関連して、そして石田委員の質問にも関連するのですけれども、商業振興事業の自己評価の欄、129ページの評価の欄なのですけれども、末尾が市内商業の振興が図れましたとか、最後は市内商業の活性化に貢献することができましたと書いてあるのですけれども、次長の話によると、整備していなかったらもっと悪くなったと。それが評価としては振興が図れたとか、活性化に貢献することができたというのは余りにも結びつかないので、ちょっと評価が私は違うのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

環境経済部次長 評価という面で比べていただきますと、発展と現状維持と衰退という部分があるかと思えます。この日本全体の商業の中で、現在ははっきり言って発展と申し上げられる部分は、郊外の大型店とかそういったイベント性を持ったような施設でございまして、それ以外の商店街を含め多くのところが大変な苦戦をしております。そういう中で入間市の中心市街地あるいは入間市の中心市街地で展開されております大学との連携施策などは、他に例のない事

業というふうに認識しております。そういった意味でかなりお客様は減りつつありますが、現状を何とか維持しながらも、さらに苦戦を強いられているという状況という中では、日本全体で比較したときには、この文章の総括の評価の内容でご理解いただければというふうに思います。

関谷委員 ぶれないで続けるってすごくいい言葉だと思うのですが、効果がないときは、あるところでやめるというのも、そういうのを英断というのかなと思うのですが、今後整備していなかったらもっと悪くなるから続けていこうというそういう考え方でこの事業いつまでやるかということ、そういったことを判断として続けるのでしょうか。

環境経済部次長 商業という観点だけで見ますと、この部分は非常に厳しい部分があります。しかし、都市計画、これはまち全体が防災化する、耐火建築物が建ち並ぶことで災害にも強い、建てかえによって地震にも強い、あるいは高齢者の方々にとって使いやすいまちになるという部分で、ある意味では現在抱えている問題を解決したという都市計画上の観点からの評価もあろうかと思えます。そういった意味で、その中の一画として商業は中心市街地の中の商業核としてのあり方は確かに組み直さなければならない、そういう時期にあると思えます。計画はそれなりの成果を得て実施できたというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

関谷委員 はい。

永澤委員 申しわけありません。今の中心市街地活性化事業補助金の件に当たるかどうかちょっとよくわからないのですが、扇町屋商店街に空き家を利用して以前、21年度の事業でしたか、お店を家賃補助をして改築を行ったかと思うのですが、今現在、残念ながら閉じてしまっているのですが、現在の状況と今後のご予定について教えていただけたらありがたいのですけれども。

商工課長 町屋茶房という名称でした。1店舗を借りてやっておりました。でも、始めてたしか四、五年ぐらいはやっておったのですけれども、どうしても収支が合わず赤字がちょっと続いてしましまして、結果的に22年度の3月をもって、途中で春ごろに、済みません。月数、月はちょっと覚えていないのですけれども、春ごろに1回町屋茶房をやめまして、同じ町屋の組合員の方が引き続きそこを借りて少し営業をしていたのですけれども、結局それもやっぱり三、四カ月で閉めることになりまして、その事業自体は終了になりました。今後なのですけれども、今のところ特に予定はしておりません。

永澤委員 では、全くどこかで検討しているとかというものもなく、今のところあのままの状態でも検討されていないということでしょうか。

環境経済部次長 茶房&スペース、扇町屋のその空き店舗対策を講じた部分についてのみ申し上げますと、これは大家さん、土地、建物の所有者の方の都合もございまして、返却を要望された

経緯もございます。また、経営も、先ほど説明あったとおり、非常に赤字が続いたということで、経営にかかわっていましたが地元扇町屋商店街振興組合が閉鎖というか、閉店を余儀なくされたところでございます。

そして、この後なのですけれども、先ほど申し上げましたTMO構想の中には空き店舗対策というものを掲げておりますので、また国や県の補助事業もまだ残ってございますので、もし空き店舗、ここを使ってやってみたい、あるいはチャレンジショップをやってみたいという方があれば、積極的に空き店舗にもう一度さらに挑戦していきたいというふうに考えております。

永澤委員 ちょっとよくわからないのですが、要するに建築の改築で相当私はあれは費用かかっているのではないかと思うのです。やはりある程度の設計の方が入られて、相当なちょっと変わったことで、そのときの費用というのはこちらで、要するに入間市が出して改築をしたという解釈でよろしいのですか。

環境経済部次長 改装費につきましては、県が2分の1、市が2分の1の補助事業をもって改装いたしました。

委員長 金額はどのなの。

環境経済部次長 改装費用、総額で516万8,000円に対しまして、県がその2分の1補助でございます。

永澤委員 返却してほしいということで、そのときにはそのままわかりましたということでお返しをしたということでよろしいわけですか。

環境経済部次長 一応この補助金につきましては、県は基本的にまず5年以上営業できることということでございましたので、5年間は営業していただきました。経営改善も努力していただいたのですが、残念ながら5年後の経営状況の改善が見込めないということで閉店になりました。そして、県の補助金については返還等はございません。

永澤委員 別にお金がどうこうということではないのですけれども、やはり空き店舗対策の物すごく目玉だったと私は非常に期待をしていた部分も、皆さんのほうがもっとなのでしょうけれども、町屋の商店街の入り口であり、大変期待して、私も何度かお邪魔をさせていただきました。正直仲間の方が集まっていらっしゃるような雰囲気もありまして、非常にちょっと入りづらいなというような感覚にだんだんできてしまったような懸念もされて、私は感じておりました。非常に残念だなと思うのですけれども、これから例えばずっと開かなくても、非常に2階があったり、いろいろな形で使えるのでお貸ししていただいで、何かの今後の商店街の活性化に対してのイベントをすとかいう可能性も全く今ないのでしょうか。

環境経済部次長 すべて建築工事、内装工事費のほうで補助をいたしました。そして、県との補助条件の5年間もクリアして、すべてについては残念ながら精算したところでございまして、これは全部土地所有者というか、建物の所有者にすべて帰属しておりまして、現在これをまた

借りてなり具体的な計画があればまたお話を持っていくところでございますが、今そういった話がございますので、今その話は所有者のところへ持っていきける状況になく、また所有者の方は家庭の事情からこちらを売却したいという、土地のほうですが。建物よりも土地のほうを売却したいというような意向もあるようでございます。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款7商工費についての質疑を終結いたします。

次に、款8土木費、項3都市計画費、目3公園費、目6緑化推進費、目7緑の基金費についての質疑を願います。

横田委員 報告書の143ページなのですけれども、先ほど概要説明で、事業が加治丘陵対策事業ということで、評価のところでは山林の管理は市民ボランティア団体、それとNPO法人、これにお願いしているということで、NPO法人には委託で、市民ボランティア団体には無償でお願いしているというようなご説明があったと思います。まずちょっとボランティア団体というのが十幾つと言われたかちょっとわからなかったのですけれども、もう一回件数と、あと委託料とかそういうのがあったら教えていただきたいのですが。

みどりの課長 ボランティア団体につきましては13団体です。それから、NPO法人に委託をするという形になっております。実は委託をしているのがNPO法人と、あと農村環境改善センターの周辺に谷ヶ貫森林管理組合というものがございまして。この2つに委託をしているということで、NPO法人につきましては金額よろしいでしょうか。

横田委員 はい。

みどりの課長 198万3,947円、それから谷ヶ貫森林管理組合ですが、89万5,495円ということでございます。面積ですが……

横田委員 それはいいです。

それで、市民ボランティア団体なのですけれども、無償ということですが、必要経費というか、管理する上で鎌だとか刈り払い機だとかチェーンソーだとかいろいろなもの必要なというふうに思うのです。それもあつたのですけれども、通常やるのだとそういうの機械使うのにガソリン、混合とか使うのでしょうかけれども、要は燃料代とかが必要になってくると思うのです。そのあたりというのはどのようになっているのかなというところをちょっとお聞かせいただけますか。

みどりの課長 基本的に今自前でお願いしています。

横田委員 どちらの自前。

みどりの課長 自分たちの費用でということ。

横田委員 自前で。

みどりの課長 ただ、今、民間企業ですと、例えばコカコーラであるとか花王石鹸であるとかそういったところのいわゆる緑の基金、いわゆる森林の管理を奨励するような基金がございまして、そちらに補助金の申請をしていただくような形でお話をさせていただいております。特に備品、チェーンソー等がないとなかなか仕事ができないということもございしますが、そういったところに、すべてということではありませんけれども、幾つかは補助金の申請をしていただいて、採択をされ、その補助金でそういった道具を購入をして活動をしていただいているという実績でございます。

横田委員 では、あくまでも必要なお金を入間市のほうからではなくて、いろいろな企業がやっている基金みたいなところで手挙げてもらって、それで大体当たるかどうかちょっとわからないですけども、そこから13団体ほとんどがいつかの段階でもらっているというような状況なのでしょうか。

みどりの課長 すべての団体ということではございません。その幾つかということです。いわゆるどうしてもそういった備品を購入するような費用がなかなか市のほうに助成していただけないかというようなお話も聞きますので、そういった基金についてのまず情報を提供させていただいているということと、ことしから、23年度からになりますけれども、一応保険代ということで、そういった費用は市のほうで保険のほうの手当てをさせていただいております。

横田委員 済みません。保険代というのはどのぐらいなのでしょう。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） ボランティアさんにつきましては、資機材とか燃料費代等の補助は一切やっていないということで、ほとんどの団体さんが大体1カ月に1度の活動日ということですので、レクリエーション保険的な保険を23年度から市のほうで一括で掛けさせていただいているというような状況でございます。費用的には12万円台だったというふうに記憶しております。

以上でございます。

金澤委員 報告書の142から143ページの加治丘陵の山仕事の広場でしたっけ、この間現地調査見させていただきまして、いろいろとご配慮いただいてありがとうございます。私、今記憶をたどってみて、ちょっと不確かで恐縮なのですが、あの山仕事の広場自体はもう市民に開放していると、つまり整備は終わったので開放しているというふうな理解でよろしいのですか。

みどりの課長 （仮称）山仕事の広場の整備につきましては、22年度、23年度の2カ年で事業を整備しております。22年度につきましては、主に造成工事と野外卓等の設置、あと管理用の駐車場の設置という形で、これが23年3月に終了しております。23年3月、そこからことしの23年度の事業がございまして、その着工するまでは開放させていただきました。また、これから工事に入るわけですが、また一時的に閉鎖をさせていただいて、24年3月に完

成しますので、そこまでは閉鎖という形で工事を進めさせていただきます。

金澤委員 ということは、私たちがこの委員会で現地調査をさせていただいた今月の頭のあの時点というのは、基本的にはもう市民に開放している状態、使っていていいですよと言っている状態だということでもいいわけですね。ちょっと確認もう一度お願いします。

みどりの課長 はい、そうでございます。

金澤委員 そうすると、気になるのが、基本的にやっぱりああいう本来は山に入る、自然に入ったら基本的には自己責任というのはやむを得ない部分なのかなというふうに私は個人的には思っているのですが、あそこにいろいろな例えば裸火の使用は禁止だとか、注意事項、禁止事項、あと危険事項などの説明はあったのかどうか、それちょっとご記憶ありますか。

みどりの課長 そういった周知は特に掲示してございません。

金澤委員 そうすると、先ほどの繰り返しになりますけれども、やっぱり基本的にはああいうところ、自然に入ったら、何があっても本来自己責任なわけです。ところが、実際今の現実の社会というのは、もうさくがあったって、それ乗り越えたら、事故、けがをすると、低かったとか、整備が悪かったとかということで裁判になって、よく自治体のほうが負けるケースありますよね。そのような意味からすると、もう今の時点で開放しているということは、きちんと注意事項、禁止事項、または警告、このようなものは至急ちょっと、看板がいいのか何かちょっとあれですけども、これはきちんと明示をする上で利用いただくものは利用していただくという配慮というのはこれ必要なのではないかと考えるのですけれども、その点いかがですか。

みどりの課長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、今年度、いわゆる傷害保険を暫定的な開放ということも含めて、一応保険のほうには加入させていただいております。ただ、あくまでもそれは二の次であって、今委員さんがおっしゃるように周知というものは必要なのかなと思いますので、ただもうしばらくして23年度の工事に着工いたします。それまでの間ということになりますけれども、そういった周知、速やかに行いたいと思います。

金澤委員 工事が始まれば、基本的にはロープなどを張って、基本的に立入禁止ですよと、中に入って遊んではいけませんと、責任はとれませんというような立て看板等をしていただければいいんですけども、基本的にはきょう起きるか、あした起きるか分からない。これも危機管理の一環だと思いますので、暫定的なものであったとしても、これについてはやっぱり先ほど言ったような明示というのは早急に検討していただければと思います。

以上です。

石田委員 公園のほうもいいわけですね。

委員長 はい。

石田委員 公園の遊具の関係で、22年度、どの辺が修繕されたのかと、あと修繕しなければならない

ところはどのくらい残っているのか、その点お聞きします。

みどりの課長 22年度に修繕をした内容でございますけれども、宮前フラワーパークのブランコ1台、滑り台1台、これはその前年にいわゆる定期点検を行いまして、これは木製遊具ということなのですけれども、老朽化があるということで、これは直営、いわゆる現業職員が撤去させていただきました。

石田委員 幾つぐらいあるのですか。いっぱい……

みどりの課長 いや、2つだけです。撤去はこの2つだけでございます。

それから、あと修繕が必要なのということでしょうか。

石田委員 はい。

みどりの課長 基本的に職員のほうで点検をさせていただいているということもございまして、今のところ、かなり古くはなっておりますけれども、特に緊急に取りかえるというようなことのものはありません。あとつけ加えさせていただければ、宮前フラワーパークのブランコ1、滑り台1を撤去いたしましたけれども、そのかわりに同じように複合遊具ということで新設をさせていただいて、撤去、そして新設という形で子供さんたちの利便性を図ったということでございます。

石田委員 今のところはわかりました。

あと、愛宕公園の関係でちょっと聞いておきたいのですけれども、中にせっかくたしか川が2本か3本、入間川とか何か名称がつけられてやっていますよね。何か水が流れている形跡が全然ないのですけれども、あれはどうしてですか。

みどりの課長 これは愛宕公園にいわゆる滝ということと、その滝から川という形で流れているわけなのですけれども、実はその関係でどうしても水質が、いわゆる循環で放流して滝という形で流しているのですけれども、近隣の方々からちょっと異臭がすると。

〔(異臭) と言う人あり〕

みどりの課長 はい。においの問題があって、それ以来とめているという状況です。実は、あそこの池も相当今、かなり汚濁の問題があるのですけれども、循環機等のポンプの修繕というか、ろ過装置等を含めた形で交換をするための予算をお願いしているのですけれども、なかなかちょっと認めていただけないということで、ただ25年度ぐらいに何かそんな話をいただいていますので、そうするとかなり水質もよくなっていくのかなと思います。ただ、滝については、ちょっとポンプ等も故障しているということもありますので、今現在、それが復活をするというようなことはちょっと実現性は薄いのかなと思います。

石田委員 異臭がするというのは、要するに滝から川で水を流すと。それによって出るということであって、今ある水があるほうの池でもって異臭が出る。どっちなのですか。

みどりの課長 池のほうです。

石田委員 ですよ。一般的にむしろこういったところを使って浄化作用させるとか、いろいろな方法が考えられるのではないかと思います。せっかく施設としてありながら、滝も川も実際に全然使われていないというのはやはり改善する必要があるかなと思いますので、実際予算的にはどのくらい今要求しているのですか。

〔(ちょっと休憩よろしいですか) と言う人あり〕

委員長 ここで休憩します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

みどりの課長 済みません。詳しいデータちょっと手元にないのですけれども、相当の金額がかかるというふうに、たしか四、五百万円のような予算だったと思います。

石田委員 高低差はそんなにないですよ。一般的にそんなに高いポンプをつけなくてはならないのかと、信じられないのですけれども、10メートルないくらいの高低差ではないかと思うのです。そんなに高いポンプが果たして必要なのか。水量を多くするには必要かもしれないけれども、最低線一定の量があればいいわけだから、恐らく10分の1ぐらいで済んでしまうのではないかと思いますので、それといつからこれとまっているのですか、時期的には。

みどりの課長 平成19年です。

石田委員 いずれにしろ入間市の市役所に近くて、一番いい公園ではないかなと思っているのですけれども、せっかく大金をつぎ込んでつくったものだし、もっと利用がふえなくてはいけないという点からもいろいろ改善の余地があると思いますけれども、いずれにしろせっかくつくった滝と川なので早期にこれが流れるように予算を勝ち取っていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款8土木費、項3都市計画費、目3公園費、目6緑化推進費、目7緑の基金費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩します。

午後 4時35分 休憩

午後 4時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部及び区画整理部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、決算の概要の説明については、新しく事業等を行ったもの、または特別のものについて説明を願うこととし、組織順に担当課長より簡潔に説明を願います。

まず、都市計画課所管のもの。

都市計画課長 議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定のうち都市計画課所管のものについて概要を説明いたします。

最初に、歳入について説明いたします。歳入歳出決算事項別明細書の36ページから37ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、25社会資本整備総合交付金2,391万円のうち891万円は、安川新道線整備事業の用地取得に関する交付金です。

次に、歳出について説明いたします。160ページから161ページをお開きください。款8土木費、項3都市計画費、目2街路事業費、大事業、都市計画道路整備事業のうち安川新道線整備事業3,780万1,757円は、上藤沢郵便局付近から藤沢中学校入り口交差点までの延長約280メートルの整備区間の一部面積216.99平方メートルの用地取得を実施したことによる用地費及び物件補償費が主なものです。

同じく馬頭坂線整備事業3,804万3,600円は、現況地盤高と計画道路高との差が大きいことから、街路築造工事に先行して擁壁粗造成工事を行ったものです。

以上で概要の説明を終わります。

委員長 次に、道路管理課所管のものをお願いします。

道路管理課長 続きまして、道路管理課所管の主な事業について、その概要をご説明申し上げます。

最初に、歳入について説明いたします。歳入事項別明細書24、25ページをおあけください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節1道路橋りょう使用料のうち道路占用料7,648万2,237円は、電柱やガスなどの道路占用料でして、前年度対比101.4パーセント、107万5,777円の増額でございます。その理由といたしましては、新規宅地開発及び管径変更によるガス管占用料の増収が主なものでございます。

次に、36から37ページをおあけください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金300万円は、社会資本整備総合交付金でありまして、橋りょう点検48橋に対する補助率10分の5の交付金であります。

続きまして、歳出について説明いたします。歳出、事項別明細書154から155ページをごらんください。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち大事業、雨水浸透ます設置費補助事業11万円は、平成22年度からの新規事業で、不老川流域における雨水流出抑制対策として雨水浸透ますを設置する方に工事費用の2分の1に相当する額、ただし4万円を限度としておりますが、そういったものを補助するものでございます。詳しくは決算報告書134ページの上段に記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、158から159ページをごらんください。項2 道路橋りょう費、目2 道路橋りょう維持費のうち大事業、道路等維持管理事業、中事業、諸施設管理事業、小事業、維持管理費2,300万9,613円は、入間市駅南口交通広場、武蔵藤沢駅自由通路、雨水排水ポンプ等の電気代、水道料、清掃委託料及び機械類の保守点検など施設を維持するための事業でございます。詳しくは決算報告書134ページの中段に記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

同じく大事業、橋りょう点検676万2,000円につきましては、川をまたいでいる橋21橋、それから道路の上空をまたいでいる橋27橋、合計48橋の点検調査を業者委託した事業でございます。詳しくは決算報告書136ページの上段に記載してありますので、ごらんください。

以上で道路管理課所管のものについての説明を終わります。

委員長 次に、道路整備課所管のものをお願いします。

道路整備課長 引き続きまして、道路整備課所管のものについてご説明申し上げます。決算は歳出のみであります。歳出、決算事項別明細書の158、159ページをごらんいただきたいと思います。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路橋りょう維持費のうち、大事業、道路等維持管理事業、中事業、委託事業4,026万7,804円は、街路樹管理委託や道路及び水路の清掃、圏央道側道及び幹線道路等の除草などの委託事業であります。

同じく中事業、直営事業3,089万9,300円は、職員が直営で道路補修作業等を行うために必要な原材料費、機械借り上げ等に要した費用でございます。

続きまして、大事業、道路等緊急補修事業1億1,895万9,763円は、道路パトロールや市民からの通報、要望等により、道路及び水路等の緊急補修工事159件を実施したものです。内容につきましては、決算報告書の135ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳出、決算事項別明細書の160、161ページをごらんいただきたいと思います。目3 道路橋りょう新設改良費のうち大事業、道路等整備事業、中事業、道水路整備事業、9,366万6,834円は、幹線及び一般市道等の整備に伴う測量委託料、公有財産購入費、これは土地開発公社償還金が主なものでございます。電柱移転の補償料、工事請負費等でございます。執行した工事は、幹線市道、一般市道等の整備10件でございます。内容につきましては、決算報告書の136、137ページをごらんいただきたいと思います。

同じく中事業、舗装補修事業1,225万1,400円は、舗装路面の損傷が著しい幹線市道及び一般市道を交通の安全確保を図るため、舗装補修工事4件を実施したものです。内容につきましては、決算報告書の137、138ページをごらんいただきたいと思います。

以上、道路整備課所管のものについての決算概要の説明といたします。

委員長 次に、営繕課所管のものをお願いします。

営繕課長 引き続きまして、営繕課所管のものについて決算事項別明細書によりその概要を申し上げます。まず、歳入ですが、24から25ページをごらんいただきたいと思います。款14 使用料及び手

数料、項1 使用料、目7 土木使用料、節2 住宅使用料の決算額は7,656万4,448円で、その主なものは市営住宅21団地の公営住宅使用料7,326万3,503円です。公営住宅使用料の収納率は77.94パーセントで、前年度対比で1.65パーセントの減となりました。収納対策としまして、滞納者に対して文書や電話、訪問等での催告、また呼び出し等によりまして収納相談など実施しております。なお、使用料の詳細につきましては、決算報告書22ページをあわせてごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、歳出について主なものをご説明いたします。決算報告書の166、167ページをごらんいただきたいと思ひます。款8 土木費、項4 住宅費、目1 住宅管理費、大事業、市営住宅管理運営事業3,034万5,351円のうち、繰越明許費分の2件の合計2,116万6,950円は、平成21年度補正予算の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して市営住宅霞台団地2号棟の給水管、ガス管を改修したものです。

次に、市営住宅耐震化推進事業997万5,000円は、下河原団地1号棟の耐震補強工事の実施設計と、池ノ下団地3号棟及び霞川団地の耐震2次診断を実施したものです。なお、市営住宅管理運営事業及びただいまの耐震化推進事業につきましては、決算報告書の144、145ページをあわせてごらんいただきたいと思ひます。

以上で営繕課所管の決算概要の説明を終わります。

委員長 次に、建築指導課所管のものをお願いします。

建設部参事兼建築指導課長 続きまして、建築指導課所管の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、決算書、歳入、事項別明細書28から31ページをごらんください。款14使用料及び手数料、項2 手数料、目7 土木手数料、節2 都市計画手数料836万3,130円の主なものは、建築確認等申請手数料272万2,000円及び開発行為許可等申請手数料409万5,600円で、それぞれの申請に係る審査及び検査に要する手数料収入でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、事項別明細書160、161ページをごらんください。款8 土木費、項3 都市計画費、目1 都市計画総務費のうち市道拡幅整備事業3,432万4,088円は、建築基準法の第42条第2項道路の拡幅整備に要する分筆登記委託手数料、物件補償費等でございます。平成22年度は57件、1,118.5平方メートルの道路後退用地の寄附等に対応してございます。

同じく建築行政OA化推進事業102万9,924円は、建築指導課所管の各種書類のデータ化のための入力委託料及び機械の賃借料等でございます。平成22年度は関係書類等1,123件、1万254件のデータ入力を行い、事務の効率化を図っております。なお、各事業の概要につきましては、決算報告書138ページから141ページをご参照ください。

以上、建築指導課の概要説明をもちまして建設部5課の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 次に、区画整理課所管のものをお願いします。

区画整理課長 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算のうち区画整理課所管の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。歳入決算事項別明細書64ページから65ページをごらんください。款19繰入金、入間市駅北口土地区画整理事業特別会計繰入金 2億7,800万円につきましては、入間市駅北口土地区画整理事業特別会計において国道16号拡幅に伴う国からの公共施設管理者負担金が増額されたことに伴い、一般会計に繰り入れたものでございます。

次に、歳入決算事項別明細書76ページから77ページをごらんください。款21諸収入、土地区画整理事業清算金31万6,591円につきましては、豊岡第一土地区画整理事業の分割徴収清算金でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。162ページから165ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目4土地区画整理費、大事業、まちづくり研究会関係費101万7,800円につきましては、武蔵藤沢駅周辺まちづくり研究会ほか3事業の研究会への補助金及び委員報償金を支出したものでございます。

同じく大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業、入間市駅北口土地区画整理事業、扇台土地区画整理事業及び狭山台土地区画整理事業につきましては、一般会計からそれぞれの特別会計の繰出金として総額20億8,977万2,000円を支出したものでございます。

同じく大事業、野田土地区画整理事業3,700万円につきましては、組合施行の区画整理事業に対し補助金を交付したものでございます。

同じく大事業、水道工事負担金6,000万円は、区画整理事業の街路整備に伴い実施した上水道管先行布設工事に伴い、水道部との協定に基づき償還金として水道事業会計へ支出したものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより建設部及び区画整理部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款17財産収入、款18寄附金、款19繰入金、款21諸収入について質疑を願います。

小出委員 決算明細書の25ページの目7の公営住宅使用料で、これが収入未済額が2,075万8,136円ということで77.14パーセントの収入というか、確率とえばいいのですか、1.69パーセント減ということで、これは滞納というふうにとらえていいのでしょうか、この金額について。

営繕課長 この未収入額のうち決算報告書の22ページに一覧表が載っていますが、現年度分、平成22年度分が490万5,100円、それから21年度までの過年度分が1,580万5,036円というふうになって

おりまして、滞納でございます。

小出委員 これ滞納の平均金額と一番多い滞納金額というのはわかりますか。

営繕課長 ちょっと手元では滞納の平均金額はちょっと出ていませんが、一番多いのは282万9,738円でございます。

小出委員 これは滞納理由というのはどういうものですか。

営繕課長 先ほどの282万9,738円は、平成19年に訴訟により退去したものです。

小出委員 これはまだ残っているということで、これ月幾らで何年ぐらいの滞納なのでしょう。

営繕課長 その後、面会、電話、それから文書等で訪問しているのですが、一度も会えない状況で、居留守なのかと。そういうことなので、今後の収納の関係でしょうか。

小出委員 滞納月。

営繕課長 済みません、滞納月ですか。

小出委員 そうです。

営繕課長 滞納つきは88カ月分でございます。

小出委員 これは、ではもう今後の見通しが無いということととらえてよろしいのでしょうか。

営繕課長 先ほどちょっとお話ししましたが、面会等を繰り返しているのですが、なかなか会えないということで、私が異動してからもチャンスは1回だけでした。全く収納していただけないということであります。今後もちょうとこのままだと難しいのかなというふうに考えています。

小出委員 これだけ滞納するまでの間にもやっぱりいろいろあったと思うのですけれども、その辺の状況でいろいろとお話し聞ければと思うのですけれども。

営繕課長 この人の滞納は平成11年から始まってまして、最後に強制退去により出ましたので、平成18年度までずっと長いことありまして、ちょっとその辺の月数から見てもほとんど納入はされていない状況で進んだので、その詳しい内容というのは、ちょっと今わかりません。

小出委員 ほかの滞納者の方々の話もちょうと聞きたいのですけれども、ほかの方々の滞納理由で把握されているようなところはありますか。

営繕課長 個票はまた別にあるのですが、全体的にはやはりもともと収入基準が15万8,000円以下、控除後ですけれども、そういうことでもともと低所得者であるということから、それとやはり昨今のずっと不況が続いているということ、生活が苦しいという話がよく対面とかその辺では多く聞かれる内容です。それから、世帯によっては、理由はまちまちでございますので、一番多いのがそういう意見、相手といいますか、借り手といいますか、相手の言い分といいますか、言いわけといいますか、そういったところでございます。

小出委員 特に悪質というか、そういうところというのはあるのですか。

営繕課長 先ほどの方以外に、もう一人、金額の多い人挙げますと、125万3,553円という39カ月分の

者がおりまして、これももちろん、この人は無届け退去ということで、現在は転々としていまして、最終的にこっちで確認しているのはたしか三重県だったと思います。

それから、次には119万7,246円ということで、この人は職権で住民票がなくなっておりますので、ちょっと所在がわかりません。

あと85万円ほどの者がいるのですが、これは納付指導等をやっています、払えるのではないのかな、収入の状況毎年やりますので、何とかできるのではないのかなということで一生懸命指導したわけなのですが、まだこれだけ残っています、この者についてはことしの3月付で退去しております。

以上、そういうことです。

小出委員 ありがとうございます。とりあえずこれで。

金澤委員 今の関連で、ちょっと過去の、余りぎしぎし、ぎしぎし滞納したらもうすぐ出て行ってくださいとかという強制的なものがなかった時代があったと思うのです。やっぱりこの間、そのかなりの長期間のことがあって、裁判でもきちっとやるという姿勢を市として今後示していくという、方針転換したというふうに私は受けとめているのですが、その意味で今後きちんと、例えばもう半年とか1年滞納したらすぐ出ていっていただきますよというそういう形の、入居のときの同意書とか既存の入っている方に対して同意書をとるとか、滞納についてはもうきちんと、例えば部屋に入ってみたらでっかい液晶テレビがあったりとか、そういう差し押さえとかというきちんとした明示したものというのは、もうルールはつくられているのですか。

営繕課長 家具等の差し押さえについてのその辺の明確なものというか、基準といいますか、そういったものは今のところつくってございません。ただ、滞納整理要綱がございますので、12カ月と4カ月で納付指導、12カ月で最終催告、それにも従わない場合は退去を促すということです。それでも従わない場合は、法律による、先ほどの2名と同じように強制退去の執行という、何しろ家を明け渡すという訴訟に移っていく手順というものはできております。ただ、差し押さえという、なかなかもともと低所得者ということでありまして、差し押さえるものがないというのは大変失礼なのですけれども、なかなか難しいのかなというふうに、まだそういうところでルールづくりはしてありません。

金澤委員 今、大体12カ月で最終期限で、それ以降、粛々と手続されますよというふうに私は理解したのですが、それに対する入居者の同意の判こというのはきちんともらっているという理解でいいのですね。

営繕課長 今、申し上げました最終催告は、22年度に限っては1件も出しておりません。ないということです。ただ、その前に、それに非常に近づいている人間が何人かいらっしゃいましたので、その人についてはその辺もこういうふうに事務的に行くのですよという説明をして、結

果、年度をちょっとまたいだのですが、少しずつ収納をまた始めたりという効果はあります。

金澤委員 市がやっぱりきちんとした強い姿勢、強いという言い方はあれなのですが、明確なルール、基準というのを打ち出すことによって、分割でも払っていただける世帯もふえてくるのかなど。それでも厳しい場合に、生活福祉課とのいろいろな、他の課との横の連携、協力というのはどうなっていますか。

営繕課長 対面で話をする中で、そういった生活保護に関連するような状況というのは話の中で出ましたら、当然生活福祉課のほうに一緒に行って相談するなりというふうにやっております。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。

以降は歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

ここで休憩いたします。

午後 5時10分 休憩

午後 5時11分 再開

委員長 会議を再開いたします。

まず、款8土木費、項1土木管理費、項2道路橋りょう費についての質疑を願います。

横田委員 報告書の136ページ、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう維持費の、要は長寿命化修繕計画のところなのですけれども、22年度に35橋の点検調査業務委託を実施していたのが、この評価のところですか。予想より安価な業務委託が可能になったため、13橋を本年度分前倒して48橋を点検調査することができたということで、予想より安価な業務委託契約が可能となったというこのところの理由をちょっとお聞かせいただければと思います。

道路管理課長 入札をした結果、そういった安くなってしまったというのは、これは事実なのですが、これともともと橋りょう点検につきましては、積算基準というものがございませんので、いわゆる業者さんのほうから見積もりをいただきまして、見積もりといたしましてもお金は入っていないのですが、歩掛かり見積もりという言い方をしますが、そういった見積もりを5社からとりまして、その中で一番安い見積もりを要するに設計基準をした会社のを基準として設計をして発注して、入札にかけたならさらに安い値段で落ちたということで、その余ったというか、残金につきましてさらに追加で前倒しでやらせていただいたということでございます。

横田委員 では、最初はもっとかかるように試算していたとか、それもあったのだとは思いますが、それでも、それで安くいずれにしてもできたので、パーセンテージとしては相当な数前倒

しでできるようになったと思うのですが、では今後は大体どのくらいだというのはわかっているのか、ある程度予想しながらやっていけるということでもよろしいでしょうか。

道路管理課長 そのとおりで予想はしておりますが、ただ今の時代、皆さんやっぱり仕事をとりたいたいのでしょうか、各市町村のいろいろな情報を聞くと、結構安くとられているのです。ですから、ことしの分を今管財課に送っていますが、まだこれから入札という形をとるのですが、ひょっとしたら結構、当初我々が今考えているよりも、さらに安い値段で落ちるということもあり得ますので、その場合、やはり昨年度と同じような形で前倒しでどんどん進めていきたいというふうに思っております。

横田委員 1点、安いのは非常にいいことなのですけれども、気になるのですが、内容はしっかりとされているわけですね。それだけちょっと確認で。

道路管理課長 国で定められた基準、そういった基準をもとに調査、点検を行っておりますので、その基準に基づいた点検をしておりますので、業者がかわったからといって手抜きをされることはありません。

小出委員 今ので関連で1つだけ、これ耐震の調査も入っているのでしょうか、橋で。

道路管理課長 結論から申し上げますと、ありません。今回の調査というのは、あくまでも耐久性、今現在、どれがさびているのか、ひびが入っているのか、そういったものを調査するものでございまして、耐震のことまでの調査は入っておりません。

小出委員 地震が多発しているのか、耐震のほうの見込みというか、今後のある程度の計画みたいなものはあるのでしょうか。

道路管理課長 とりあえず今現在の橋、194橋、それを調査をするということでもございまして、その後耐震というのが、今の段階では国からそういった意味でやりなさい。やることによって補助金を出しますよ、交付金を出しますよと、そういったものはないものですから、今の段階では考えておりませんが、もしいわゆる時代の趨勢としてそういうことが求められてくれば、すべてということは無理でしょうけれども、ある程度重要な橋についてはやらざるを得ないのではないかと思います。

小出委員 わかりました。ありがとうございます。

金澤委員 橋については、強度設計をしたときにきちんと積算をしますが、最後の最後で安全率ということで何倍もぶっかけて、何だったのかなと、今までの積算はというぐらいの、それぐらいの設計をするというのはあるので、耐震の問題というのは、またちょっと強度の問題と別になってくるのですが、私がちょっと聞きたいのは、関連して136ページの橋りょう点検事業の中で真ん中に書いてある跨道橋、つまり圏央道にかかっている橋ありますよね。これ23橋あるのですが、これ市のほうで受け入れたということで、首都圏中央連絡自動車道の団体から受け入れたのですが、そのときに持参金というか、将来的な修繕費の部分というの

は、これはもらって引き受けているのですか。

道路管理課長 そういった将来的な修繕費はいただいております。

金澤委員 その受け入れた時点で、年数というのはどんな感じだったのですか。

道路管理課長 年数というのは、耐久年数ということでしょうか。

金澤委員 はい。

道路管理課長 橋は、ちょっと今、定かなあれわからないのですけれども、たしか50年だったか100年だかちょっと開き過ぎて申しわけございませんが、何せそういったオーダーの土木構造物ですので、50年ではなかったかなと思います。済みません。

金澤委員 この圏央道にかかっている橋に関しては、下が圏央道走っていますから、通常の橋と違って非常に修繕をするにしても、点検するにしても、何するにしてもすごいお金がかかるわけです。そういう意味で、この点検調査、今これ24年度やりますけれども、25年度以降のこの長寿命化計画そのものが本当に予算つくのかなという心配はしているのですけれども、今後の見通しという意味では、しばらくは修繕にお金かからないから安心しているというふうな理解でよろしいのですか。

道路管理課長 そうであればいいのですけれども、今回点検をして、一部既に例えば路面に段差があって、緊急的にもう直したところありますけれども、やはりその交通量にもよるのでしょうか、路面の傷みが結構あるというのがありますので、新しいから修理が要らないということではなくて、やはり応急的にはお金をかけていかざるを得ない橋もあろうかと思えます。

金澤委員 続けてよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 ちょっと前へ戻りまして、報告書の134ページなのですが、道路橋りょう維持費のうち小事業で維持管理費というのがあります。去年までは、これ載せてなかったのですけれども、ことし載せていただいて非常に内訳わかって……

〔(休憩して) と言う人あり〕

委員長 続けてください。

金澤委員 改めまして、報告書134ページの道路橋りょう維持費のうちの維持管理費で、内訳を入間市駅南口、武蔵藤沢駅自由通路、さんかくはし、雨水排水ポンプほかということで内訳出させていただきました。大変わかりやすくしていただいたのですが、これ何で親切に出していただいたのですか、これ。

道路管理課長 今まで隠してたわけではないのですけれども、この機会にこのようにさらしたほうがいいのかと、要するにわかりやすくこれだけのお金がかかっているのだよと、つくと維持費というのはこれだけかかるのだよというのを皆さんに知ってもらいたいという意味で今回から入れました。

金澤委員 ご配慮いただいて、せっかくだから聞きたいと思うのですけれども、南口交通広場と武蔵藤沢の自由通路、さんかくはし、3つあるのですが、それぞれ入札を行っていると思うのです、委託料なんかは特に。これ委託業者はどうなっていますか、それぞれお答えください。

道路管理課長 業者名ということでよろしいですか。

金澤委員 はい。

道路管理課長 まず、委託料にもいろいろな委託料があるのですが、では入間市駅の南口、交通広場関係につきましての委託料からお話をいたします。まず、駅前広場の清掃業務というのがございます。これにつきましては、有限会社戸口工業さんだと思いましたが、そこが指名競争入札だったかな、たしか指名競争入札でとったと思います。

それから、次に入間市駅前エレベーターの保守点検及び監視業務ということで、これにつきましては22年度から、それまでは各駅ごと、場所ごとに保守点検を発注しておったのですが、22年度から一括全部で長期継続契約という形でやりましたので、最終的にはやはり入札で、三菱電機ビルテクノサービスがエレベーターをとっているのです。これは入間市駅前だけではございません。後で申し上げます武蔵藤沢駅なんかもとっております。

それから、あと武蔵藤沢駅のほうに移らせていただきますが、武蔵藤沢駅につきましては、まず自由通路の清掃委託料がございます。これについても、戸口工業さんのほうが入札でお取りになっております。

それから、次に自由通路の日常管理といいまして、エレベーターの電源入れたり、シャッターを閉めたりといったそういった日常の管理、これを西武鉄道のほうに、これは見積もり合わせでやっております。

それから、先ほど言いましたエレベーター、エスカレーターについては一括でやっておりますので、三菱ビルテクノサービスのほうでやっております。

あと、小さなものになりますが、自由通路につきましては火災設備の保守点検……

金澤委員 いいです。

道路管理課長 よろしいですか……あとさんかくはしですか、最後になりますが、さんかくはしについてはまず清掃業務委託でございます。これについては、シルバー人材センターさんのほうにお願いをしております。あとさんかくはしにはエレベーターでございますが、これも一括の三菱さんをお願いしている、そんなような内訳になります。

金澤委員 今のエレベーター、エスカレーターの管理のところ、基数をまとめて、一括長期にして入札していただいたということで、これはもう本当に入間市にとって大前進だなと私も本当に提案していた一人としてうれしいなというふうに思っているのですが、効果としては、まずこの点はどういうふうな効果出ていますか。金額でもし出していれば教えてください。

道路管理課長 お待たせしました。済みません。8,820円安くなっております、値段的に。21年度決

算、要するに21年度で一社一社と別々に契約したのと、全部のエレベーターをまとめて発注したのでは8,820円の減になっております。

金澤委員 ちょっと思ったより削減効果出ていないのですけれども、そのときの見積もり、入札の業者は社名は挙げられますか。

道路管理課長 今、その資料ございませんので、申しわけございませんけれども、後で調べて……

金澤委員 では、個別名は別にしても、保守点検の専門メーカーさん、これは入れていますか。保守点検の専門メーカーさんは入札に入れての結果ですか。

道路管理課長 つまりそれも含めてちょっと今、手元にないものですから、どういうメンバーでやったかちょっとわかりませんので、後で調べてお話しします。

金澤委員 ちょっと調べておいていただくということで、あとは清掃の委託で南口と、あと武蔵藤沢駅なのですけれども、これ請負という点もあるのですけれども、請負のときの見積もりの根拠、内訳で、これは最低賃金守られていますか。

道路管理課長 見積書につきましては、その内訳までは出ていないと思うのです。最終的な金額だけだと思うのです。ちょっとそれまで、まだ今ここにありませんので確認できませんけれども、そういったことではないかと思えます。

金澤委員 確かに請負なので、内訳というのは明示する必要ないというのよくわかるのですが、公契約条例というのも今、問題になって審議されていますけれども、これ自体基本的には最低賃金を守っていただくのは前提だという理解で契約をしている、担当課としては契約しているという理解でよろしいですね。

道路管理課長 そういったあれで、法令等のものには遵守しなさいという形でのいわゆる、これはエレベーターだけではないと思うのですが、すべての公共的なものについてはそういった法律を守った形でのことをしてくださいとなっているのでしょうから、なっていると思います。

金澤委員 ちょっと清掃管理について、本当に最低賃金守れた上での見積もりなのかなという、かなり安くなっているんで、一部。ちょっと私が気になっているので、改めて個別に検討させて、教えていただきたいというふうに思います。

あと、武蔵藤沢駅について日常管理は西武さんで、見積もり合わせと今答弁あったのですけれども、これ西武さんのほかにどこに見積もり合わせしたのですか。

道路管理課長 訂正させていただきます。1社随契です。

〔(見積もり) と言う人あり〕

道路管理課長 見積もりもちろんっておりますけれども。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

石田委員 最初に決算書の157ページなののですけれども、地籍調査の関係を聞いておきたいのですけ

れども、29万9,000円出ていますけれども、今回どこをやったのか、それでこれによって進捗状況がどうなってきたのか、今後どうなっていくのか、その予定もあわせて聞きたいと思います。

道路管理課長 地籍調査事業については、今現在、新規のところについては休止をしておりますので、既に過去にやったものについて、いわゆる間違いというのですか、見つかって指摘をされたらと、いわゆるお客様から指摘をされて、いわゆるこの例えば境界が違うのではないのというようなそういった指摘を受けたものについて発注をしております。昨年度につきましては、幹47号線の中で、幹47号線というのは中橋の周辺になりますが、仏子の。そこについてやっております。

それとあと、もう一つの質問も、今後の地籍調査事業についてということですが、今申し上げましたとおり、現在、休止をしている状態で、平成18年からやっておらないのですが、あと残っているというところにつきましては、どちらかというとなかなか境界が決まらないという難しい地域がほとんどでございますので、なかなかお金をかけても先に進まないだろうということで、とりあえず今現在、お金をかけなければならないところいっぱいあるものですから、ほかの事業に、そういったところに回して、今現在は休止をさせていただいているということでございます。

石田委員 実際にこの29万9,000円というのは、これは中橋の周辺の1カ所なのですか。箇所数は、面積でも結構ですけれども。

道路管理課長 1カ所でございます。

石田委員 18年から休止ということなのですから、残りの今境界が定まらない、この後余り進展しないだろうということというのは、どのくらい面積が残されているのですか。

道路管理課長 調査対象面積が44.16平方キロメートルで、残っているところが10.41平方キロメートルになります。それで、10.41平方キロメートルのうちに、ざっとでございますが、現在区画整理をされていると。区画整理が終わればもういわゆる決まってしまうと言われるところが1.42平方キロメートル、それとあと農地、山林、それとあと基地とか公園、そういった部類で6.14平方キロメートルになりますので、実際の残面積が2.85平方キロメートルになります。

以上です。

石田委員 今言ったところ、区画整理とかそういうのわかりましたけれども、2.85というのはどういう場所が残されるのですか。

道路管理課長 東町のいわゆる国道463の東町ロータリーから南のほうに向かったところ。ジョンソンのところ、富士見公園よりも東側といたしましうか、南といたしましうか、その辺の区域。それと、あと入間台団地についてはやっておりません。あと、東藤沢の角栄団

地についてもまだ実施をしておらないということです。おおむねその辺でございます。

石田委員 ジョンソントウンと入間台と角栄団地というのですけれども、何かこの辺は逆に言うと、もう既に住宅が建て込んでるので、区画ははっきりしているのかなと思うのですけれども、そこはやる必要がないからということなののでしょうか、それともできないという理由は何なのでしょう。

道路管理課長 いわゆる土地を決めるときに1つの判断となるのは公図と言われている、昔から絵図と言われているものなのですが、それと現地が随分違っているということで、なかなか調整がつかないということで、いわゆる地籍調査というのは、やはり皆様のご同意をいただいた上で決定していくものですから、なかなか何せ総論賛成、各論反対的なことでなかなか決まらないということで、時間ばかり過ぎてちっとも先へ進まないということになりますので、決まらない。特に住宅地のほうが決まらないわけでございます。

石田委員 そういう状況もわかるのですけれども、例えば入間台団地あるいは角栄団地というところになってくると、昭和30年代に開発されて、そこで当然測量されて面積が確定しているところではないかと。そのとき、当然境界石も入っているのではないかと思うのですけれども、そういうところで何で進まないのですか。

道路管理課長 ちょっと今言った3つの中で、性格が違うのは入間台団地が若干性格違います。入間台団地は、ご存じのとおり割と区画がはっきりしております、道路があつて。それをやって多分問題にはならないでしょうけれども、逆にそこを決めなくても、今現在何ら支障ないということで、売買等にも全然問題がないので、いわゆるしっかりしているわけですよ、区画街路が。そんなことで逆にそこにお金をかけて、やろうと思えばすぐできます、入間台団地は。大変かかるとは思いますが。

ただ、角栄団地と、あと言いました東町周辺というのは、先ほど言いましたとおり、公図と現地が合わないというところは多々ございますし、1区画が非常に狭いということで、こっちを広げればこっちが狭まるではないが、なかなか調整がつかないということで二の足を踏んでいるということでございます。

石田委員 今の点は、では了解できました。

それと次に、道路の修理の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、それぞれ郵便局の人たちがいろいろ調査して、調査ということもないけれども、気がついたところを修繕箇所を市のほうに指摘するとなっていましたよね。狭山郵便局に集配業務が移ってしまって、今狭山郵便局になってきているのですけれども、その移る前と現在とでは何か変化ありますか。同じようになんかの箇所が指摘されてきますか。

道路管理課長 移る前は、それなりに件数があつたかと思えます。ちょっとそのデータはないのですが、もう既になくなってしまっているのです、その郵便局自体が民営化された、ちょうどその

時期というのですか、混乱をした時期になりますと、うまくその辺が、情報がなかなか局員さんに伝わらないとか、会社の中でも非常に混乱をしていましたので、頼みに行ったのですが、ちっともそれが来なかったという状況だったのです。平成22年1月だったか2月だったか、向こうの支店長さんに協力をお願いに行ったのです、ぜひお願いをしたいということで。そうしましたら、22年の春から4月、5月、6月、9月と4カ月になりますけれども、20件のそういった情報が来ました。それから、今度23年が3月、4月、5月で25件、ですから22年度とすれば45件のそういった情報をいただいております。今年度につきましても、それなりに情報は入ってきておりますし、それについて整備課のほうをお願いをして、なるべく早急に直すような形をとっております。

石田委員 わかりました。かなり改善されたということなので了解しておきますけれども、もう一点別の問題で、上藤沢、林、宮寺間の新設道路ありますね。これは22年度はどの辺まで進んだのでしょうか。

道路整備課長 新設道路につきましては、所沢市と歩調を合わせて事業を進めているところでございます。22年度につきましては、補助基準点設置の測量業務委託を実施しております。また、今年度に関しましては、道路幅員が当初14.5メートルで計画されておったわけなのですが、また今後の財政状況をかながみて、歩道の幅員を1メートル狭めて、総幅員12.5メートルということで幅員の見直しをしましたので、先ほど申しましたようにそれに伴いまして予備設計の修正業務を今年度行っているところでございます。

石田委員 14.5メートルから12.5メートルです。測量そのものをし直して計画することになったというのですけれども、予算的にはどのくらいかかったのですか、変更することによって。

道路整備課長 大変申しわけないのですけれども、今資料のほう持ち合わせておりませんので、後ほど説明申し上げるということによってよろしいでしょうか。

委員長 よろしいですか。

石田委員 はい。それはわかりましたので、では後から結構ですけれども。それで、ただ今後、地元の人たちへの説明というのは、14.5から12.5まで変更になって、地元への説明、上藤沢地域になると思えますけれども、説明はいつごろ、どんな形で行う予定ですか。

道路整備課長 これにつきましても所沢市のほうと協議を進めていまして、今年度予定をしておったのですけれども、震災の関係で延び延びになっておりまして、ことしの12月に説明会を実施するというので今計画しております。

石田委員 わかりました。基本的には状況わかりますけれども、もう一点、これは藤沢の県道で武蔵藤沢停車場線というのがありますね。その先にF37号線というのがあるって、フィルコン坂って言われるところまで、この県道から川までの問題、これはもう10年以上前からいろいろな議員も、恐らく全会派が取り上げている問題なのです。ところが一向にこれが進まないの

すけれども、これは実際に交差点のところではよっちゅう危ない状況になっているのです。車2台がすれ違うということになると、自転車の居場所とか歩行者の居場所がないのです。そういった点で今どんなふうに、これ今後やっていく予定になっているのでしょうか。

道路整備課長 F37号線につきましては、今までに多くの議員さんのほうから一般質問も受けておりまして、不老川から県道までの間、歩道もなくて大変危ないということで、それで実施計画に計上して整備を今計画しているところでございます。

それで、24年度につきましては、測量委託ということで実施計画のほうに計上してございます。それで、これにつきましては、実施計画上も査定結果で若干単価減はありますけれども、認められておりますので、あとは予算の段階でどのような査定が出るかわかりませんが、一応実施計画上は査定結果的には単価減で測量委託は認めるということで、そういうことになっております。

石田委員 実際にこのところ、特に交差点のところが非常に狭くて危ないという状況です。待つことができないような状況になってきてしまっているのです。歩行者と自転車は特に危ないのですけれども、こういったところについて、例えば隣の駐車場で今あいていますよね。こういったところを借地してでも一時的に歩行者の安全を図るなんていう方策というのは検討されているのですか。

道路整備課長 この県道のところにつきましては、確かに大変武蔵藤沢駅側につきましては区画整理で道路が広がって、F37のほうは幅員が狭いということで、センターもずれて非常に危険だということで、それでこのところにつきましては、議員さんご指摘のように駐車場があるということで、担当課としても地権者の方の協力が得られれば、この辺は何とかこのF37号線につきましては、こちらの県道側のほうからできれば協力が得られれば事業のほうを進めていきたいなと思っております。

石田委員 多分これ地権者の方々も、この土地だけとは限りませんが、かなり直接危険を感じているので、協力してくれる可能性があるもので、買収だとか工事の段階まで行く前にも、仮の計画というか、特別借りてでも何か対応をはかっていただけないでしょうか、そういう点はどうでしょうか。

道路整備課長 まだ地権者の方には直接当たって交渉はしておらないのですけれども、現状を考えますと非常に危険ということはもう十分に認識しておりますので、その辺のところは十分に検討させていただいて、考えていきたいと思っております。

石田委員 はい、結構です。

道路管理課長 訂正があるのですけれども、よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

道路管理課長 先ほど金澤委員さんのほうからエレベーターの関係で業者さんの関係、私入札と言い

ましたけれども、間違っています。見積もり合わせでございます。それで、建設部の小規模工事等指名委員会という委員会で5社を指名いたしまして、先ほどその会社はどこ会社ですかということ聞かれまして、そのことも今ちょっと資料が先ほど見つからなかったものですから、今出て来ましたのでお話をさせていただきますが、まず1社目は三菱電機ビルテクノサービス株式会社、1社目がです。2社目が有限会社戸口工業、3番目が中央エレベーター工業株式会社、4番目が株式会社サンワックス、5社目が東芝エレベーター、以上5社を選んで見積もり合わせた結果、三菱電機ビルテクノサービスさんが一番安価で見積もりがあったものですから、そちらと契約をいたしました。済みません。訂正並びに先ほどの質問の補足をさせていただきます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 今の関連でいいのですか。

委員長 今の関連だけね。

金澤委員 今、5社教えていただいたのですけれども、三菱さんと中央エレベーターさん、サンワックスさん、東芝さんはわかるのですけれども、これ戸口さんが入るとするのは、エレベーターメーカーでもないし、専門メーカーでもないし、保守メーカーでもないし、これどういうことなのですか。自分自身でできる技術、能力はあるのですか。何で見積もり合わせとれるのですか、それで。

道路管理課長 これについて戸口さんのほうの指名参加願に、そういったエレベーター類の保守点検という業務も入っておりますので、その中で選んでいるということでございます。

金澤委員 それは自前で保守点検をする人間を抱えているということですか、それとも発注することですか、それどういう指定を受けているのですか。

建設部次長 業者の選定に当たりましては、基本的に指名願、これを出していただく中で業種を幾つか選べることになっておりまして、うちはこういう業種ですよと、こういうものができますよというものがあまして、そこから選び出しておりますので、管財課のほうに提出をされていると思うのですけれども、そこで多分許可ですか、保守点検ができるという部分の、またそういう事業をやってきたという実績とかそういうが入っていると思うのですけれども、今手元にはございませんので……

道路整備課長 補足があるのですけれども、先ほどの石田委員さんの質問です。

委員長 許します。

道路整備課長 F37の関係なのですけれども、これの整備についてなののですけれども、うちのほうで計画しているのは、将来的なものも交通量等考えて整備をしていきたいなと思っているのですけれども、それとは別に暫定的な整備というものもあるのですけれども、税金の関係で5,000万円控除の関係で、最初それは整備して、それ使ってしまうと、今度は新たに完

成形というか、最終的な道路をつくるときに税金の関係でその辺のところは考慮というか控除されないようなことになりますので、整備につきましてはうちのほうで、藤沢駅側の道路とあわせて、できれば歩道もつけた形で……

〔(一括して) という人あり〕

道路整備課長 はい。

以上です。

委員長 このことに対してね。

石田委員 実際にこの交差点のところは特に危険な状況なのですよね。それに対して、例えば歩行者とか自転車が歩くだけとか通るだけの道、それでもやっぱり5,000万円の控除、これ普通の公共事業でやった場合も控除かなと思うのですけれども、その対象になるということなのですか。買収とかそういうものしなければ別に問題ないのではないかなと思うのですけれども。

〔(決算じゃないですよ) という人あり〕

道路整備課主幹 5,000万円控除の目的自体が、道路なり公共施設を早くつくるために協力した方に対しての特例制度ですので、まず借地契約なりをして道路を先につくってしまって、後から買収かけた場合、5,000万円控除の適用に原則としてはならない形になってしまうのです。ですから、その辺をどうやって正直に申請を税務署のほうに出してしまえばもうバツになってしまうので、ちょっと慎重に取り扱う必要はあるのはあるのです。ですから、きちんとした整備で借地契約を結んで、借地料まで払ってということになってしまうともう完全にだめですので、その辺も含めて検討していかなければならないかなというふうには思っています。

それから、ある程度実際に整備する線形が決まって、こういう形でお願いしたいと。暫定的にここだけ先行して協力していただけないかということであればやりやすいのですけれども、先に線形決まらないうちに暫定的な形で協力いただいてしまって、それが既成事実になって、ここまでだよという形になってしまう危険もありますので、いずれにしても地権者の方とよく話して、ある程度市のほうでの説明なり計画なりがはっきりできる段階ではないとちょっと後々が大変だ。その場はいいのですけれども、後々がちょっとややこしくなってしまうかなというふうに思います。

石田委員 専門家としてそれぞれやってもらうのは結構なのですが、要はここを通る人たちの安全を確保してほしいということなのです。それはどういう形だろうと、無料で借りようとなんだらうとそれは構いませんけれども、いずれにしても歩行者と自転車の安全の確保ということで、隣接の地権者の人たちの協力も得ていくということで対応をお願いしておきたいと思いません。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款8 土木費、項1 土木管理費、項2 道路橋りょう費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 5時55分 休憩

午後 5時56分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款8 土木費、項3 都市計画費、目1 都市計画総務費、目2 街路事業費、目4 土地区画整理費、目5 下水道費についての質疑を願います。

関谷委員 目4 土地区画整理費のうちの野田土地区画整理事業についてお伺いいたします。今でも反対の地権者は何人いらっしゃるのでしょうか。

区画整理課長 現在把握しているところでは、2名の方でいらっしゃいます。

関谷委員 その2人の方の反対の理由はおわかりでしょうか。

区画整理課長 1名の方につきましては、当初そちらの方に交渉に何う期間、野田の場合ですとおおむね二十数年間かかっておりますけれども、その間の中でお話しに行くのが、とりあえず今までの間、道路等ある程度整備されておりましたので、年次的に最後のほうでもいいかなというふうなそういうふうになんて判断があったというふう聞いております。そのため交渉に当たる時期が大分おくれて、事業の最後のほうになったということで、やはりちょっと若干心証を害したという方がいらっしゃいます。

もう一件の方につきましては、やはり当初の線形と、あとは若干の減歩というふうなものもございまして、そういうふうな中でのご不満でなかなかご理解をいただけないという点でございまして、そういうふうな理由でございまして。

関谷委員 済みません。もう一回、2人目の人の理由をお願いします。

区画整理課長 2人目の方につきましては、線形の関係で、あと道路の形が変わることによって土地が多少減ってまいりますので、そういうふうな形の減歩、そのようなことについてのご理解がなかなかいただけないという理由でございまして。

関谷委員 説得のめどについてはいかがでしょうか、お二人の方。

区画整理課長 一応交渉には伺っているのですけれども、なかなかお話には、通常の会話であれば応じていただけるのですが、区画整理の話になるとそこまでの話がなかなかいかないという状況でございまして。

関谷委員 めどは今のところ立っていないということよろしいでしょうか。

区画整理課長 今、一生懸命努力しているところでございます。今現状ですと、ただ一応お話しの方は、最初はかなりご立腹だった方が、通常なりの会話等には応じていただいておりますので、何とか早く収束に向けて努力しているところでございます。

石田委員 報告書の138ページなのですが、建築指導費の中のマンション居住支援ネットワークというのがあるのですが、この内容と、市内のマンション、例えば何階建て以上がこういった対象になっているのか、その数と居住人口、具体的な支援内容というのはどういう中身なのでしょう。

建設部参事兼建築指導課長 マンションの居住支援ネットワークにつきましては、埼玉県と関係NPO団体と市町村が連携をいたしまして、マンションの維持管理についての連絡調整会議等を行っている団体でございます。具体的な行動といたしましては、マンションに対する相談業務のあっせんと紹介です。市で直接やっているわけではないのですが、マンションセンター等への紹介、あと狭山市と入間市が隔年で支援ネットワークの説明会等を開催いたしまして、昨年度は狭山市が主催で基礎セミナーを開催しております。

もう一点の具体的なマンションの数について、ちょっと今、手元に資料はないのですが、もしあれでしたら後で。

石田委員 人口。

建設部参事兼建築指導課長 人口についても、今手元にちょっと資料ないのです。申しわけございません。

石田委員 具体的な支援内容というのはどんななの。

建設部参事兼建築指導課長 マンションの維持管理に関する問題で、大規模改修であるとかそういう問題と、あとマンションの中のいろいろなトラブルの解消方法とか、あと維持管理に対するアドバイスですか、そういうふうなものが主でございます。

石田委員 例えば、大規模改修で見た場合には、入間でも結構もう35年とか40年近くたっているものがあるのではないかと思うのです。そういったものについて、例えば具体的に市内のそういったマンションの居住者から相談を受けているのですか。

建設部参事兼建築指導課長 市のほうに直接その建てかえなりの相談を受けている事例はございません。

石田委員 実際にはマンションの管理組合や何かで一本にまとまって、それで相談するというところまでなかなかいかないかと思うので、実際に個別な相談からまず始まるのかなと思うのですが、そういった点では例えば来ていませんか。

建設部参事兼建築指導課長 そういう事例があった場合も、その支援のネットワークがございまして、NPO団体あるいはマンション管理士と専門の団体がありますので、そちらのほうを紹介するような形で、市のほうでは、建築指導課のほうで直接その改修工事等についてのアドバイ

スは行っておりません。

石田委員 こういった形で、例えば大規模改修等を考えた場合に、市内で建てかえの時期をそろそろ迎えているというマンションというのはどのくらいあるのですか。

建設部参事兼建築指導課長 何年で建てかえの時期になるかというのは、ちょっと具体的な事例というのはないのですけれども、今、市のほうで建てかえが必要なマンションは何棟あるかというのは、また申しわけないですけれども、先ほどのようにちょっと事例として把握はしてございません。ただ、大規模改修を継続的につなげることによりまして、一定限度の経年劣化というのですか、そういうものは防げるのではないかと考えております。

石田委員 例えば、古いマンションの中で耐震性がやっぱり基準に達していないとか、そういうのも当然あるのではないかと思うのです。そういったものについては、建てかえをやっぱり指導するのかなと思うのですけれども、その辺の実態はどのようにつかんでいますか。

建設部参事兼建築指導課長 マンション支援ネットワークの中で直接建てかえが必要な建物というのは把握はしてございませんけれども、先ほど言ったとおりなのですけれども、入間市の耐震改修促進計画の中で旧耐震基準でつくりました共同住宅の数等については、一応110軒ですか。

石田委員 110軒、棟ではなくて。

建設部参事兼建築指導課長 棟です。住宅ですから棟です。

石田委員 いずれにしろ、かなりこれが大問題になってくると思いますので、ぜひともこのネットワークうまく活用して、やっぱり管理組合等の対応にこたえていくというか、そういうことが大事だと思うのです。

あと、139ページの右側のほうでちょっとお聞きしたいのですけれども、開発指導費の関係で市街化調整区域の45件開発の対象になっています。5万5,466平方メートル、これの具体的な中身、どんな内容なのかお聞きします。

建設部参事兼建築指導課長 市街化調整区域で開発許可が必要なグループといたしまして幾つかの事例がありまして、一番有名なところというわけではないですけれども、分家とかそういう自己用住宅というような事例がありまして、そちらのほうは10件ほどありまして、それとは別にともとも既存、宅地性がある宅地で、それで開発をするという事例が40件ですか、それとあと店舗系のものとかそういうほかの基準で立地しているものが残りの部分で、全体で45件となっております。11号といたしまして、宅地性があるところが27件、それから分家系が12件、その他の店舗系が3件です。あとサービス系が3件ということです。3、3、27、12、それで45件。

石田委員 特に分家や何かで、最近ですと農家でなくても分家できるようになっていますよね。その辺は実際22年度何件かありましたか。

建設部参事兼建築指導課長 農家分家というか、もともと市街化調整区域に土地を持っていた方が、自己用住宅をつくるというのが5件ございまして、それとあと市街化調整区域に長期に居住する親族のためにという基準が新たに、最近新しく、最近というか、新しい基準がありまして、それについて5件でございまして。ですから、両方で10件ということになります。

石田委員 大体状況わかりました。

あともう一つ、安川新道の関係で用地取得率が15.1パーセントになったということですが、実際に残りの用地買収というのは、上藤沢郵便局から藤沢中学校の交差点までですか、その間でどのくらい残ったのですか。

都市計画課長 全体で1,438.53平方メートルございまして、現在用地買収が済んでいるところが216.99平方メートルです。この差し引きで1,221.54平方メートルです。

石田委員 それはわかりましたけれども、そうするとこれ実質まだ用地買収全部終わって、ここまで歩道やなんかつけて整備するというの、まだかなり長期的な先になるということなのですか。

都市計画課長 用地買収を平成26年度までに終了を予定しておりまして、27年度に主要電柱の移設とか地下埋設物工事、平成28年度に街路築造工事を予定しております。

石田委員 実際にこのところの区間を見ても、実際にいろいろな開発されて、利用されていますよね、お店ができたりいろいろな形で。そういう中で自主的にもう市の指導に従って、後退してちゃんと歩道部分だとかその分下がっているところがいっぱいあるのです。ただ、それが一軒一軒区画されているものだから、そこで切れてしまったりなんかしているのですけれども、お互いにつながっているの、その辺の善意を生かしてもうちょっと歩道として実体として使えるようなことというのは、そこまで協力してもらっているのに生きてこないのかな、その辺を生かす方法というのは検討されていますか。

都市計画課長 見たところ、なかなかその検討等をちょっとまだ行っていないのですけれども、用地買収ができたところに関しては歩道として使えるような形で翌年度等に事業としてというのですか、舗装をかけて、人が通れるような形の形態にしようとは考えております。

石田委員 用地買収できていないところについても、個別の開発の中でそれぞれ後退して、その用地をあけている形態というのは認識していますよね。

都市計画課長 はい。もう分筆までされて後退しているところもあるということもございまして。

石田委員 これ要望なのですけれども、ぜひそこまで後退してあけてくれるのに、それが生きてこないというのはちょっともったいないので、できたらそうした善意を生かすような方法で、道路を少しでもやっぱり安全な場所に、もしそれができていけば自転車がよけられるだとか、歩行者がそこを通れたとか、いろいろな安全の面で生かせるのではないかと思うのです。その辺で検討して、前向きにやってもらえませんか。どうでしょうか。

都市計画課長 後退をされていて、支障になるブロックとかがない分に関しては、そこら辺ちょっと

検討させていただきたいと思います。

石田委員 以上です。

齋藤委員 今回のこちらの報告書のほうです。139ページ、今、石田委員がお話しした市街化区域と市街化調整区域の件なのですが、こちらの事業概要の中には139ページの半分から下です。都市計画区域を計画的な市街化を促進すべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分することと書いてあるのですけれども、開発許可、市街化区域が19件で、市街化調整区域は45件、倍の数字なのです。そこで最後の評価の中で、民間宅地開発等について都市計画法や宅地開発指導要綱を適正に運用することにより、災害のない安心・安全のまちづくりに寄与することができましたというふうに書いてあるのですけれども、今のどの辺が寄与できたのかちょっと教えていただきたいと思います。

建設部参事兼建築指導課長 まず一番最初の質問の市街化区域が19件で、調整区域が45件と数が逆ではないかみたいなお話なのですが、一応市街化区域については500平方メートル以上の土地の区画形質の変更があった場合には開発の許可の対象でございますので、通常の小規模の宅地、あるいは全然もともとの建てかえとかそういうものについては、この許可の対象になっておりません。ですから、数が少ないということで、調整区域についてはもうゼロ平米からなので、必ず、必ずというか、建てかえは別ですけれども、開発のお話しになるという話でございます。

それから、宅地開発指導要綱で適正なまちづくりができるというような、どういうふうに寄与したかというところだと思うのですけれども、最近は大きなトラブルは余りないのですけれども、一定規模以上、例えば中高層マンション等があった場合に、近隣の説明とかそういうものについては建築基準法ではありませんので、あるいは近隣住民に周知をするとかそういうものがないので、そういうものが1点。あるいは、大きな、要するに事業の計画内容について、あらかじめ周辺の影響のある市民の方に周知をするというのが市民に対しては1点。あと、行政内部といたしましては、申請がいきなり出てしまいますと水道にしろ、下水にしろ、道路にしろ、さまざまな公共施設への影響が出てくるということで、あらかじめそれを協議することによって、適正な公共施設の整備との、開発者とのある部分では共同部分も含めて進めることができるというような形だと思います。

以上です。

齋藤委員 わかりました。

次の140ページの款8 土木費、項3 都市計画費、目1の都市計画総務費の中で、主な支出項目ありますね。執行状況及び主要な事業の成果ということで、(1)と(2)なのですが、(1)の委託料が公共嘱託登記業務委託費ですか、429万4,657円、(2)の補償、補填ですか、これ。

〔(はい) と言う人あり〕

齋藤委員 補填及び賠償金です。市道拡幅用地等補償料2,984万6,085円というふうな形になっているのですけれども、これちょっと説明していただけますか、どんな状況か。

建設部参事兼建築指導課長 この大事業の市道拡幅整備事業につきましては、建築行為に伴って中心から2メートル、セットバックをすることによって建物をつくるのですけれども、それに主に対応する事業でございまして、こちらの委託料につきましては分筆をして、基本的にセットバックをしたところについては無償で市のほうに寄附をいただいているのですけれども、その分筆する費用等々がこちらの委託料でございまして、もう一つの補償、補填費については、そこにブロック塀とか構築物があった場合に、それを移設するための費用でございませ

以上です。

齋藤委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費、目2街路事業費、目4土地区画整理費、目5下水道費についての質疑を終結いたします。

次に、款8土木費、項4住宅費についての質疑を願います。

金澤委員 まず、市営住宅の耐震化推進事業ということで、報告書の145ページに997万5,000円ということで、市営住宅も耐震化しましょうということで計上されているわけなのですが、これ見せていただくと、基本的にはやっぱり集合住宅ですよ。実際には昔ながらの平家の木造の市営住宅も、まだまだ何軒も残っている状態ですよ。そうなったときに、市としては基本的に市営住宅については高層化をして効率化していきたいと、効率を上げていきたいというお考えはあるのでしょうかけれども、実際問題、現実に市営住宅の平家木造に住んでいる、かなり老朽化しているのがほとんどだと思えるのですけれども、この木造平家住宅に対する耐震化のお考えというのはどのようになさっているのでしょうか。

営繕課長 やはりストック活用計画で検討した中で、木造については基本的には集合住宅に何棟かに分けて建てかえるということで、すべて木造住宅については解体という方向でございまして、木造住宅をそのまま耐震化するという計画はございません。

金澤委員 建築指導課のほうでは、市内の住宅、建築物に対して、木造住宅耐震診断補助金というものも計上して、市民の安心・安全というのを推進しているわけですよ、市の施策として、木造住宅における耐震の強化。ところが、一方、市が公的に事業としてやっている木造平家の古い市営住宅について、耐震補強どころか、耐震診断すらしないということで理解しているのですか。

営繕課長 今ご質問のあったとおり、大変老朽化しておりまして、ちょっと耐震診断するよりも、既に解体という方向でやっていきたいと考えておりますので、耐震診断はするつもりはございません。

金澤委員 そこまで言い切って大丈夫なのかななんて気はするのですけれども、ではちょっと質問を変えて数字をお聞きしたいのですが、木造平家の市営住宅で、今現在、何軒、何棟というのかな、何戸、戸数は、今実際に人が住まわれていますか。

営繕課長 現在、木造127戸ございまして、入居戸数が昨年度3月いっぱい末で96世帯でございます。

金澤委員 つまり127戸あるけれども、実際に住んでいるのは23年3月時点で96世帯、つまり127分の96実際に住んでいますよということで今ご答弁あったわけなのですが、これ実際には木造住宅といっても、古いといっても幅があると思うのです。本当に昭和30年代前半のものから幅があると思うのですけれども、新しい木造市営住宅というのは何年代ぐらいが一番新しいのですか。

営繕課長 年度的に一番新しい木造住宅でも昭和38年でございます。

金澤委員 ちょっと将来解体したいのだから手はつけないよというのは、それは一応お金いただいているわけですね。市営住宅ですからお金いただいているわけですね。それで、例えば民間の古い木造住宅だったら、民間が古いからもう手一切直さないよというのだったら、それ認めるのですか、市だったら。

委員長 この辺どうですか。

営繕課長 耐震診断等々は、先ほども答弁したとおり計画はございませんが、入居していますので、それなりのいろいろな修繕等を、第1はまずRCの要するに集合住宅のほうに木造から移転してくださいというのがまず最初です。いや、まだまだ至急には無理なのでということであれば、もう修繕を緊急でやるということで対応しております。

金澤委員 ちょっとそうやって聞いていると誤解してしまうと思うのだけれども、修繕というのは、雨漏りがしているとか、床が抜けて腐って落ちてしまうとか、そういう修繕をしているということで、耐震についての一切手をかけていないというのが事実なのでしょう。そういうことでいいのですよね。

営繕課長 そのとおりでございます。

金澤委員 基本的に移行の過渡期というのは理解するのですが、例えば全部それこそ直して、耐震補強して、お金すごいかかるわけですね。これは確かに効率、予算の配分という面から見ると難しいのでしょうけれども、今現在は全部を耐震補強しなくても、寝ている部屋、寝室なら寝室だけを耐震化して補強して、いざというときに建物が倒壊するときでもつぶされないようなそういうようなものも開発されていますよね、部分的な耐震という。その点について、本当に市として全く手をつけません。どうぞご自由にとというのがいいのかどうか、そういう

検討すらできないのですか。これちょっと部長に答弁いただこうかな。

建設部長 おっしゃるとおり、人が住んでいるわけでございますので、耐震補強するのが一般的には当然であろうという考えは持っております。しかしながら、もう既に昭和38年ということになりますと、もう48年ぐらいですか、たっている建物になってくるということで、それを耐震補強することでどの程度もちこたえられるのかということもまだこれからの検討課題かなと思うのですけれども、ただ人が住んでいる以上は人の命を守るということを考えますと、何らかの方策は考えておかななくてはいけないかなというふうに思っておりますので、今後ちょっと現に今96戸ということで人が住んでおりますので、その辺については担当部署とちょっと協議をしながら、なるべくRCの建物に移転をしていただくということを基本に置きながら考えていきたいということでご答弁とさせていただきたいと思えます。

以上です。

金澤委員 繰り返しになりますが、全部を耐震補強するのではなくて、本当に1部屋、寝ている部屋だけの耐震補強というものも開発されていますので、それも含めてもうちょっと前向きに検討していただきたいということを言って終わりたいと思えます。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款8土木費、項4住宅費についての質疑を終結いたします。

以上で都市経済常任委員会所管のものについての質疑を終結いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了しましたので、次会の日程について報告をいたします。

次会は、10月19日午前9時30分から、一般会計のうち福祉教育常任委員会所管のものについて審査を行います。

△ 散会の宣告（午後 6時27分）

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 金子俊雄